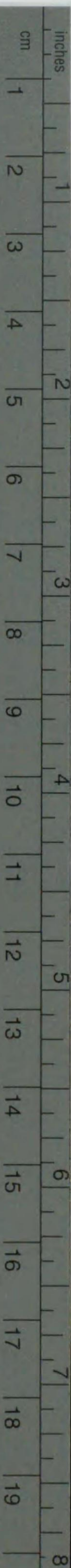


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak


Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]
[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]	[Patch]



612-69  
1200501534734

〇 複写







出版タイムス社編

日本出版大観

東京出版タイムス社  
大阪





612-69

## 刊 行 の 辭

我が國に於ても、書誌學の研究は可成りに進んでゐる。現に此の方面に於ける學者も著書も相當あるので、資本が潤澤にさへ得られるなら其の完璧を期することが出来るように思はれる。然るに古來出版事業の經營的方面に關する研究は全く等閑に附せられてゐる。明治初年以後に於てすら二三の手記書を散見するに過ぎない。尤も學問的な立場、就中、文化の考證的立場からは出版經營は書誌の夫れほご密接な交渉を持つてゐない。殊に往昔の出版事業の如きは一般經濟の上から見て、極めて微々たる存在に過ぎなかつたので、餘ほご興味のある事件もか、大著述を爲した書肆などが僅かに史實の上に傳へられ、偶々何かの參考にされることはあつても、制度、習慣、人事等の經營に關する著書の出なかつたのは當然であつたかも知れぬ。

吾々は今更、出版事業の如何なるものであるかを茲に説くことの必要でないことを知る。それは誰でも知つてゐるからだ。譬へば「出版は文化の母」みたいな言葉で表現しても、其の事業の内容性は釋然として會得されるだろう。それから出版事業の存続性について考へることも全く無駄なことである。何時如何なる時代にあつても人類の減びない限りに於ては、出版は人類と共に榮えてゆくであらうことを誰も疑ふものはないであらう。洵に、出版事業は凡ての事業の中から選ばれた最上の事業であるを信する。たゞ此の場合、吾々は、出版事業が近代文化の生活に益々密接且つ重要性を帯び來つたこと、其の概念を前提として、出版經營があらゆる方面か



ら當然研究の對象なる筈のものであることを主張したのである。

而して此の主張の實現は、或る意味に於て、吾社「出版タイムス社」の創立になつたのである。即ち吾社は大正十三年八月創立以來出版經濟の一分野に屬する専門の機關新聞「出版タイムス」を發行し微力ながら出版事業の經營に資すべく全力を竭し、之れが肅正と興隆の爲めに精進し來つたのである。而して其の一面に於ては、出版事業史の文献に意を用ひ、曩きに『京阪書籍商史』『江戸書籍商史』を刊行し次いで今また『日本出版大観』を公刊した。

『京阪書籍商史』『江戸書籍商史』については既に御承知の方も多々あることと思ふ。明治以前の京都、大阪、江戸の三都に於ける出版事業の沿革を記述したものであるが、しかし其の沿革は實に廣汎にして、之れをもつて其の全容を盡したものは言へない。僅かに斯業史の一片を纏めたものに過ぎないのではあるが、出版經營の研究の上に一つの新たな鋪道をつくつたものであると言へよう。更に之れを學問的な立場から言へば、我が國文化史、經濟史の上に新たな研究資料を提供し得たと信じてゐる。

本書『日本出版大観』は大正十五年九月四六判八百頁の豫定で、出版物を経とし經營を緯とする方針の下に着手し、豫約出版法に據り發表したのである。然るに、紙數僅か八百頁をもつて此の如き計畫を完全に果さんとする事は、絶対に不可能であることを發見したが、之れを増頁することは資本の關係が許さないの故、多年の年月を要するに過ぎず、遂に着手後年餘の久しきに至つて計畫を中途より變更し、最初の計畫にもさづく出版經營

のみを本書に収録することにした。即ち明治以後の書籍商史に力點を置く計畫を新たに樹つたのである。然るに此の間、東京書籍商組合に於て『東京書籍商組合史』の刊行あり、又々編纂上に蹉跌を生じ、刊行の途次彷徨として行惱むに數年、漸くにして本書の完成を見るに至つたのであるが、かような譯で、題名に内容が一致せぬ憾もあり、且つ本書中現代東京書籍商史は東京書籍商組合發行の東京書籍商組合史と重複し、更に近年に於ける斯業の情勢、組合規約の改變等を削除したことは甚だ遺憾であるが、この中にあつて吾々が聊か快心の情を禁じ得ないのは『人々事業』に於て、現在斯界の第一線に立つ人々を全國的に網羅したことにである。

然しながら茲に一言を費したいと思ふことは、此の『人々事業篇』に於ては、現在書籍商組合員は一萬三千を算してゐるので、本來なれば、此の全體を網羅することに於て完璧を期し得るのであるが、それは現在の我々の資力に於ては到底出來得る業でなく、且つ本篇の目的は廣告、宣傳を目的としたものでなく出版經營の研究資料とするを第一條件としたのであるから、其の全體を網羅しなくても、出版、取次、小賣の三者の經營が如何なる状態にあるかが判然すれば足りるのである。それと、今一つには、本書は其の計畫の當初定價を拾五圓に發表したのであるが、現今、工賃及紙價は低減を來たし、且つ書籍の價も著しく低廉になつてゐることに鑑み、定價を拾貳圓に引下げ、尙四六判八百頁總クロスを菊判六白五十頁、天金、背皮、クロスに變更し、聊か犠牲を拂つた積りである。

出版が人類に投ずる光明——それは人世の朗らかな黎明である。出版事業家の使命の重且つ大なることを吾々



は痛感するに共に、また吾々の斯業經營に資すべき任務が本書の刊行をもつて終れりとするものでない。之れを第一期として今後に俟つべきもの多々あることを切實に感じてゐる。

本書計劃の完成に際し特別後援者及び豫約申込者諸氏に對し茲に敬意を表するの自由を容されたい。

昭和五年十月

村 田 勝 磨

# 日本出版大觀

## 目 次

第一編 現代東京書籍商史……………	一	第二節 明治廿四年の規約修正……………	三五
緒 言……………	一	第三節 押切帳規程の新定……………	三五
第一章 東京書籍出版營業者組合の創立……………	三	第四節 規約第七條細則制定……………	三五
第一節 東京書籍出版營業者組合規約……………	五	第五節 雇人獎勵規程……………	三七
第二節 組合規約の修正……………	一〇	第七章 組合の對外運動記錄……………	四〇
第二章 最初の建議建白……………	三	第一節 出版條例改正請願……………	四〇
第一節 出版條例に付建議……………	三	第二節 小學教科書國定反對意見……………	四六
第二節 教科書出版に關し建白……………	四	第三節 萬國版權保護同盟條約に付建議……………	四六
第三章 圖書館の濫觴と貸本屋……………	八	第四節 印刷料紙輸入稅全廢請願……………	四九
第四章 明治初、中期の業界……………	九	第五節 清國に於ける我版權問題……………	五一
第一節 明治初年の東京書林……………	九	第八章 更生せる東京書籍商組合……………	五三
第二節 雜誌興敗の跡……………	二五	第一節 注目すべき明治三十五年の躍進……………	五三
第三節 博文館創業前後の業界……………	二六	第二節 東京書籍商組合新規約……………	五三
第五章 圖書大市會の起源と成績……………	三〇	第三節 明治三十六年の規約修正……………	五三
第六章 制度次第に定まる……………	三三	第四節 新加入者商號使用規程……………	五四
第一節 規約第七條の勵行……………	三三	第五節 明治卅九年の規約修正及施行細則新定……………	五五



第六節	明治四十一年の規約修正	六六
第七節	大正四年の規約修正	六六
第八節	圖書通帳取扱規程	七〇
第九節	大正八年の規約修正及販賣規程制定	七一
第十節	其後の規約修正	七二
<b>第九章</b>	<b>國定教科書の沿革</b>	八三
第一節	小學校教科書國定の機運迫る	八三
第二節	國定以前の變遷	八六
第三節	國定後の狀態	九二
<b>第十章</b>	<b>其後の對外運動</b>	九三
第一節	外國圖書附屬品輸入稅撤廢運動	九三
第二節	營業稅及び關稅廢改運動	九五
第三節	著作權法修正の陳情	九六
第四節	營業稅全廢請願	九八
第五節	紙價暴騰抑制運動	一〇〇
第六節	營業稅輕減に付陳情	一〇〇
第七節	營業稅免除の請願	一一二
第八節	發行者に薄き著作權法改正の請願	一二五
第九節	關稅定率法改正反對運動	一三三
<b>第十一章</b>	<b>組合創立二十五週年紀念會</b>	一三四
<b>第十二章</b>	<b>定價販賣實行と全國聯合會成立</b>	一三五

<b>第十三章</b>	<b>關東大震火災の犠牲</b>	一三五
第一節	慘死者五十有餘名	一三五
第二節	圖書拂底と中間景氣	一三七
第三節	委託品計算と火災保險	一三七
第四節	復興後第一次の大市會	一三八
<b>第十四章</b>	<b>銀行破綻の影響と善後策</b>	一三八
<b>第十五章</b>	<b>圓本の出現と勞働爭議</b>	一三〇
第一節	圓本時代	一三〇
第二節	勞働爭議	一三三
<b>第十六章</b>	<b>組合員の分布狀態</b>	一三三
<b>第十七章</b>	<b>創立以來の正副頭取組長</b>	一三三
<b>第十八章</b>	<b>累年組合收支計算表</b>	一三四
<b>第二編</b>	<b>各團體沿革史</b>	一三六
<b>第一章</b>	<b>東京出版協會史</b>	一三六
第一節	大正時代	一三六
第二節	昭和時代	一三九
<b>第二章</b>	<b>中等教科書協會史</b>	一四〇
<b>第三章</b>	<b>全集發行者協會史</b>	一四四
<b>第四章</b>	<b>日本雜誌協會史</b>	一四五

<b>第五章</b>	<b>小賣業展望</b>	一五五
第一節	東京圖書雜誌小賣業組合小史	一五五
第二節	東京圖書雜誌販賣業聯合會小史	一五六
第三節	東京雜誌販賣業組合小史	一五九
<b>第六章</b>	<b>全國書籍商聯合會略史</b>	一六〇
<b>第七章</b>	<b>我國出版界の現勢</b>	一六三
第一節	我が國出版界の分野	一六三
第二節	我が國出版界の業況	一六四
	最近出版圖書累年比較表	一六四
	列國の出版圖書	一六六
<b>第八章</b>	<b>講座物と全集物一覽</b>	一六七
<b>第九章</b>	<b>雜誌一覽表</b>	一六八
<b>第三篇</b>	<b>現代大阪書籍商史</b>	一七〇
<b>第一章</b>	<b>大阪書籍雜誌商組合の創成と發達</b>	一七〇
第一節	大阪市書籍商組合	一七〇
	大阪市書籍商組合規約	一七二
	組人名簿	一七六
第二節	組合規約改正	一七六
	大阪書籍商組合規約	一七三
	商取引規則	一七七

<b>小賣規則</b>	一七六	
仲裁規則	一七九	
<b>第三節</b>	<b>大阪雜誌販賣業組各</b>	一八〇
	大阪雜誌販賣業組合規約	一八〇
	書籍商組合と雜誌販賣業組合の合併	一八〇
	書籍販賣價額協定	一八二
<b>第四節</b>	<b>附小賣委員會の沿革</b>	一八二
第五節	小賣委員會の沿革	一八四
第六節	書籍商組合の史的考察	一八四
第七節	書籍雜誌組合の合併に關する経緯	一八五
第八節	全國組合聯合會	一八六
	大阪組合の歴史的關係	一八六
第九節	現行の規約及附屬規程	一八七
<b>第二章</b>	<b>大阪圖書出版業組合大要</b>	一八七
緒言		一八七
<b>第三章</b>	<b>大阪圖書出版協會設立の過程</b>	一八七
第一節	御文庫講	一八七
第二節	住吉御文庫	一八八
第三節	天滿御文庫	一九〇
第四節	御文庫社申合規約	一九〇
<b>京都書籍商組合規約の斷片</b>		一九二



東京篇 人之事業

織田	岡田	岡倉	大川	大川	演藝	益樂	永英	會合	字野	上田	岩波	磯部	磯部	郁文	ア朝	朝野	青野
書榮	書	書	報	報	學	學	學	學	版	版	書	部	部	部	部	部	部
店	堂	院	店	屋	社	堂	店	社	社	店	店	屋	堂	店	ス	屋	店
一〇	九	八	七	七	六	六	六	五	五	四	四	三	三	二	二	一	一

教文	京文	教文	敬文	慶文	啓文	敬文	警文	經文	慶文	近文	金文	共文	機文	菊文	巖文	巖文	夏文	學文	開文	温文
書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書
院	社	社	會	堂	堂	社	館	社	社	堂	社	堂	社	閣	店	店	堂	堂	社	社
一〇	九	九	八	八	七	七	七	六	六	五	五	四	四	四	三	三	三	二	二	一

西	コ	古	國	克	鴻	光	光	弘	光	弘	弘	孝	恒	光	厚	工	廣	會	合	工	健	會	株
民	民	文	文	誠	盟	明	文	文	風	道	道	盛	星	世	生	教	惠	玉	玉	學	研	文	究
庫	庫	刊	刊	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行
房	社	院	會	堂	社	館	堂	社	館	館	閣	堂	堂	館	閣	會	堂	堂	院	社	社	社	社
一〇	九	八	七	七	六	六	五	五	四	四	三	三	三	三	三	三	三	三	二	二	一	一	

信	會	株	昇	尚	正	會	合	春	春	春	清	會	合	斯	實	實	至	集	三	三	會	株	山	酒	創
義	而	而	而	而	而	而	而	而	而	而	而	而	而	而	而	而	而	而	而	而	而	而	而	而	而
堂	龍	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文	文
店	社	堂	堂	堂	房	會	社	堂	屋	店	院	社	社	堂	社	社	堂	堂	堂	堂	堂	堂	店	堂	
一〇	九	九	八	八	七	七	七	六	六	五	五	四	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	















顯道書院	元英文堂	光英文堂	興教書院	更生閣	集古堂	春和堂	尙友堂	進文堂	進文堂	聖華書房	積文堂	大我堂	田中盛堂	竹苞樓	中外出版株式會社	丁子屋	株式會社	東枝吉兵衛氏	東林書房	內外出版印刷株式會社
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
二〇二	二〇三	二〇三	二〇三	二〇四	二〇四	二〇四	二〇五	二〇六	二〇七	二〇七	二〇八	二〇八	二〇九	二一〇	二一一	二一一	二一一	二二三	二二三	二三四

中島書院	永田文昌堂	博省書堂	合資會社	風會社	文祥堂	文華堂	文京堂	文獻堂	文藏書	平樂寺書	法藏書	法藏書	星野書	丸三書	三宅改進	宮崎書	山佐文政	山本華	洛東書院	
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
二二五	二二五	二二六	二二七	二二七	二二八	二二八	二二八	二二九	二二九	二三〇	二三〇	二三一	二三一	二三一	二三三	二三三	二三三	二三四	二三四	二三四

法政書房	鳳林堂	法林堂	堀川書館	マツバヤ文華堂	松要書店・近代文藝社	港屋書	三木書店・小川屋	宮井書	明文堂	森谷書	森村大盛堂	合資會社	有柳原書	隆文堂・文成社	隆文館	追記	玉尾文堂	高尾書	三宅書	
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
一八二	一八三	一八三	一八三	一八三	一八四	一八四	一八五	一八五	一八五	一八六	一八六	一八七	一八七	一八八	一九〇	一九〇	一九一	一九一	一九一	一九一

和樂路屋	磯野尙文堂	一切經印房・貝葉書院	一瓢堂	一瓢軒	爲文堂	爲文堂	岩田屋書	內田美術書	合名會社	S.S. 書	オガワヤ書	開益書	川口書	其盛	株會社	京都書籍株式會社	金港	錦文	國井書	
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
一九三	一九四	一九四	一九五	一九五	一九六	一九六	一九六	一九七	一九七	一九七	一九八	一九八	一九八	一九九	一九九	二〇〇	二〇〇	二〇一	二〇一	二〇二



地方篇

本	一	波	中	夕	第	仙	松	正	集	時	五	弘	起	キ	角	内	稻	秋	神
鶴	二	多	ミ	五	可			美	習	車					村	本	山	奈	川
堂	野	央	ヤ	有	堂	林	直	堂	堂	堂	集	明			商	屋	寸	縣	縣
書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	金	書		
店	堂	店	堂	店	堂	店	堂	堂	店	店	店	堂	堂	店	屋	店	堂	店	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
三〇	三〇	三〇	三九	三九	三九	三六	三六	三六	三七	三七	三七	三六	三六	三六	三五	三五	三五	三五	三五

文	東	岩	無	丸	會	株	英	宮	出	集	栞	榊	平	知	須	川	茨	會	群	謙	埼
山	手	縣	一	善	社	式	金	城	井	英	木	善	野	新	藤	又	城	株	馬	受	玉
明	堂	縣	文	株	式	會	港	華	縣	書	英	縣	支	書	書	書	縣	乎	縣	受	縣
書	書	書	書	文	社	會	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	支
堂	店	館	店	堂	堂	堂	堂	店	堂	店	店	店	堂	店	店	店	堂	堂	堂	堂	堂
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
三六	三六	三五	三五	三四	三四	三四	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三〇

愛	谷	成	三	靜	朗	柳	山	目	萬	北	新	八	大	遠	山	會	石	秋	今	青
知	島	省	岡	月	梨	黑	松	光	瀉	文	藤	形	三	川	會	三	田	泉	森	
縣	屋	功	堂	縣	堂	正	縣	堂	社	縣	正	縣	光	書	縣	縣	縣	縣	縣	
書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書
店	堂	店	店	店	堂	店	店	店	屋	堂	店	堂	店	店	店	店	店	店	店	店
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

大	文	文	百	日	東	正	正	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會	會
教	化	架	進	堂	文	文	信	協	友	文	中	瀨	書	書	書	書	書	書	書	書	書
昌	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書	書
堂	店	堂	堂	堂	店	堂	館	店	院	店	堂	堂	店	店	店	店	店	店	堂	社	店
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
三五	三五	三五	三五	三五	三五	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九







鹿兒島海	文會社	宮會社	金龍書	金書	熊本	森屋	宮本	好崎	長崎	文縣	文信	奎文	佐賀	明倫	金洋	金勸	大分
堂	堂	社	店	堂	堂	店	店	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	店
三〇六	三〇六	三〇一	三〇四	三〇四	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇三	三〇二	三〇一	三〇〇	三〇〇	三〇〇	二九九	二九九	

—(終)—

高心堂	兵知縣	日遷林	積善英	開善善	香川	寶文	南社	七ヤ	靜壽	助學	自山	德島	山本	文魁	文英	日會社	合會社	松榮
堂	堂	館	堂	堂	舍	堂	堂	店	店	堂	館	堂	店	堂	堂	店	堂	堂
二九〇	二九〇	二九〇	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八九	二八七	二八七	二八七	二八七	二八六	二八六	二八六	二八五	二八五

明村新	勉會社	會古	博文	茶谷	積文	盛文	會西	合海	春江	山王	會金	金星	金山	金榮	會大阪	益寶	福軒	文英	會富	會日	合新
堂	堂	堂	店	店	店	店	堂	店	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	堂	館	館
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九





# 現代東京書籍商史

## 第一編 東京書籍商組合史

### 緒言

我國の出版事業は、徳川時代に於てもその時代の文化の程度に適應した發達進歩の跡を見遁すことは出来ない。たゞへば水戸光圀が部下を督して『大日本史』二百四十二卷の編纂刊行を完成したるが如き、また黄檗山が『大藏經』六千九百三十卷此冊數二千九十四冊を出版せるが如きは殊記するに足るべきもので、その他或ひは釋史に、或ひは小説によく後昆に傳ひ得べきもの擧げて數ふるに違がない。然るに明治の御世となり、活字の發明に依る活版印刷術の進歩に伴ひ、出版事業の進展は實に目覺しく、續々浩瀚なる圖書刊行は企圖せられ、業界の面目一新するに至つて、四圍の機運に促され、組合の結成を見るに至つたものである。



東京書籍商組合が創立されたのは、明治二十年十一月六日である。當時の名稱を東京書籍出版業者組合と云つた。

創立當初の組合員は僅かに百三十一名に過ぎなかつた。然るに四十年後の今日にあつては組合員數實に二千九百二十九人（昭和四年現在）の多きに達し、約二十倍の膨脹を示してゐる。尙ほ創立以降一年二ヶ月間の收支決算、大正十五年（昭和元年）の決算を比較すれば左表の如く之れ亦約四倍の増加を現はしてゐる。

自明治二十年十一月決算  
至同二十一年十二月決算

大正十五年  
（昭和元年）決算

收 入	九三五・二〇七	三五七九八・二五〇
支 出	九二一・九〇六	三六五五二・七七〇
差 引	一三・三〇一（過）	七五四・五二〇（不足）

然り、組合としての發展は寔に急足ではあるが、當業者個々について見れば、其間消長起伏の當ならざるものがあり創業當初の組合員にして現在その事業を存続するもの僅に二十五名に過ぎない状態であるのによつて見ても如何に榮枯盛衰の跡の甚しきかを想像するここが出来てあらう。

翻つて組合の事績を見るに、創立以降十五年間、即ち明治三十四年までは取り立て、記すべき程のこともなく、圖書大市會すら有志の名に於て開催せらるゝ状態であつた。然るに翌三十五年に至り俄然活氣を呈し、諸般の規程は續々制定せられ、『圖書月報』は發刊され、名實共に組合らしき形體を備ふるに至つた。併し何云つても組合が素晴らしい飛躍を見せたのは大正八年で、恐らく此年こそ我が東京組合が一新紀元を劃したとも云ふべき、大きな働きを残したことはなかつた。即ち同年を以て組合同約は大革新が加へられ、組合員に非ざるものこの取引

は一切禁ぜらるゝことになつた。その結果として今まで組合に加入しないで營業してゐたものが一齊に雪崩の如く加入したので、組合員數は一躍千名を突破した。そして同時に書籍雜誌の定價販賣が嚴に勵行された。書籍雜誌は多年値引販賣が行はれ、小賣店に依りて其値引率も區々で或は一割引とし、或は一割五分引となし、その間弊害の少なからざるものがあつたが、定價販賣の勵行に依りこの弊害が一掃されたのは販賣上の一革命と言つて可い。かくて組合員は漸次膨脹し、つひに現在約三千人を抱擁する都下有數の組合團體となるに至つた。山は高きを以て尊しませざる如く、組合は組合員數の多きこのみを以て誇るに足らぬのは云ふまでもないが、組合員數の多きと共に、内部の整備せる點に於て、本組合は少くとも都下有數の組合たる稱呼に恥ぢないものがある。以下順次、組合の主要なる事績に就て鳥瞰を試みるであらう。

## 第一章 東京書籍出版業者組合の創立

明治維新以後、制度文物漸くその緒に就き商工業も發達の機運に向つたので、明治十八年、政府は産業獎勵の目的を以て各種業體の一致團結を促した。爰に於て、我書籍業者は起つて組合を組織し、一致協力ますます斯業の發展を期すべく、明治二十年十一月六日、東京書籍出版業者組合を創立した。

この組合組織は農商務省令の組合準則に依り、東京府廳に認可出願の形式を取つたもので、出願人義人は左の二氏である。

日本橋區本町四丁目十六番地  
京橋區銀座三丁目六番地

小 林 義 則  
稻 田 政 吉



日本橋區本町三丁目十七番地

原亮三郎

同願出は明治二十年十二月廿一日で、同月二十三日東京府知事男爵高崎五六より認可の指令があつた。  
明治二十年十一月六日組合總會を開き規約(別掲)を制定し、各種役員を左の如く選定した。

委員

原亮三郎	日下部三之介	牧野善兵衛	小林義則	小柳津要人
長尾景弼	稻田政吉	和田篤太郎	白井練一	宮川保全
覺張榮三郎	塩島一介	小林八郎	磯部太郎兵衛	清水卯三郎
東京商工會員	原亮三郎	稻田政吉	日下部三之介	
頭取	原亮三郎	副頭取	稻田政吉	小林義則
理事	日下部三之介			

協議員

大平俊章	小立鉦四郎	中島鉦一	長谷部仲彦	赤坂龜次郎
石川活三	辻敬之			

之れで、本組合は成立したのである。當時の組合員は百三十一名であつた。  
組合事務を運行する擔任者を委員と稱し、委員は總會に於て選舉し、最高點より十五名を當選者とし、委員の互選を以て頭取一名副頭取二名を定めた。外に委員會に於て委員の選に當らざるもの、中より協議員を選抜したのである。

第一節 東京書籍出版業者組合規約

明治十八年一月東京府甲第二號布達同業組合準則ノ御趣旨ヲ奉戴シ同業者四分ノ三以上ノ協議ヲ以テ組合ヲ設ケ規約ヲ定ムル左ノ如シ

第一章 組織及名稱

第一條 當組合ハ東京府下書籍出版業者ヲ以テ組織スルモノトス

第二條 當組合ハ東京書籍出版業者組合ト稱ス

第二章 區域及事務所ノ位置

第三條 當組合ノ區域ハ東京府下十五區ト定ム

第四條 當組合ノ事務所ハ日本橋區本町二丁目一番地ニ設置ス

第三章 目的及方法

第五條 當組合ノ目的ハ善良ナル書籍ノ出版ヲ計リ便利ナル販賣ノ方法ヲ設ケテ以テ文化ノ進歩ニ裨補セント欲スルニ在リ故ニ書籍ノ編著其ノ製本ノ改良ニ注意シ且ツ組合員中各自ノ業務ヲ着實ニシ相互ノ取引ヲ圓滑ニセント要ス

第六條 當組合員ハ左ノ雛形ニ隨ヒテ調製シタル一様ノ標札ヲ各自店頭ニ掲グベシ但シ標札ハ組合事務所ニ於テ調製シ組合員ニ分附スベシ

東京書籍出版業者組合  
ノ組合  
何  
某



第七條 當組合員相互ノ間ハ勿論他ノ同業者ト雖モ當組合員中ト取引ヲナシ勸定等ヲ懈怠シタルトキハ被害者ヨリ其旨ヲ事務所ヘ申出ツベシ其處爲組合員ニ出タルトキハ違約ヲ以テ處分シ組合員ノ所爲ニアラサルトキハ事務所ハ之ヲ當組合一統ニ通知ス組合員ハ此通知ヲ受ケタル後ハ其者ニ對シ一切取引ヲ爲サルモノトス

第八條 當組合員中ノ雇人ニシテ若シ不都合ノ事アリテ解雇スルトキハ雇主ヨリ其雇人ノ姓名年齢及其ノ事柄ヲ事務所ニ届出ツヘシ事務所ニ於テハ組合一統ヘ通知スルモノトス

第九條 前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ組合員中其ノ者ヲ備ヒ入ル、コトヲ得ス但シ舊雇主ニ於テ故障ナキ旨申出テタルトキハ此限ニアラス

第十條 當組合員ハ取引上必要ノ印鑑ヲ事務所ニ出シ置キ照査用ニ供スヘシ

第十一條 當組合事務所ニ於テ用フル所ノ印章ハ豫テ委員會ノ決議ヲ經テ定メタルモノナレバ文通其他一切ニ關スル要務ノ書類ニハ必ス之ヲ捺捺スヘシ

第十二條 組合員ハ勿論組合外ノ書肆ニテ組合員中ノ僞版ヲナシ或ハ其ノ事情ヲ知りテ該書ヲ取扱ヒタル者アリテ被害者ヨリ之ヲ其ノ筋ヘ訴ヘタルトキハ直チニ事務所ニ通知スヘシ事務所ニ於テハ之ヲ組合員中ニ通報シテ爾後一切取引ヲナサ、ルモノトス

第十三條 組合員中ニテ自ラ出版シタルモノ及ヒ組合員外ニ於テ出版セシ書籍發賣ノ依頼ヲ受ケタル者ハ必ス該書部ヲ事務所ニ納ムヘシ事務所ニ於テハ毎月出版目錄ヲ製シ著譯者及ヒ出版人定價ヲ記シ之ヲ頒布スヘシ

第十四條 前條ノ納本ハ所用ヲ經タル後之ヲ賣却シ當組合ノ經費ニ充ツ

第十五條 當組合員ニ於テ經費計算ノ一覽ヲ請求スルモノアルトキハ事務所ノ差支ナキ時間ニ於テ之ヲ許スヘシ但シ事務繁劇ナリト雖トモ翌日ニ延スコトヲ得ス

#### 第四章 役員選舉及權限

第十六條 當組合ノ役員及其ノ職權ハ左ノ如シ

頭取 一 名 頭取ハ當組合一切ノ事務ヲ統轄ス

副頭取 二 名 副頭取ハ頭取ヲ輔ケ頭取事故アルトキハ之ヲ代理ス

委員 十五名 委員ハ當組合一般ノ利害得失ニ關スル事件ヲ議定ス

理事 無定員 理事ハ頭取ノ指揮ヲ受ケ一般ノ事務ヲ處理ス

書記 無定員 書記ハ理事ノ指揮ヲ受ケ雜務ニ従事ス

第十七條 當組合ノ委員ハ組合員ノ投票ヲ以テ之ヲ選定ス

第十八條 正副頭取ハ委員中ノ投票ヲ以テ互選スルモノトス

第十九條 役員ハ毎年一月ノ總會ニ於テ投票ヲ以テ之ヲ定メ在職一ケ年トス尤再選スルコトヲ得

第二十條 役員ノ撰ニ當リタルモノハ己ムヲ得サルノ事故アルニアラサレハ辭スルコトヲ得ス

第二十一條 頭取及委員ハ都テ無給タルヘシ最モ事務ノ繁劇或ハ其ノ功勞ニヨリテハ臨時報酬スルコトモアルヘシ

第二十二條 理事及書記ノ進退月俸ハ委員會ニ於テ之ヲ定ム

第二十三條 役員ニ於テ當組合ノ爲メ旅行ヲナストキハ相當ノ旅費日當ヲ支給ス

第二十四條 頭取ハ規約ニ於テ定ムル所ノ職務ヲ執行スルニ付面議ヲ要スルトキハ其ノ組合員ヲ事務所ヘ出頭セシムルヲ得

第二十五條 正副頭取及ヒ掛リ員職務上不都合ノアルトキハ組合員三名以上ノ發議ニヨリ委員評議ノ上之ヲ退職



セシムルコトヲ得

## 第五章 會議規程

第二十六條 當組合ノ總會ハ毎年一月ト定メ委員會ハ毎月一回トス但シ總會ノ日限及場所ハ事務所ヨリ通報ス  
第二十七條 組合ニ關スル重大ノ件アルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得但シ些細ノ件ハ委員會ニ於テ決議シ之ヲ組合員中へ通知ス

第二十八條 會議ノ節ハ頭取之ガ議長タルモノトス尤モ正副頭取事故アルトキハ委員中ヨリ更ニ議長ヲ撰擧ス  
第二十九條 議事ノ細則ハ委員會ニ於テ之ヲ定メ議場ニ揭示スルモノトス

第三十條 總會ニ於テハ頭取ヨリ事務ノ成績及出納ノ決算組合員ノ異動其ノ他要件ヲ報道スヘシ

## 第六章 加入者及退去者ニ關スル規程

第三十一條 當組合へ加盟ヲ乞フ者アルトキハ頭取ハ規約ヲ示シ之ニ記名調印セシメ其ノ氏名ヲ組合員ニ報告スヘシ

第三十二條 當組合員ニ於テ廢業又ハ區外へ轉居シタルトキハ書面ヲ以テ事務所ニ申出ツヘシ事務所ニ於テハ組合ヲ除名シ其氏名ヲ組合員ニ報告スヘシ

第三十三條 當組合員ニシテ族籍住所姓名ヲ變更シ或ハ死亡シタルトキハ即時事務所ニ届出ツヘシ

第三十四條 當組合員規模及趣向ヲ異ニスル事情ヲ生シ組合ヲ退去セントスルトキハ府廳ノ認定ヲ請フヘシ

第三十五條 當組合地區内ニ於テ組合ニ加入セスシテ同業ヲ營ム者アルトキハ頭取ニ於テ加盟ヲ促スヘシ若シ應セサル其者ハ住所氏名ヲ府廳ニ上申スヘシ

## 第七章 費用徴收及賦課

第三十六條 經費ハ左ニ定ムル所ノ月費及納本賣却代金ヲ以テ支辨スル者トス尤モ不足スルトキハ委員會ノ決議ヲ經テ追徴シ過剩アルトキハ翌月ノ費途ニ繰込ムヘシ但シ月費ハ其月廿五日限り差出スヘク且ツ等級ハ各自ノ申出ニ依ルモノトス

一等月費金壹圓 二等月費金三十錢

## 第八章 報 告

第三十七條 頭取ハ當組合中總テノ事蹟及費用決算表並ニ組合員増減表等ヲ調製シ毎年一月府廳ニ届出ツヘシ

第三十八條 事務所ノ移轉並ニ正副頭取ノ進退ハ其ノ都府廳ニ届出テ且ツ組合員へ報告スヘシ

第三十九條 當組合ノ異動ハ時々組合員へ報告スヘシ

## 第九章 違 約 者 處 分 法

第四十條 組合員ニ於テ此規約ニ違背シタル者アルトキハ委員會ノ評議ヲ以テ其ノ情狀ヲ量リ金五拾圓以内ニ於テ相當ノ違約金ヲ差出サシムルモノトス但シ違約者ノ氏名ハ其時々組合員ニ報告スヘシ

第四十一條 違約金ハ組合費用ニ充ツルモノトス

## 第十章 東京商工會ニ關スル規程

第四十二條 當組合ハ東京商工會ニ加盟シ組合員中投票ヲ以テ該會員ヲ撰定シ該會ニ出スヘシ但シ會員ノ資格人員任期及會費ノ負擔法等ハ總テ該會ノ規程ニ從フモノトス

第四十三條 會員ニ選舉セラレタルモノハ該會ノ規程ヲ守リ組合員總代ノ責ニ任スルモノトス

第四十四條 會員ハ該會議事ノ頭取ハ其ノ時々頭取ニ報告スヘシ但シ組合員へハ頭取ヨリ報告スルモノトス

第四十五條 會員ニ於テ該會ニ議案ヲ提出セントスルトキハ豫メ頭取ニ協議スベシ但シ頭取會員タル場合ニ於テ



ハ副頭取又ハ理事ニ協議スヘシ

第十一章 規約改正

第四十六條 此規約ハ總會ノ議決ヲ遂ケテ改正増補スルコトヲ得ヘシト雖モ府廳ノ認可ヲ經ルニアラサレバ實施セサルモノトス但規約ヲ改正セント欲スル者ハ同盟者五名以上ノ同意ヲ得頭取ヘ申出ヘシ頭取ニ於テ至當ト看認ムルトキハ議案ヲ發シテ會議ヲ開クモノトス

右之條々當組合員一統協議ノ上決定シ各自確守履行スヘキ證トシテ爰ニ記名調印スルモノナリ

明治二十年十一月六日

第二節 組合規約の修正

明治二十二年二月二十二日臨時總會を開き、組合規約を左の如く修正した。

第十三條

改正 組合員ニテ自分名義ヲ以テ發行スルモノハ自他ノ出版ヲ問ハス發行ノ都度必該書一部及ヒ其定價十分ノ二ニ當ル現金ヲ事務所ニ納ムヘシ

第十四條 削除

但現金ニ代用スルニ該書一部ヲ以テスルモ妨ケナシ而シテ事務所ニテハ之ヲ賣却シ現金ニ算入スベシ  
左ノ三條ヲ増補シ條項ハ順次ニ繰下ク

増補第十四條 前條組合員ヨリ納ムル所ノ圖書ヲ事務所ニ陳列シ組合員及ヒ其紹介アル者ニ縦覽セシム  
但組合員ニテ舊來發行セシ圖書ト雖陳列ヲ乞フ時ハ之ヲ受理スヘシ

同 第十五條 組合外ヨリ陳列ノ依頼アルトキハ新舊出版ノ別ナク一部ノ書籍及其定價ニ當ル現金ヲ納メシメ其

求ニ應スヘシ

但現金ニ代用スルニ該書二部ヲ以テスルモ妨ケナシ而シテ事務所ニテハ之ヲ賣却シ現金ニ算入スヘシ

同 第十六條 事務所ニテハ一軒別トイロハ別トノ書目臺帳ヲ作り納本アル毎ニ記入シ之ヲ事務所ニ備ヘ置キ且出版目錄ヲ製シテ著譯者及出版人定價等ヲ記シ之ヲ配布スヘシ

第三十六條

改正 月費金ヲ貳拾錢ト定メ毎月初旬事務所ニ差シ出スヘシ而シテ經費ハ該金及第十三條第十五條ノ納本ニ添附スル納金ヲ以テ支辨スルモノトス尤不足スルトキハ委員會ノ決議ヲ經テ其支辨方ヲ定メ又過剩アルトキハ翌月ノ費途ニ繰込ムヘシ

この規約の修正に於て注意すべき點は第十三條に於て、組合員發行の圖書は見本一部ニ定價十分の二に相當する現金を組合に納附せしめ、組合は後日その圖書を賣却して收入に計上する途を開いたことである。最初月費は一等二等と定め、後ち平等に二十錢均一に改めたが、組合員が少數で收支償はぬためその補填策として第十三條の修正となつたものである。新刊見本を納附させた上、定價の十分の二即ち二割の徵税をしたやうなことも今は昔の語り草である。

後年更に規約に修正を加へ、月費を一等五十錢、二等三十錢、三等十五錢に改め、新刊見本は賣拂はぬことにした。後ちまた間もなく月費を二十錢に復舊した。

その二は、前記の新刊見本圖書を事務所内に陳列し、組合員及び其の紹介ある者に縦覽せしめたことだ。この企てがそれだけの効を奏したかは疑はしいが、兎に角圖書館のなかつた當時としてはよい思ひつきであつたにち



がない。

## 第二章 最初の建議建白書

### 第一節 出版條例に付建議

明治二十年十二月、勅令を以て出版條例を改正せられたので、本組合は同條例第三條改正の建議を東京商工會に提出し、同會々議多數の賛成を得て、同會長の名で内務省へ左の如き建議書を提出した。

#### 出版條例に改正を要する儀に付建議

昨明治二十年十二月廿八日勅令第七十六號を以て發布せられたる改正出版條例を案するに其第三條に『文書圖書を出版する時は發行の日より到達し得べき日数を除き十日前に製本三部を内務省へ届出づべし』とあり右は畢竟治安を保護せらるゝに必要な條項なるべしと雖も苟も文書圖書を出版するに當り其種類の何たるを問はず必ず届出の後十日を経過するにあらざれば之を發賣するを得ずとするは是當業者の最も困難を感ず所なり

凡何種の營業を問はず時機の貴重なること固より論を待たずと雖も就中出版營業の如きは特に然りとす左れば營業者が時機を要する書籍類を出版するに當り其發賣の遅速は大に營業の利害に關係するものとす然るに營業者が至急活版によりて數千部を印刷し發賣の順序完備するに至り猶空しく十日を経過せざるを得ざるは實に營業者の不便とする所なり特に彫畫類の中演劇畫の如きは最も時機を要するものにて之を其演劇開場若くば開場後直ちに發賣するにあらざれば以て充分の人氣を博するを得ず然るに營業者が之を出版するには先づ警視廳に於て演

劇の臺帳を認可せられたる後狂言作者の通知を得て始めて之に着手せざるべからず而して其手續は先づ畫工に版下を描かして之を彫刻に附し其墨版木の成るに至り復た之を畫工に交附して彩色を配合せしめ然る後更に數十枚の色版木を彫刻して始めて之を印刷するの順序なり然るに其印刷法は機工によらずして専ら手工によるが故に一倍（即二百枚を云ふ）を印刷するには少くも五六日を費さざるべからず斯の如く其手数甚だ複雑なるを以て當初着手の日より凡四週日を通ざれば之を完成するを得ず故に是迄と雖も營業者が演劇畫を出版するに當りては時機を失して不意の損失を蒙りたること往々其例あり然るに今改正條例第三條によりて前記四週日の外更に十日を経るにあらざれば之を發賣するを得ざるものとする時は營業者は之が爲め大切なる時機を失せざるを得ずして其困難實に少しとせざるなり蓋し文書圖書の中には或は治安を妨害するの虞あるものなきにあらざるべければ其種類によりては固より改正條例第三條の如き取締法を要すべしと雖も中には別段に點檢の勞を取らずして直ちに治安に害なきことを識別すべきもの其類亦少しとせず然るに今苟も文書圖書を出版する者をして其種類の何たるを問はず總て同一なる制限の下に立たざるを得ざらしむるは實に營業者の甚だ困難とする所なり故に何卒此改正條例第三條に相當の修正を加へられ例へば文書の中官令其他公報の翻刻に係るもの、類若くば普通學校にて用ゆる教授上の参考書類の如き又は圖畫の中何種を問はず只通常景色人物等を寫すもの若くは地圖書學用繪手本の類の如き苟も一目して其治安に妨害なきことを鑑別し得るものには出版届を爲したる翌日若くば翌々日より之を發賣し得るの特例を與へられ度此段建議仕候也

明治二十一年五月三十日

東京商工會々頭 澁 榮 一

内務大臣伯爵 山 縣 有 朋 殿



## 第二節 教科書出版に關し建白

東京府廳で小學教科書を編纂出版することになつたのは民業を壓迫するものであるこの理由で、左の如き建白書を府廳に提出した。

東京書籍出版業者組合の委員等

謹而男爵高崎東京府知事閣下に上陳仕候伏して惟みるに政府に於て政治を施され候儀は吾人をして安堵其業に就き和睦其家を立て以て國家に對する良臣となり上聖明の恩澤に報ひ奉らしむる儀に有之候事と奉存候  
されば吾人等は上意のある所を認體し各其分に應じ其業に就き益々改良上進の道を計畫せんことを希望罷在儀に御座候殊に我々共書籍出版の營業者に在りては其職業たるや國家文明の進途に關係すること甚だ重大なるものに候へば職業上苟も過誤あらざらんことを欲し曩に同業の組合を結び協同一致日夜經營して以て社會に負ふ所の義務を全ふせんことを希望致候事に御座候

然るに惻かに傳承する所に依れば閣下の政廳なる學務課に於ては近來切りに小學校用の書籍を著作出版せらるゝやに有之候右は我々共の職業に對し實に容易ならざる關係を有する儀に付事情黙止し難く尊嚴を冒瀆して敢て微衷を上陳仕候御諒察あらんことを懇請の至りに堪へず候

抑々我々共が書籍出版の職業に就きたるは其長きは祖先の代より短きも十數年來の事にして書籍製作の準備より出版の方法受授運搬の便利に至る迄多少の經驗も有之候儀にて殊に小學校用の書籍の如きは夙に其製造に丹精を籠め居り候次第に候へば閣下の治下たる我々共の住地たる東京府小學校に於て用ひらるゝ所の書籍の加きは無論我々共が著作出版せる所の書籍に就き善良なるものを採り以て其需求に充てられんことを熱望するの情は我々共

同業者一般の常に懷抱する所に有之候將た閣下に於ても小學校用の書籍を採用せらるゝ場合に際しては我々共營業者の著作出版したるものに就き深く審査を遂げ善良なる者を探擇せられるは其努力と費用とは最も僅少にして且つ御便利なること、信じ申候又我々共は凡そ政府なるものは人民の職業を獎勵保護するの仁意を有せらるゝものにして人民の職業に妨げあるの業務は決して自ら爲させらるべきものにあらずること確信仕候然れども若し國民の進歩甚だ低く其國家に關する重大の事業にして而も宜く人民の爲すべきものなるも之を爲すの資力なき場合と認むるに於ては政府或は例外の處置として之を爲すことあらんも亦止むを得ざる儀に有之候得共竊に我國今日の進歩を案するに左まで甚しく低下ならず書籍出版の事業の如きは特に進歩の實蹟ありて殊に東京の如きは全國中の最も進歩せる場所に有之政府の力を煩はざる十分世の需めに應ずること相叶可申候

右の次第なるにも拘はらず今閣下の政廳なる學務課に於て其政務に従事すべき所の官吏を役して著作出版せしめられんことを有之候は我々共其何の必要ありて然かせらるゝやを解し難く候尤も此事は我々共營業に直接の關係あるを以て之を云ふのみには無御座候右の如く民間の爲し得べき事業にまで御關涉あるに於ては我政府萬端の上に就きて利害得失の關係甚だ密接なるもの可有之歟と奉存候併しながら我々共の只今申上候要領は閣下の政廳なる學務課に於て小學校用書籍の著作出版を親らせらるゝ事の最も非なることを上陳する儀に有之候閣下民業を獎勵し保護し其繁盛を祈らせらるゝの仁意を以て我々共が上陳する所の事は我々共の誠意より出でたるを信ぜられ幸に微衷を嘉納せられんことを懇請の至りに堪えず候

東京書籍出版業者組合の委員等恐惶頓首

明治二十一年四月

東京書籍出版業者組合委員一同

此問題につき再び府知事へ建白書を提出したが、その全文は左の如くである。



再び謹て男爵高崎東京府知事閣下に上陳仕候儀に閣下の政廳に於て小學校用書籍を著作出版せらるゝの擧あるを聞くや此事たる私共書籍出版者に取りては實に容易ならざる直接關係を有し且つ政府に於て此等の事業をなし民業を侵奪せらるゝの嫌あるは其の得たるものにあらざるべしと思考し切りに尊嚴を冒瀆して敢て愚見を上陳せり是れ私共區々の微衷黙止し難きもの有之候故なり

伏して惟るに閣下は英明慈惠にして而かも治下民業の消長に意を注がるゝの深きは我々府民の悉く敬信して聊も疑はざる所に有之候されば私共が上陳したる儀も速に至當の御處分ある筈なるに爾來二閱月の今日に至りては未だ何等の教諭をも辱ふするの榮を得ざるは衷情甚だ感ふ所に御座候然るに私共衷情の惑は一時の臆測に止まり、閣下は決して此事を以て等閑には附し去られず私共上陳の趣旨は多少御採納を得たる儀にもやと推想致され候跡も無之には候はず近時新聞紙の報する所及び同業組合員石塚徳次郎外三名より當組合事務所に差出したる書面に據れば閣下の政廳は其著作出版せられたる所の小學讀本の版權刻版共之を前記石塚徳次郎外三名へ拂下けられたりと謂ふこと是れなり即ち是れ私共上陳の趣旨幾分か貫徹仕候儀と存じ欣喜に堪えず候然り而して這般の御措置は果して私共上陳の趣旨を明察せられ私共をして満足せしむるに足るべきか是れ再び此書を奉りて更に上陳せんこの感想を惹き起したる儀に有之候閣下幸に私共が不敬の罪を寛恕し其思ふ所を云はしめられんことを懇請の至りに堪へず候

今般閣下の政廳に於て著作出版せられたる小學讀本の版權刻版を書肆四名へ拂下けられたり云ふの一時は外觀或は官業を移して民業に屬したるに似たりと雖も是れ私共が上陳したる所の本旨に適合したるものには無之候如何かなれば私共が上陳せる所のものは凡そ官府なるものは民間の事業を侵して利を營むが如きことなるべし迷惑果して如何あるべきかと存じ候

若しも民間の事業に侵入せんか民間の實業者は何に由を以て其の職業を守ることを得んや然るに今閣下の政廳に於ては官吏に課して以て小學校用の書籍を著作出版し之を二三の書肆に拂下けて其代金を徴せられたり尙之を以て是なりとし續々著作出版の業に従事せらるゝことあらんか府廳の富は庫に滿つるの期あるべきも民間當業者の迷惑果して如何あるべきかと存じ候

私共熟ら此の事を考察するに是れ決して閣下至仁の誠意に出でたるものにあらざるべきを信ず何故なれば其の形跡は純乎たる營利の事業にして民業即ち書肆に大なる影響を及ぼすものなればなり又其拂下けを受けて發賣する所の書籍は民間の私版にして代價の如きは一般書肆の通價を附するものなれば需求者たる小學生徒に於ては其益する所毫もなかるべければなり若しも此著作出版の擧を以て府廳が教育上府民の爲め己むを得ざるに出でたるものなりと謂はゞ他に處すべき至當の方法は尙ほ夥多あるべきかと信じ申候

伏して希くば英明慈惠なる閣下は宜しく私共が兼々企望する所の衷情を察せられ私共は申すまでもなく府民一般をして感泣せしむるの措置に出でられんことを切望の至りに御座候凡そ人に尊ぶ所ものは過誤なきにあらずして實に過誤を改むるの吝ならざるに在り若し夫れ處斷せる所の事にして其當を得ざらんか百たび改むるも決して煩さ爲すべからず閣下の英明果斷なる私共の衷情を憐察して更に公明正大なる處斷を行はせられ一般府民をして其の恵に由らしめんことは私共の確く信じ深く希望して止まらざる所に御座候伏して希くば前陳する所の事情を御洞察ありて願意御採納あらんことを私共東京書籍出版營業者組合の委員等尊嚴を冒瀆し敢て具陳仕候誠惶頓首

明治二十一年六月十一日

東京書籍出版營業者組合委員惣代

原亮三郎

長尾景弼

牧野善兵衛

塩島一介

清水卯三郎

日下部三之介



辻 敬 之

赤坂亀次郎

東京府知事男爵 高 崎 五 六殿

本組合として官廳へ建議建白書を提出したのは之れが嚆矢である

### 第三章 圖書館の濫觴と貸本屋

我邦に圖書館が初めて起つたのは、明治五年、書籍展覽會場や代觀所を設け、見料一錢を徴收して公衆に縦覽せしめたのが濫觴である。

吉川弘文館は最初近江屋と云ふてゐた。初代吉川半七氏は却々商才に長けた人であつたが、京橋南傳馬町の店舗の二階に特別に圖書を備付け、得意先やその紹介ある人の閱覽に供してゐた。當時官廳で人物を採用するのに試験が行はれたものが、この吉川の二階へ通つて受験準備をして、試験に通過した人も少くなかつた。川田夔江博士なごも吉川通ひの一人であつた。之れ等は或る意味で私設圖書館と云つても然るべきものである。

當時圖書館の代用機關として閑過するところが出来ぬものに貸本屋がある。貸本屋は都下の辻々に澤山あつたが、中でも聞えたものに本所の上總屋、淺草の大川屋、牛込の池田屋等であつた。尾崎紅葉が牛込横寺町に住んでゐたころ、紅葉初めその門下の人々も大抵池田屋の常得意であつた。夏目漱石、高田早苗、坪内逍遙等も亦、その得意であつたに聞いている。時勢が變はり、圖書館が各所に興るに共に、大抵の貸本屋は自然に消滅したが、この池田屋だけは、大正七八年ごろまで形を存してゐた。兎に角、貸本屋が明治の初期の文化に相當大きな貢獻のあつたことは動かすべからざる事實である。

## 第四章 明治初、中期の業界

### 第一節 明治初年の東京書林

今こそ本屋の本場は神田でそれから日本橋、京橋、また一方は牛込、本郷と云つた形になつてゐるが、明治十二年頃には神田に本屋はすくなく其の中心地は日本橋、芝方面であつた。當時神田には開成學校の關係で小川町に洋本屋の床店が少し出来たゞけで、本郷には未だ帝國大學もなく本屋の影すら見ることが出来なかつた。それが時勢の變で今日のやうな分布になつて來た。併し五十年、百年の後にまたそんな風に變つて來るかそれは固より今日に於て豫斷は出来ない。

試みに其 當時の本屋を調べて見るに大體次の如き顔觸であるが、此内現在まで存續してゐるものが果して幾軒あるだらう。年々歳々花同じく人同じからずの嘆なきを得ぬものは筆者のみではあるまい。

#### 日 本 橋

紀伊梅 本町一、洋學者柳川春三の跡だに傳へてゐる。

須原佐 日本橋通四丁目金花堂中村佐助氏、傍に雁皮紙短冊を賣つてゐた有名なる日本橋の榛原の父の家である。

金港堂 本町三丁目原亮三郎氏、教科書専門、元神奈川縣の教師であつた。

吉田文 馬喰町四丁目吉田文三郎氏、安物の出版屋であつた。無校正にて彫刻した爲めか出來た本に誤字脱字



が多く東京の仲間には受けが良くなかつた。

小林新 通二丁目、嵩山房須原屋新兵衛氏、唐詩選の板元で、堂號は菘生徂徠が命名したものである。

梶喜 本石町二丁目萬笈閣江島喜兵衛氏、上方出の人、以前英大助氏が住んだこいふ廣大な店に住んでゐた。今の謠曲書肆梶屋伊兵衛氏の本店である。

出雲寺 横山町一丁目、京都松柏堂出雲寺万次郎氏の支店武鑑の版元である。

内藤 通塩町、有名なる甲府内藤傳右衛門氏の支店。座場に學者の老婦人が座つてゐた。この頃『甲斐國誌』を活版に附してゐた。

袋龜 大傳馬町三丁目東生龜次郎氏、『明治國史略』の版元、この本は非常に澤山賣れ評判になつた。

山本 上横町。

丸善 通三丁目、丸屋善七氏、今の丸善株式會社。

江藤 下横町。

中外堂 室町三丁目、紀伊國屋木村源兵衛氏、紀伊梅の筋向ひであつた。

長龜 通三丁目、長門屋長野龜七氏、大阪出身、晩年夫婦とも失明せしめたため廢業した子孫は今猶ほ健在である。

松山堂藤井利八氏は同店に九ヶ年勤め、後ち北傳馬町に獨立開業して成功し、今は駒込殿中に邸宅を構へ藏板のみを出版してゐる。

内田彌 横山町二丁目、内田彌兵衛氏、通稱を岩彌と云つた。今の内田老鶴圃の實兄である。當時太政官書記官村田保氏の『刑法治罪法註譯』を發行し非常な賣行であつたが時の日々新聞社長福地櫻痴居士は之れを官吏の内職として非難攻撃した。

若喜 通三丁目若林屋野喜兵衛氏、室生流謠曲の版元。

丁字平 大傳馬町二丁目、大溪平兵衛氏、文溪堂と號す『八犬傳』『梅曆』を初め馬琴の人情本の版元として知られてゐた。大島屋武田傳兵衛氏、麴町古木屋森田鐵五郎氏、丁忠、善等は何れもこの店の出身。

品金 馬喰町二丁目品川金十郎氏、『息軒遺稿』の版元。

大倉 通一丁目、万屋孫兵衛氏、内野彌平治氏店の出身繪草紙店で特に草双紙を出版した。後年梅嶺、省亭譜を彩色刷にて出版。大倉保五郎氏の先代である。

鶴喜 新大阪町、仙鶴堂小林喜右衛門氏、元は繪草紙店で『田舎源氏』を出版したことがある。明治時代には店賣を廢し、地方専門の卸屋になつた。

村上 川瀬石町、京都村上勘兵衛氏の支店。

太田勘 横山町三丁目、和泉屋太田勘右衛門氏と云つた。初め須田町に店があつたが、有名なる玉巖堂和泉屋金右衛門氏の跡を引受け移轉した。

須原鐵 西河岸、須原鐵二氏、法律書を出版し、書畫の鑑定家として聞へてゐた。

富田 大傳馬町二。

山藤 馬喰町二丁目、荒川藤兵衛氏、地本問屋

藤慶 通油町水野慶次郎氏準地本屋、明治時代になつてから教科書を出版した。

森治 馬喰町二丁目、石川治兵衛氏、今の興文社、卸賣業。

須原茂 通一丁目、北原茂兵衛氏、店の右は書物屋、左は藥種屋で、須原散といふ婦人藥を發賣してゐた大般若經を買つた客人は二階へ通し、會席料理を御馳走をしたこいふ話が残つてゐる。武鑑の發行元で、この本は日







餘」外數種ある。後代に至り東叡山御用となり、慧澄和尚の著書を悉く同店より出版した。

岡村 數寄屋町、岡村庄助氏、同店の出版にて『初學作文指掌』は其頃よく賣れた。

### 神 田

富士金 鍛冶町、中村敬字先生の親戚である。

近岩 今川橋、近江屋伊藤岩次郎氏、今の誠元堂である。國文學の講義物を得意として出版した。

小堀 末廣町、今は廢業して、以前内職にしてゐた登龍丸を商つてゐる。

### 淺 草

福田 清島町、福田屋山崎勝藏氏、古本屋。古本定市會の會主であつた。

須伊 茅町二丁目、北澤伊八氏、青黎閣又は須原屋とも云つた。『江戸名所圖繪』及び米菴の著者の版元。大きな店構へであつた。

### 本 郷

島平 湯島松島町、別所平七氏、万書堂三號す。古書定市會の會主。晩年出版に力を盡し『史記辭林』五十冊を刊行した。狭客肌の人で、よく人の急を救うた。同業者で救ひを求めらる者があれば金の代りに本を興へ、それで金を作らせたこのことである。

### 麴 町

磯部 四丁目、文昌堂磯部太郎兵衛氏、今は三代目である。このころは二代目の主人全盛の時政治に興味を有し十九歳にして『いろは新聞』に關係し、自由黨員として國事に奔走し、屋亨の顧問をしたこともある。大庭梅公著『ペンの踊』に氏の言行がよく書かれてある。出版物に中江篤介の『二十三年來々記』、信友の『六國史』、『王

陽明全集』、『新撰書鑑』等がある。

### 小 石 川

雁金 大門町、青山堂青山清吉氏、先祖は蜀山人の門下々山人である。當主は吉川半平七氏店の出、民間で初めて中等教科書を發行した人である。また好古社を興し、『好古類纂』を出版した。

### 第二節 雜誌興敗の跡

昭和三年九月二十五日より十月十日まで、大阪堺筋の白木屋で書籍雜誌の展覽會が催された。同會に對し書史研究者として知られた青山督太郎氏は、明治初年以降東京、大阪で發行された雜誌を多數出品した。これ等の多くは既に廢刊し、實物は勿論、記録すら止めてゐないが、雜誌史の研究上貴重な資料と思ふから左に之れを収録する。

#### ▲明治元年より十年までの分

民間雜誌(明治七年二月)、報四叢談(七年八月)、文部省雜誌、東京新誌、同人社文學雜誌、魯文珍報、團々珍聞(十年三月十四日)、穎才新誌(十年三月五日)

#### ▲明治十年より二十年までの分

月ミスッポンチ第十二號(十二年一月一日)、文明餘音同樂相談、東京學士會院雜誌、臥遊席珍(美術紹介雜誌の創始)、面白奇聞話のたね(十四年三月五日)、漫故集談(十三年九月十一日)好古雜誌(十四年七月二十七日)、芳集雜誌(十四年六月二十五日)、東洋學藝雜誌(十六年九月)、民情春誌、小學雜誌(十一年六月十日)、おもくろたね記、政理叢談(十五年二月十日)、奇言餘誌、かなのみちびき、吾妻新誌(十六年四月十三日)、中央學術



雜誌(十八年七月十日)、文學叢談(十八年十月十六日)、かなのざつし(十八年七月廿五日)、かなのてかみ(十九年七月十五日)、演說著作材料新誌(十九年二月十日)、女學叢誌(十八年十二月十九日)、女學雜誌(二十年四月十日)、反省雜誌、同志社文學雜誌、第十九世紀學生論說集、以良都女(二十年七月九日)、貴女之友(二十年九月十五日)、國民之友(二十年六月四日)、うてくらべ(二十年四月二十九日)、宮武雜誌、博聞雜誌(二十年十一月五日)、頓智協會雜、文藝共進會、日本大家論集(二十年八月二十日)、學海之指針(二十年九月二十五日)、學生の師友(二十年十一月二十五日)、小説華錦、出版月評

▲明治二十一年より四十五年までの分

六合雜誌百〇七號(二十二年十一月十五日)、日本文學(二十一年八月二十五日)、みやこのはな、花くらべ、芳譚、やまご錦、小洒落異誌、我樂多文庫、明治文庫、はきたため、學士會月報(二十一年一月)、西洋叢誌、千草叢誌第八號(二十一年七月)、うさはら誌、學、孰是孰非(二十一年九月二十日)、小年子(二十一年八月二十日)、太平之華、小年園(二十一年十一月三日)、日本人(二十一年四月三日)、專問學會雜誌(二十一年十月二十一日)、青年學叢、やまご叢誌(二十一年十一月五日)、文學評論しからみ草紙、新小説、雅樂多、文庫、頓智、千草、小文學(二十二年十一月廿一日)、美術園、月雪花、小國民、國のもころ(二十二年四月一日)、花もみぢ、智(二十二年九月七日)、國光(二十二年八月一日)、田治風雅集、新日本、文藝俱樂部(京都發行博文館より六年前)、少年文武、頓智むすめ、雅人、文くるま、江戸ひさき、文明之母(二十一年十月十五日)、日本之文華、青年雜誌(二十三年九月五日)、日本評論、閨秀新誌、婦女雜誌(二十四年一月十日)、百萬塔、早稲田文學(二十四年十一月廿五日)、おさげ草紙、亞細亞(二十四年六月廿九日)、花籠、明治文學東もやう、鬼故ろ誌(二十四年八月廿一日)、青年文學、千紫萬紅、青年志叢(二十四年五月三十日)、東京劇場新報、花月新誌(二十四年

三月十四日)、美文學、家庭雜誌(二十五年九月十五日)、輕文學(二十五年五月十五日)、武藏野、歌學、小櫻絨、詞海、城南評論、文章、狂言綺語、三籟、女學雜誌文學界、幼年雜誌號外日本全國小學、生徒策戰場、新文學、同樂叢談、評論(二十六年四月八日)、文明雜誌宮武外骨(二十六年三月三日)、日本人、明治評論、新式歌文雜誌、思想(二十六年六月二日)、おさげ文學、啓蒙雜誌、太陽(二十八年一月五日)、文海、新潮七號(二十八年一月廿五日)、ボンチ、おもちゃ文庫、錦卷雜綴(二十七年四月)、文庫、青年文、文家談叢、珍談俱樂部、文藝俱樂部、少年世界、帝國文學、八紘(二十八年三月十日)、めさまし草、國民之友、小文庫(二十九年九月二十五日)、文章、新國學、新聲(二十九年七月十日)、作詩作文之友、新作文庫、世界之日本、新著月刊、學燈、江湖文學、明治小説文庫、鷄鳴、ほご、きす(三十年一月十五日)、早稲田學報(三十年三月卅日)、日本美術、芝居、天地人、中學世界(三十年九月十日)、新演劇俱樂部通報(三十年十月十八日)、韻文學、伽羅文庫、社會、東京獨立雜誌、大帝國、中央公論(反省雜誌改題)(三十四年一月一日)、活文壇、文章世界、幼年世界、明星(三十三年四月一日)、古今文學、歌舞伎、東京評論(三十三年十月五日)、俳聲(三十四年二月八日)、女學世界(三十四年一月五日)、新思潮(三十四年六月十日)、花かご(三十四年四月五日)、白虹、女藝界、饒舌、藝苑、藝文(三十五年六月廿五日)、薄すみ、小詩人、日本主義、萬年草(三十五年十月十日)獨立評論(三十六年一月一日)、歌文(三十六年十月廿六日)、文華、文章界、三月月、白百合(三十七年十一月三日)、七人(三十七年十一月一日)文園、時代思想(三十七年二月十一日)、ハガキ文學、文藝、平紙雜誌(三十七年三月廿五日)、女子文壇(三十八年一月一日)、國詩、新古文林(三十八年五月一日)、新評論(三十八年八月五日)、天鼓(三十八年二月廿日)、文藝畫報、しぼる(三十九年一月一日)、シバキ、文章世界、櫻冠、趣味、東西、藝苑(三十九年一月一日)、家庭文藝、新文林、アカネ(四十一年二月六日)、新天地、キヌタ、江湖、屋上庭園(四十二年十月一日)東亞文藝、



野火、淨瑠璃文庫、新世紀、藝文（四十三年四月一日）、白樺、世界文藝、俳味、スバル（四十二年一月一日）、三田文學（四十三年五月一日）、樂天、朱櫻（四十四年十一月一日）、新天地、青踏、自然、地球（四十五年四月十五日）。

### 第三節 博文館創業前後の業界

博文館は明治二十年六月に開業された。創立者は故大橋佐平氏で、最初の資本は毎月郷里から送つて來た十圓の爲替であつた。此の金で本郷弓町に六疊と二疊の平家建の家を月三圓五拾錢の家賃にて借り、残り六圓五拾錢を活動費と生活費とに充てた。

そして先づ「日本大家論集」といふ菊判八十頁の月刊雑誌を創刊した。その内容は大家の講演を速記したものや、他の新聞雑誌に掲載された論説を集めたものであつたが、定價は僅かに十錢であつた。恰も言論發達期のことゝて忽ち人氣に投じ、初版三千部は直ちに賣切れ、増刷又増刷で遂に一萬餘部を賣り盡した程であつた。

營業は翁と山本留次君（現博進社長）の二人きりで、編輯は内山幻堂君が本郷眞砂町の下宿屋に居て擔當した。内山君はもと僧侶で東京遊學中の書生であつたが、還俗して二十五年ばかり同館に勤め、後再び佛門に入り、數年前に物故された。

何分創業時代の博文館はこの三人ぎりだったので、大橋翁は紙、印刷、製本所の交渉、著者の訪問等に當り、山本君は講演の速記原稿取りをなし、また自ら雑誌を背負つて市内各所へ賣り歩いた。この兩人は一ヶ月の中、十日以上も徹夜した位で、實に惡戰苦闘をつゞけたのであつた。

當時出てゐた主なる雑誌は、徳富蘇峯氏の「國民の友」、井上圓了博士の「哲學雜誌」、日下部三之助氏の「教育

報知」、津田仙氏の「農業雜誌」、巖本善治氏の「女學雜誌」等で、その他は大學關係の學術雜誌等であつた。

斯うした苦闘の後翌二十一年に日本橋區本石町へ移轉したが、その時の全財産は九百七十餘圓に過ぎなかつた。此處へ月十四圓の家賃で落ちつき、活動をつゞけたのであつた。

この年、山本君の「日本豪商資産家一覽」、内山君の「日本の輿論」といふ單行本を出版した。これが博文館で單行本を出版した初めである。

この頃、出版元として聞えてゐたものは銀座の博聞社、日本橋の須原屋、春陽堂等が主なるものであつた。

博文館が本石町に移つてからは坪谷水哉、早速整爾、高橋光威氏等が相踵いで編輯部に入り、三年後には八種の新雑誌を創刊した。即ち「やまと錦」「日本殖産」「日本女學」「日本時事」等はそれである。

この頃は硯友社の漸く芽を出した時であつたから、後年の文豪たる廣津柳浪や江見水蔭などが、何れも博文館發行の雑誌にその創作を發表されたものだが、この點から見ると、同館發行の諸雑誌は日本文壇初期の發生地ともなり育成場ともなつたのであつた。出版に於ても日本百科全集、帝國文庫、各種の和歌俳句全集などを續々上梓して、我が文化の向上に盡されたこと決して鮮少でなかつた。

而して「日本大家論集」が新聞雑誌の名論卓説を取つて蒐録し、之が非常に好評を博した關係から明治二十一年に、版權條令が發布されるに至つた。

新聞廣告取次業もこの時分から始り、弘報堂の初代江藤直純氏は伊勢屋と云ふ下宿屋に居り、靴を提げてテク／＼廣告取りに廻つたものだ。

書籍雑誌の取次店としては神田淡路町の東海堂、巖々堂、日本橋新葺町の良明堂、本石町の指金堂等が主なるものであつた。東京堂はすこし後れて二十五年頃大橋省吾氏によつて創立された。



### 第五章 圖書大市會の起源と成績

組合員相互の便益のため、明治二十三年十一月十一日より十四日まで四日間、東京淺草鷗遊館に於て全國書籍大覽市會を開催した。出席者百三十八名、之れが全國圖書大市會の起りである。

本來圖書大市會の如きは組合の事業として舉行するのが至當であるが、府廳の認可を得たる組合として、賣買行爲を禁止されてゐる關係上、己むなく組合有志の名を以て舉行したものである。

併し何時までも府廳の監督下にあることは何かに不便多きため、明治三十五年認可を返上し、爾來大市會も組合の手に於て舉行することになつた。即ち明治二十三年より同三十四年までは毎回有志の名に於て舉行し、同三十五年を初回として爾來今日に至るまで組合の事業として舉行して來たのである。尙ほ第一回以來の成績は左表の如くである。

回数	年次	賣上額	純益金	會場
第一回	明治三十五年	六・三三・四八五	二・四八・五四〇	今盤木俱樂部
第二回	明治三十六年	二四・六八・五三三	二・五六・一五〇	櫻開樓
第三回	明治三十七年	一一・三六・五三〇	恤兵獻品	櫻開樓
第四回	明治三十八年	一五・三〇・三三九	三一四・九五〇	櫻開樓
第五回	明治三十九年	一六・五〇・一四三	三・六三・四二〇	伊勢平樓
第六回	明治四十年	一八・三三・七六〇	三・七五・二八〇	美術俱樂部

回数	年次	賣上額	純益金	會場
第一回	明治三十五年	六・三三・四八五	二・四八・五四〇	美術俱樂部
第二回	明治三十六年	二四・六八・五三三	二・五六・一五〇	美術俱樂部
第三回	明治三十七年	一一・三六・五三〇	一・八六・三四〇	美術俱樂部
第四回	明治三十八年	一五・三〇・三三九	六一・六四〇	福井俱樂部
第五回	明治三十九年	一六・五〇・一四三	五〇・一四〇	常盤華壇
第六回	明治四十年	一八・三三・七六〇	五〇・八三〇	常盤華壇
第七回	明治四十一年	一九・四三・四六〇	三三・六三〇	常盤華壇
第八回	明治四十二年	二〇・四三・二七〇	三三・九一〇	常盤華壇
第九回	明治四十三年	一五・二六・五五五	一・四五・六六〇	南明俱樂部
第十回	明治四十四年	一六・九七・五四七	二・五二・三三〇	南明俱樂部
第十一回	明治四十五年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第十二回	明治四十六年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第十三回	明治四十七年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第十四回	明治四十八年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第十五回	明治四十九年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第十六回	明治五十年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第十七回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第十八回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第十九回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第二十回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第二十一回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第二十二回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第二十三回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第二十四回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第二十五回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第二十六回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第二十七回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第二十八回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第二十九回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第三十回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第三十一回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第三十二回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第三十三回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第三十四回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第三十五回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第三十六回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第三十七回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第三十八回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第三十九回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第四十回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第四十一回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第四十二回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第四十三回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第四十四回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第四十五回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第四十六回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第四十七回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第四十八回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第四十九回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第五十回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第五十一回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第五十二回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第五十三回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第五十四回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第五十五回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第五十六回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第五十七回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第五十八回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第五十九回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第六十回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第六十一回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第六十二回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第六十三回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第六十四回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第六十五回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第六十六回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第六十七回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第六十八回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第六十九回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第七十回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第七十一回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第七十二回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第七十三回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第七十四回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第七十五回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第七十六回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第七十七回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第七十八回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第七十九回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第八十回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第八十一回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第八十二回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第八十三回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第八十四回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第八十五回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第八十六回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第八十七回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第八十八回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第八十九回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第九十回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第九十一回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第九十二回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第九十三回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第九十四回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第九十五回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第九十六回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第九十七回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第九十八回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第九十九回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部
第一百回	明治五十一年	一七・四三・四六二	三・〇三・七七〇	南明俱樂部



## 第六章 制度次第に定まる

### 第一節 規約第七條の勵行

組合規約第七條に次の如き明文がある。

當組合員相互ノ間ハ勿論他ノ同業者ト雖モ當組合員中ト取引ヲナシ勘定等ヲ懈怠シタルトキハ被害者ヨリ其旨ヲ事務所ヘ申出ツヘシ其所爲組合員ニ出タルトキハ違約ヲ以テ處分シ組合員ノ所爲ニアラサルトキハ事務所ハ之ヲ當組合一統ニ通知ス組合員ハ此通知ヲ受ケタル後ハ其者ニ對シ一切取引ヲ爲サ、ルモノトス

組合創立以來三年、必ずしもその弊の甚しきものがあつた譯でないが、明治二十四年一月一日、商法の實施と共に右條文の趣旨を徹底せしめ、以て商取引の圓滑を計るべく、同二十三年十一月、組合の名を以て全國の同業者に檄を飛ばし、その勵行を促すところがあつた。

支拂懈怠に依る制裁の範圍を組合員外にまで及ぼした所に、當時如何に組合員が新興の意氣に燃えてゐたかを證するに足るものがある。

### 第二節 明治廿四年の規約修正

明治二十四年一月の總會に於て組合規約に左の如き修正を加へた。

一規約第三條中（府下十五區）ヲ東京市内ト改ム第六條但書中（組合員ニ）ヲ實費ヲ以テト改ム

第七條中五行目事務所ノ下（ニ於テハ委員會ノ決議ニ依リ）ノ十三字ヲ加ヘ更ニ左ノ別項ヲ増補ス

組合員ノ出版及ヒ發賣ニ依ル圖書ニシテ其雇人及他人ニテモ賣買上不正ノ疑アルトキハ速ニ其本主ニ通知スヘシ但シ情ヲ知テ賣買スルモノハ違約ヲ以テ處分ス

第八條二行目（姓名）ヲ氏名ト改ム

第九條一行目（備ヒ）ヲ雇ヒト改ム

第十二條改正

組合員ハ勿論組合外ノ書肆ニシテ組合員中ノ僞版ヲナシ或ハ其事情ヲ知リテ該書ヲ取扱ヒタル者アリテ被害者ヨリ之ヲ其筋ヘ訴ヘタルトキハ直チニ事務所ニ通知スヘシ事務所ニ於テハ委員會ノ決議ニ依リ之ヲ組合員中ニ通報シ事宜ニ依リ一方ニ向テ取引ヲ爲ササルモノトス

第十三條改正

出版者其圖書ノ專賣ヲ組合員中ノ甲者ニ托シ置キ又更ニ組合員中ノ乙者ニ委託セントスルトキハ乙者ハ一應甲者ニ照會シ故障ノ有無ヲ明ニスヘシ

第十四條第十五條及ヒ第十六條 削除

第十八條中（職權）ヲ權限ト改メ及第四項ヲ増補ス

協議員

無定員

協議員ハ其權限委員ニ同シ

第二十條ヲ増補ス

第二十條 協議員ハ委員ノ決議ヲ以テ之ヲ囑托ス



第二十一條二行目（尤）ヲ但ト改ム

第二十三條一行目（最モ）ヲ但シト改ム

第二十七條一行目不都合ノ下（所爲）ノ二字ヲ加フ

第三十四條一行目（區外）ヲ市外ト改ム

第三十五條改正

當組合員ニシテ家督相續死亡又ハ族籍住所氏名ヲ變更シタルトキハ即時事務所ニ届出ヘシ事務所ハ之ヲ組合員ニ報告ス

第三十七條一行目（地區）ヲ區域ト改ム

第三十八條改正

月費金ヲ貳拾錢ト定メ毎月初旬事務所ニ差出スヘシ而シテ經費ハ該金ヲ以テ支辨ス若シ不足ヲ生スルトキハ委員會ノ決議ヲ經テ其支辨方ヲ定メ又過剩アルトキハ翌月ノ費途ニ繰込ムヘシ

第四十二條二行目（評議）ヲ決議ト改ム

第十章 第四十四條ヨリ第四十七條ニ至ル四箇條ヲ削除ス

第四十八條但書中（同盟者五名）ヲ組合員中十名ト改ム又於テノ下（ハ委員會ノ決議ニ依リ）ノ十字ヲ挿入ス

右第十四條以下條項順次ニ繰上ク

又組合會議細則ヲ改正スル左ノ如シ

第四條但書ノ末（最モ委員會ニハ代人ヲ許サス）ノ十三字ヲ加フ

第五條改正

會議ハ出席員ヲ以テ之ヲ開ク

### 第三節 押切帳規程の新定

明治二十八年一月五日、組合定時總會に於て押切帳申合規程を左の如く制定し、同年十一月二十五日より實施した。

#### 押切帳取扱申合規程

第一條 組合員ハ豫メ押切帳ヲ製シ置キ相互取引ニ關シ金錢受授ノ際ニハ必ス之ヲ用フヘキ事

第二條 押切帳ハ必ス組合事務所ノ檢印ヲ受置クヘキ事

第三條 押切帳ニ組合事務所ノ檢印ヲ請フトキハ必ス店主ノ實印ヲ押捺シタル請求書ヲ添付スヘシ

第四條 組合員ニ金錢ヲ交付スルノ際ハ必ス押切帳ニ金額ヲ明記シ押印ヲ爲スヘキ事

第五條 押切帳ヲ持參セサル者ニハ如何ナル場合ト雖モ金錢ノ受授ヲ爲サ、ル事

但シ金錢ヲ受授スヘキモノ若シ店主ナルトキハ必スシモ押切帳ヲ要セス

### 第四節 規約第七條細則制定

賣掛代金延滞處置に關シ、同二十八年十一月二十二日、左の規約第七條細則を制定した。

#### 規約第七條細則

第一條 東京書籍出版營業者組合規約第七條ノ處分ハ此ノ細則ニ依テ執行スルモノトス

第二條 本組合員ハ本組合員外トノ取引ニ於テ其賣掛代金ノ不拂者アルトキハ其狀ヲ具シテ事務所ニ届出ヘシ



第三條 事務所ハ前條ノ取調ヲナス爲メ毎年一月ノ委員會ニ於テ委員協議員ノ互選ヲ以テ五名ノ調査委員ヲ定ム  
 第四條 調査委員ハ左ノ權限ニ依リ事實ヲ査定シテ頃取ニ報告シ且ツ意見アルトキハ其意見書ヲ附スヘシ  
 一 届出人ヲ事務所ニ呼寄せ届出ニ關スル事實ヲ調査シ又必要ノ場合ニハ關係ノ帳簿若クハ書類ヲ提供セシム  
 ルコト

一 不拂者ニ對シ事實ヲ確ムル爲メニ照會書ヲ發スルコト

第五條 頭取ハ調査委員ノ報告ヲ受ケ其不拂ノ事實精確ト認メタルトキハ委員會ノ決議ヲ經テ其不拂者ニ對シ期間ヲ定メテ支拂又ハ確答セシムヘシ  
 不拂者ニシテ此期間内ニ支拂又ハ確答セサルトキハ其者ニ對シ支拂濟マテ總テ取引ヲ停止スヘキ旨本組合員一般ニ通知スヘシ  
 但シ本條ノ通知書ニハ届出人ノ姓名ヲ表記セス

第六條 第四條第五條ノ調査ニ關スル費用ハ届出人ノ負擔トス

參 考

規約第七條 當組合員相互ノ間ハ勿論他ノ同業者ト雖モ當組合員中ト取引ヲナシ勘定等ヲ懈怠シタルトキハ被害者ヨリ其旨ヲ事務所ヘ申出ヘシ其所爲組合員ニ出タルトキハ違約ヲ以テ處分シ組合員ノ所爲ニアラサルトキハ事務所ニ於テハ委員會ノ決議ニ依リ當組合員一統ニ通知ス組合員ハ此通知ヲ受ケタル後ハ其者ニ對シ一切取引ヲ爲サ、ルモノトス  
 組合員ノ出版並發賣ニ係ル圖書ニシテ其雇人及他人ニテモ賣買上不正ノ疑アルトキハ速ニ其本主ヘ通知スヘシ但シ情ヲ知テ賣買スルモノハ違約ヲ以テ處分ス

規約第四十條 組合員ニ於テ此規約ニ違背シタル者アルトキハ委員會ノ決議ヲ以テ其情狀ヲ量リ金五拾圓以内ニ於テ相當ノ違約金ヲ差出サシムルモノトス  
 但シ違約者ノ氏名ハ其時々組合員ニ報告スヘシ

第五節 雇人獎勵規程

明治三十三年一月、左の雇人獎勵規程を定めた。

雇人獎勵規程案

第一條 此規定ニ雇人ト稱スルハ本組合員ノ雇用シタル書籍店ノ從業者ヲ云フ

第二條 本組合ハ雇人滿十年以上勤績シ品行方正ニシテ勉勵顯著ナル者ニ賞品ヲ贈與シテ其精勤ノ功ヲ表彰スルモノトス

第三條 前條ノ賞品ハ左ノ三種トス

品名	概價	受賞勤績年限
一等賞	牌金三十五圓	二十年以上
二等賞	前金二十五圓	十五年以上
三等賞	前金十五圓	十年以上



第四條 賞品ヲ贈與スルトキハ左ノ褒賞狀ヲ添付ス

第 號		褒 賞 狀	
何誰殿雇人	何 誰	年 月 生	誰
族 籍	何	年 月 生	誰
割 印	組 合 事 務 所 印	品行方正ニシテ業務ニ勉勵シ滿何年以上勤續ニ付何等賞品ヲ贈與シテ茲ニ其精勤ノ功ヲ表彰ス	
明治 年 月 日	東京書籍出版業者組合		
頭 取 何	誰		

第五條 賞品ヲ贈與シタルトキハ之ヲ組合員一般ニ報告スヘシ

第六條 組合事務所ハ雇人獎勵名簿ヲ備ヘ受賞者ノ族籍氏名ヲ之ニ登記シ永ク保存スヘシ

本條ノ名簿ハ閱覽ノ請求ニ應ス

第七條 第二條ノ資格ヲ有スル者アルトキハ當人ノ履歷書ヲ添ヘ其雇主ヨリ組合事務所ニ届出ヘシ

前項ノ届出アリタルトキハ之ヲ委員會ノ議ニ付シ其認否ヲ決ス

第八條 此規定ニ據リ賞品ノ贈與ヲ受ル雇人ノ雇主ハ第三條ニ定メタル概價ノ三分ノ二ヲ本組合ニ寄附スルヲ

要ス

第九條 雇人勤續中兵役ニ服シ除隊ノ後復勤シタル者ハ其年數ヲ中斷セラル、コトナシ

第十條 受賞者ニ於テ不都合ノ所爲アルトキハ其賞品ヲ返戻セシメ獎勵名簿ヨリ除名シ之ヲ組合一般ニ報告ス

ヘシ

附 則

第十一條 賞品贈與式ハ毎年組合總會ニ於テ舉行ス

第十二條 第七條第一項ノ届出期間ハ毎年十月一日ヨリ三十一日迄トス

第十三條 此規定ハ明治三十三年一月ヨリ施行ス

右の規程は大正三年一月十日の總會に於て次の如く修正を加へた。

第三條ノ但書ヲ削ル

同條賞品ノ概價ヲ左ノ如ク改ム

一等賞 金參拾五圓ヲ金拾圓ニ改ム

二等賞 金貳拾五圓ヲ金六圓ニ改ム

三等賞 金拾五圓ヲ金參圓ニ收ム

第八條ヲ削除ス

第九條以下順次繰上ゲ

大正八年一月の總會に於て更に左の如く修正した。

第三條 前條ノ賞品ハ左ノ三種トス但重テ本條ノ賞品ヲ受ケタル者ニ對シテハ賞牌ヲ他ノ賞品ニ代フルコトヲ



得

- 一等賞 金拾圓ヲ
- 二等賞 金六圓ヲ
- 三等賞 金參圓ヲ

金貳拾圓以内ニ改ム

金拾圓以内ニ改ム

金七圓以内ニ改ム

## 第七章 組合の對外運動記録

### 第一節 出版條例改正請願

明治二十三年十月四日、立憲自由黨俱樂部は末廣重恭氏の名を以て、出版條例改正の草案を廻送し、本組合に對しその意見を徴して來た。依つて本組合は委員會を開き協議の結果、議員島田三郎氏を紹介人とし、長尾景弼、小柳津要人、小林義則、牧野善兵衛、辻敬之、佐久間貞一、和田篤太郎七氏を總代として、請願書を議會に提出するに共に、衆議院議員全員に改正意見書を送附した。その全文は次の如くである。

尙ほこの請願に就ては全國的に運動を起す必要を認め、東京の地本組合及び京都、大阪の組合員にもその旨移檄した。

#### 請願書

現行出版條例並ニ新聞紙條例ハ之ヲ理論ニ照シ之ヲ實際ニ徴シ今日ノ社會ニ適合セサルト我々營業者ニ於テ不都合ノ點アルニ因リ兼テ改正ヲ熱望セシモ其機會ヲ得サルヲ以テ空ク今日ニ至リシ處幸ニ今般國會ノ開會ヲ得

タルヲ以テ其意見ヲ別紙ニ具シ差出候間何卒御採用ノ上御改正アランコトヲ懇冀切望ニ堪ヘス仍テ連署ヲ以テ請願仕候也

明治二十三年十二月二十二日

東京書籍商百拾三名同 地本商八十一名連署調印

#### 出版條例新聞紙條例改正意見書

謹テ案スルニ文書ヲ印刷シテ等シク販賣頒布スルモノニシテ新聞紙條例及ヒ出版條例ノ二條ヲ設ケ各々其支配ヲ異ニスル所以ノモノハ二者其性質ヲ異ニシ取締上自ラ寛嚴ノ別アルニ依ルナラン抑新聞紙ナルモノハ専ラ社會ニ發生スル現時ノ事實ヲ集録シテ公集ニ報告スルヲ主トスルモノニシテ政治ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルノ虞アルヲ以テ其取締ヲ嚴ニセンカ爲メ保證金ヲ要スル所以ナラン然ルニ新聞紙條例第八條第三項ニ學術技藝統計官令又ハ物價報告ニ關スル事項ノミヲ記載スルモノハ本條ノ限ニアラストシテ保證金ヲ要セス而シテ出版條例第二條ニ是等學術ノ雜誌ハ内務大臣ノ許可ヲ得テ此條例ニ依ルコトヲ得トノ特質ヲ與ヘラレタルモノハ蓋治安ヲ妨害シ風俗ヲ壞亂スルノ虞ナキニ依ルモノナランカ果シテ然ラハ之ヲ新聞紙條例ノ支配ニ歸スル必要ナキコト明白ナリ加之圖書ノ出版ト新聞紙ニ屬スルモノト錯雜シテ其區別判明ナラサルカ故ニ純然タル圖書ニシテ之ヲ數回ニ分チ又ハ數種ノ圖書ヲ集合シテ定時ノ刊行トナスモノアリテ圖書出版ト異名同實ノモノ日ニ多キチ加フルニ至レリ其弊ヤ亦大ナリサレハ新聞雜誌ニ屬スルモノハ純然タル新聞紙條例ニ依リテ保證金ヲ納メシメ其他ノ文書ハ出版條例ノ支配ニ歸セシムルハ目下必要ノ改正ト云フヘシ故ニ吾等ハ新聞紙條例第八條第三項ヲ削除シ出版條例ヲ説明書ノ如ク改正センコトヲ欲スルナリ



出版條例第三條ヲ改正セントスル所以ノモノハ文書圖書ヲ出版スルニ十日前内務省へ届出ツヘシ云々トアルハ其文書圖書ノ治安ヲ妨害シ風俗ヲ壞亂スルヤ否ヤヲ檢定スルノ日子ヲ要スルニ依ルモノナラン文書圖書固ヨリ其憂ナキニ非スト雖モ之ヲ新聞紙ノ危険ニ比スレハ自ら徑庭アリ然ルニ新聞紙ハ速時發行スルヲ得ルモ文書圖書ノ發行ハ十日以上ノ日子ヲ費サ、ルヲ得ス是レ如何ナル理由ノ存スルニヤ若シ條例ニ違犯アルモノトセハ其發行ヲ停止シ其印本ヲ取押ヘ之ヲ罰スルノ法アリ社會ニ茶毒ヲ流スカ如キ弊ナカルヘシ故ニ届出ノ時期ヲ短縮シ出版者及購讀者ニ便益ヲ與ヘ日新ノ開明ヲ裨補スルコト亦必要ト云フヘキナリ

同條例第六條ノ但書ヲ削除セントスルモ亦説明書ニ舉示スル如ク著作者ト發行者トノ區劃ヲ限界セラレンコトヲ望ムナリ或人云ク著作者ト發行者トノ區劃ヲ限界スルハ誠ニ善シ然レトモ若シ此ノ如ク之ヲ改正スルトキハ學者政治家カ其意見ヲ世ニ公ニシ又ハ著作ノ功勞ノ報酬ヲ得ントスルニ當リテ大ニ自由ヲ妨ケラル、嫌アリ是レ著作者ヲ保護スルノ道ニ非ラスト然レトモ是レ必竟事ノ實際ヲ究メサルノ說ナリ政治家ナリ學者ナリ己ノ意見ヲ世間ニ發表シ又ハ著作ノ功勞ノ報酬ヲ得ント欲セハ新聞雜誌ノ在ルアリ尙是等ノ機關ヲ以テ足ラストシ一ノ書籍トシテ之ヲ發行セントセハ其原稿ヲ書肆ニ賣却スルモ可ナルヘク又書肆ト謀リテ其版權ヲ共有スルモ可ナラン而シテ尙其意ニ滿タサルモアラハ自ら費用ヲ出シテ其販賣ノミヲ書肆ニ托スルモ可ナリ此三點ニ付キ書肆ノ間ニ自由競争ノ行ハル、ハ今日ノ實際ニ於テ中々盛ンナレハ決シテ書肆ノ爲メニ利益ヲ壟斷セラル、ノ憂ナカルヘシ著作者タルモノ尙之ヲ以テ足レリトセサレハ自ら營業者トナルカ若クハ己ノ子弟ヲ營業者ノ地位ニ置キテ出版セシムルノ自由アルヘケレハナリ此ノ如ク著作者カ其意見ヲ世ニ發表シ又ハ著作ノ功勞ノ報酬ヲ得ントスルノ自由ナルニモ拘ラス著作者尙發行ヲ兼ヌルヲ得テ營業者ト競争スルコトアランニハ營業者ハ如何ニシテ其利益ヲ享受スヘキ學校協會或ハ官吏等ハ皆當務ノ業アルモノニシテ圖書出版ノ如キハ其專業ト云フヘカ

ラス然ルニ學校協會官吏等カ自ら手ヲ下シテ講義録若クハ古書譯書等ヲ數十回ニ分チテ出版シ遂ニ營業皆ト競争スアラハ他ノ販賣ヲ妨害セラル、ノミナラス其營業者ヲ苦マシムルコト甚タ大ナリトス今夫レ官吏學校協會等カ著述ヲ爲スハ俗ニ所謂内職ナルモノニシテ決シテ之ヲ常職ト云フヘカラス内職ヲナスハ固ヨリ咎ムヘキニアラサレトモ之ヲ發行スルニ至リテハ之ヲ營業者ナル書籍ニ托セサルヘカラス

次ニ第八條中ニ書簡ノ二字ヲ加ヘ第九條但書中「雜誌ノ類ニ在テハ」ノ文字ヲ削除シ「定時刊行ノモノハ」ノ八字ヲ加ヘントスルナリ其理由ハ第八條ヲ現在ノ儘ニシテ改正スルコトナクハ印刷ニ附シタル著書ヲ多數ノ人ニ向テ發送頒布セントスルニ當リテモ亦出版ノ手續ヲ經由セサルヘカラス而シテ今日之ヲ爲スモノアルモノヲ默許ニ附セラル、ノ不都合アリ安ソ改正セサルヲ得ンヤ而シテ此九條ヲ改正スルハ學術技藝統計及官令等ノ雜誌ヲ出版條例ノ支配ニ歸セシムルノ意見ナルヲ以テ自ら然ラサルヲ得サルモノアルナリ又郵便條例第一條ニ郵便物ヲ別テ四種トシ毎月一回以上發行スル定時印刷物及其附録ハ第三種ニ屬シ目方十六匁ハ郵便五厘トシ書籍帳簿各種ノ印刷物等ハ第四種ニ屬シ目方三十匁迄郵稅貳錢トアリ其定時刊行物トハ多ク新聞雜誌ヲ指定スルモノノ如シ新聞雜誌ト文書圖書トハ等シク社會ノ進歩ヲ助クルモノナレハ同様ナル特典ヲ與フルコト至當ナリトス然ルニ一ハ低稅免許ノ特典ヲ與ヘ一ハ然ラサルノ理吾等ノ解釋ニ苦ム所ニシテ之ヲ改正セント欲スル所以ナリ

以上ハ吾等カ新聞紙及出版郵便ノ三條例ニ向テ改正ヲ希望スル要點ナリ請フ熟讀玩味得失利害ノアル所ヲ審ニシテ以テ協賛ノ意ヲ表シ共ニ其改正ニ力ヲ致サレンコトヲ

新聞紙條例 明治二十年十二月勅令第七十五號

第八條 發行人ハ保證トシテ左ノ金額ヲ届書ト共ニ管轄廳東京府ハ警視廳ニ納ムヘシ



- 一 東京ニ於テハ千圓
- 一 京都大阪横濱兵庫神戸長崎ニ於テハ七百圓
- 一 其他ノ地方ニ於テハ三百五十圓
- 一 一月三回以下發行スルモノハ各前記ノ半額

保證金ハ時價ニ準シタル公債證書又ハ國立銀行ノ預リ手形ヲ以テ之ヲ納ムルコトヲ得  
學術技藝統計官令又ハ物價報告ニ關スル事項ノミヲ記載スルモノハ本條ノ限ニアラス

(改正案)

### 第八條第三項

官令又ハ物價報告ニ關スル事項ノミヲ記載スルモノハ本條ノ限ニアラス

(說明)新聞雜誌ハ社會現時ノ狀況ヲ記載スルモノニシテ新聞紙條例ノ支配ニ歸スヘキモノナルコト多言ヲ要セスシテ知ルヘシ純然タル圖書ニシテ新聞紙條例ニ據テ發行スルモノアリ即チ學術技藝統計ニ關スルモノ、如キ是レナリ故ニ是等ハ出狀條例ノ支配ニ歸セシメ以テ新聞紙條例ト出版條例トノ區別ヲ判明ナラシメントスルニ在リ

出版條例 明治二十年十二月勅令第七十七號

第二條 新聞紙又ハ時々發行スル雜誌ヲ除クノ外文書圖書ノ出版ハ總テ此條例ニ依ルヘシ但雜誌ニシテ專ラ學術技藝ニ關スル事項ヲ記載スルモノハ内務大臣ノ許可ヲ得テ此條例ニ依ルコト得

(改正案)

第二條 新聞紙又ハ時々發行スル雜誌ヲ除クノ外文書圖書ノ出版ハ總テ此條例ニ依ルヘシ但雜誌ニシテ專ラ學

術技藝統計ニ關スル事項ヲ記載スルモノハ又此條例ニ依ル

(說明)之ヲ改正スルノ理由ハ新聞紙條例第八條第三項ノ學術技藝統計ノ六字ヲ削除シ雜誌類ニシテ純然タル新聞紙ニ屬スルモノハ新聞紙條例ニ據リ又圖書出版ニ屬スルモノ及ヒ學術技藝統計ニ關スル事項ヲ記載スル雜誌ハ出版條例ニ據リ以テ其區別ヲ判明セシメント欲スルニ因ルナリ

第三條 文書圖書ヲ出版スル時ハ發行ノ日ヨリ到達シ得ヘキ日數ヲ除キ十日前製本三部ヲ添ヘ内務省ニ届出ヘシ

(改正案)

第三條 文書圖書ヲ出版スルトキハ發行ノ日ヨリ到達シ得ヘキ日數ヲ除キ四十八時間前製本三部ヲ添ヘ内務省ニ届出ヘシ

(說明)十日トアルヲ四十八時間ト改正スルノ理由ハ文明日新ノ社會ニ立テ文書圖書ヲ出版スルニハ一日片時ノ遅速モ其關係スル所少ナカラス然ルニ本條二十日トアルカ爲メニ既ニ印刷製本ノ成レルモノアルモ十日以上ノ日子ヲ費スニ非サレハ發賣スルコト能ハス實ニ書籍營業者ノ爲メ不便不利ニシテ文明ノ今日ニ適合セザルモノト思考セリ是レ之カ改正ヲ要スル所以ナリ

第六條 文書圖書ノ發行者ハ文書圖書ノ販賣ヲ以テ營業スル者ニ限ル但著作者又ハ其相續者ハ發行者ヲ兼ヌルコトヲ得

(改正案)

本文ヲ現存シ但書ヲ削除ス

(說明)本文ノ但書ヲ削除スル理由ハ元來圖書ノ發行ハ商取引ニ屬シテ自ラ其營業者アリ然ルニ著作者ナルモノハ概ネ學校協會或ハ官吏等ニシテ營業稅ヲ納メサル者ナリ營業者ニ非スシテ圖書ヲ發行シ其代金ヲ收



入スルハ即チ營業ヲ爲スト一般ニシテ之ヲ脱稅者ト見做スモ可ナリ是但書ヲ削除シテ著作者ト發行者トノ區劃ヲ限定セントスル所以ナリ

第八條 社則塾則引札諸藝ノ番附普通ノ書式アル諸種ノ用紙又ハ證書ノ類ハ第三條第六條ニ據ルヲ要セス  
(改正案)

第八條 社則塾則引札書簡諸藝ノ番附普通ノ書式アル諸種ノ用紙又ハ證書類ハ第三條第六條ニ據ルヲ要セス  
(説明)本條引札ノ下ニ書簡ノ二字ヲ加フルノ理由ハ今現ニ之ヲ犯シテ默許セラル、ノ姿アリ譬ヘハ多教ノ人ニ向テ印刷セシ同様ノ書簡ヲ發送頒布スルモ亦是出版條例ノ範圍内ニアリ正當ニ之ヲ云ヘハ固ヨリ出版ノ手續ヲナサ、ルヘカラス是レ之ヲ改正スル所以ナリ

第九條 文書圖畫ノ冊號ヲ逐ヒ順次ニ出版スル者ハ其都度第三條ノ手續ヲ爲スヘシ但雜誌ノ類ニ在テハ内務大臣ノ許可ヲ得テ其手續ヲ省略スルコトヲ得  
(改正案)

本文ヲ存シ但書ヲ改ム

但定時刊行ノモノハ内務大臣ノ許可ヲ經テ其手續ヲ省略スルコトヲ得

(説明)學術技藝統計等ノ雜誌ヲシテ出版條例ノ支配ニ歸セシムルヲ以テ本條ノ但書ヲ此ノ如ク改正スル所以ナリ

## 第二節 小學教科書國定反對意見

明治二十四年十二月、文部省は小學教科書編纂方針に關し調査を要するものこし、金港堂、文學社、普及舎、

集英堂、坂上半七の五店に對しその意見書を徴した。該當事者は直ちに左の如き意見を組合に提出した。

之れまで民間から採用されてゐた小學教科書を國定に爲さんとする當局の方針に對し、當業者が反對の意見を有つてゐたことはこの意見書によつて明かである。

意見書

文部省ニ於テ近時小學校教科書ヲ編纂セシメントノ風説ニ接シ吾等之ヲ默々ニ附スル能ハス依テ吾等ハ之ニ關シテ左ニ意見ノアル所ヲ略陳スヘシ

今回文部省ハ小學校令ニ附帶スル諸省令ヲ發布セラレタリ其内ニテモ小學校教則大綱ハ殊ニ重大ノ責任ヲ地方官ニ委ネ大ニ地方自治ノ精神ヲ貫徹セシメントスル者ナリ是レ教育ノ施政モ他ノ事項ト同シク全國同一ニシ難キ事情アルヨリ其地方特別ノ情況ヲ保存セシメントノ主意ニシテ最今日ニ適シタル施政ト云フヘシ然ルニ是ノ教則大綱ヲ實行スルニハ勢ヒ良教科書ヲ選擇スルノ必要アリ而シテ教科書ヲ選擇スルニハ今日ノ制ニ據レハ文部省ニテ第一ニ教科用圖書ノ撰定アリ第二ニハ府縣ニ教科書審査委員ヲ撰ムヘキ法則アリテ最モ意ヲ教科書ノ撰定ニ注カレタルノ事實ヲ窺ヒ知ルヲ得ヘシ夫レ然リ今後教育ノ施政ハ主トシテ地方自治ノ精神ヲ根據トセラニ、コト已ニ此ノ如ク明白ナルニ近時文部省ハ讀本及修身書ヲ編纂スルノ舉アリト聞ク此風説ニシテ果シテ信ナリトスレハ是マタ曩時ノ編輯局カ經營シタル事業ヲ再興スルモノニシテ其弊害ノ却テ大ナルハ更ニ喋々ノ辯ヲ要セサルナリ即チ政府カ正當ニ爲スヘキ任ヲ盡サスシテ爲スヘカラサルコトヲ企テントスル者ナリ斯ノ事獨リ書籍出版營業者カ默々スヘカラサルノミナラス政治問題トシテ論スルモノ之ヲ不問ニ附スヘカラサル者ナリ故ニ吾等ハ何處マテモ文部省ヲシテ此ノ事業ヲ廢セシメントスルモノナリ況ンヤ從來學校教科書ノ編纂ヲ以テ經營シ來レル當業者ノ如キハ已ニ多年ノ經驗ト幾干ノ實歴トニヨリテ其將來ニ編纂スヘキ教科書ノ標準ノ如何ト



其如何ナル標準ノ書籍カ果シテ國民全般ニ適スヘキ良教科書ノ價值アルヤ否ヤハ業既ニ之ヲ知得シ現ニ此方ニ向ヒテ其業ヲ執リツ、アルニ於テオヤ  
以上吾等カ此ノ舉ニ對シテ懷抱スル意見ノ大要ナレトモ其詳細ニ至リテハ面陳ノ上ナラテハ曲盡シ難キ事多シ依テ今唯其大要ヲ陳述スルニ過キス  
右ハ吾々當業者直接ノ利害ニ關スル重大事件ナレハ希クハ吾々ノ事業ニ向ヒ之レカ救回ノ方策ヲ計畫セラル、ニカメラレンコトヲ

東京書籍出版營業者組合臨時取調委員御中

金港堂 文學社 普及舎 集英堂 坂上平七

### 第三節 萬國版權保護同盟條約に付建議

政府が萬國版權保護同盟條約に加入せんとする噂を聞き、この問題は我出版業に重大の關係あるを以て、本組合は當局をして萬遺漏なからしむるべく、明治三十年六月、東京商業會議所へ左の建議書を提出した。

萬國版權保護同盟條約加入ノ義ニ付建議

我政府ハ明治二十七年八月廿七日附テ以テ日英通商航海條約ヲ公布セラレタリ其議定書第三ニ

日本政府ハ日本國ニ於ケル大不列顛國領事裁判權ノ廢止ニ先チ工業ノ所有權及ヒ版權ノ保護ニ關スル列國同盟條約ニ加入スヘキコトヲ約ス

トアリ又明治二十九年十一月二十日公布ノ日獨通商航海條約議定書第四ノ第三項及ヒ明治二十九年十二月二十八日公布ノ日白通商航海條約議定書第三ニモ亦日英條約議定書第三ト同一ノ事項ヲ記載セリ然レハ我政府ハ改

正條約ノ實施以前ニ於テ必ス萬國版權保護同盟條約ニ加入セラルヘシ

依テ我政府ハ其萬國版權保護同盟條約ニ加入スルニ先チ同盟諸國ニ對シ國別ニ左記第一項ノ意味ヲ以テ特別條約ヲ締結シ而シテ又左記第二項ノ主旨ニ適合スヘキ内國法律ヲ制定セラレンコトヲ希望ス

一、兩締盟國ノ一方ノ臣民若クハ人民ハ他ノ一方ノ臣民若クハ人民ノ萬國版權保護同盟條約ニ依リ權利ヲ享有セル文學的及美術的著作物ヲ自由ニ自國語ヲ以テ翻譯出版スルコトヲ得ヘシ

二、帝國臣民カ萬國版權保護同盟條約實施以前ニ於テ既ニ出版シ若クハ出版ニ着手シタル文學的及美術的著作物ノ翻譯及翻刻ハ萬國版權保護同盟條約ノ爲メニ妨ケラレサルヘシ

右本組合委員會ノ決議ニ依リ建議仕候間貴會議所ノ斡旋ヲ以テ此目的ヲ貫徹セシメラレンコトヲ奉悃請候也

明治三十年六月

東京書籍出版營業者組合頭取

小 柳 津 要 人

東京商業會議所會頭

澁澤榮一殿

### 第四節 印刷料紙輸入稅全廢請願

印刷料紙輸入稅全廢に關シ、明治三十二年二月、田口卯吉氏の紹介を以て衆議院に左の請願書を提出した。

印刷料紙輸入稅全廢ノ請願

新定海關稅則中從來原價ノ五分ナリシ印刷料紙ノ輸入稅ヲ改メテ原價ノ一割ト爲シ且ツ前ニハ製造地ノ原價ヲ標準トシタルヲ改メ今後ハ運賃保險料ヲ合算シタル販賣地ノ原價ヲ標準トスルコト、ナリ候爲メニ印刷料紙ノ輸入稅ハ舊來ノ二倍以上ト相成リ明治二十八年十一月公布ノ日英追加條約ニヨリ其原價一割ノ從價稅ハ更ニ每百斤一圓十六錢三厘ニ換算スルコト、定メラレ候ヘ共本來舊稅率ヲ二倍以上ニ引上ゲタル從價稅ヲ從量稅ニ換



算シタルニ過ギズシテ此ノ増税ノ爲メニ最モ影響ヲ蒙リ候モノハ此等ノ輸入紙ヲ原料トスル自分等書籍出版業者ニ有之候然レドモ單ニ自分等一己ノ利害ノミニ止リ候ヘバ已ヲ得ズ候ヘ共此ノ課税ノ爲メニ書籍原料ノ價ヲ騰貴スル結果ハ當然書籍ノ價ヲ騰貴スル外ナク延テ國民知識ノ進歩ヲ妨ゲ國家文明ノ發達ヲ害シ其弊害ノ及ボス所容易ナラズ候是レ今般自分等ガ印刷料紙輸入税ハ全然廢止セラレンコトヲ請願仕候理由ノ第一ニ候本來中等教育ノ教科用書ハ何レモ最良ノ輸入紙ヲ用ヒ候爲メニ輸入税ノ増加ハ當然教科書ノ價ヲ騰貴スルノミナラズ今後小學校教科用書ハ昨年十月文部省告示第六十一號ニヨリ白色ニシテ光澤ナク其實強靱ナルモノヲ用フルコト、相成リ候處此等教科圖書用ニ供スベキ良紙ハ到底未ダ内地ニハ製造スルヲ得ズ候ニ付已ヲ得ズ總ベテ輸入紙ヲ用ヒ候爲メニ今増加セラレタル輸入税ヲ負擔スルトキハ延テ全國三百八十七萬七千七百餘人(明治二十九年未調)ノ小學兒童ノ頭上ニ直ニ書籍代價騰貴ノ大影響ヲ感ゼザルヲ得ズ候此ノ如クナレバ印刷料紙ノ輸入税ハ間接ニ全國ノ小學校教育費ニ課税スルト同一結果トナリ國民教育ノ普及ヲ妨害スルコト甚ダシク相成申候是レ本請願ノ已ヲ得ザル理由ノ第二ニ候

抑モ印刷料紙ニモ輸入税ヲ賦課セラレ候ハ國庫ノ收入ヲ得ルコト主眼ノ目的ニ可有之候ヘ共若シ其ノ課税ダケ他ノ書籍新聞雜誌等印刷物價ノ上ニ嫁セシメ候ヘバ前述ノ如ク國民知識ノ進歩ヲ妨ゲ國家教育ノ目的ト矛盾致シ可申若シ又其ノ輸入税ノ負擔ヲ厭ヒ小學校教科書ノ如キハ舊來ノ如ク日本紙ヲ用ヒ新聞雜誌等ノ用紙モ内國製紙ニ甘ンジ候ハ、國庫ノ收入ハ毫モ増ス所ナク唯ダ壟斷ノ利ヲ内國製紙業者ノミニ占得セシムル結果ト相成リ可申候是レ本請願ノ已ヲ得ザル理由ノ第三ニ候

右ノ理由ニヨリ自分等同業組合員ハ印刷料紙ノ輸入税ヲ全然廢止セラレンコトヲ請願仕候間何卒御採用被成下度此段連署ノ上奉懇願候  
東京書籍出版營業者組合頭取 小柳津 要人

### 第五節 清國に於ける我版權問題

清國に於ける我が版權問題に關し取調べの結果、明治三十四年十一月、左の請願書を内務、外務兩省に提出した。

清國ニ對スル版權保護ノ儀ニ付請願

方今東亞ノ形勢ヲ案ズルニ清國ハ比年ノ禍亂ニ困憊スルノ餘宇内ノ大勢ニ鑑ミテ舊政體ノ大弊有ルヲ覺知シ今ヤ君民一致猛然トシテ革新ノ途ニ就キ先ヅ人材ノ養成ヲ以テ其第一着手ト爲シ内ハ盛シニ文武學堂ヲ設立シ外ハ多ク留學生ヲ他邦ニ派シ實用經世ノ學術ヲ講習スルニ急ナリ思フニ此際清國ガ其學術ノ模範ヲ同文同人種ノ我が國ニ仰ガントスルハ最大ノ便宜アルヲ以テ蓋シ必至ノ勢ナリト確信致シ候果シテ然ラバ爾今清國ハ凡百ノ制度文物ヲ我國ニ則トルベク從ツテ文明的學術圖書ノ我が國ヨリ輸出セラレベキハ當ニ期待スベキ事實ニシテ通商貿易ノ上ヨリ之ヲ觀レバ彼ノ四億萬民衆ノ幾部ヲ以テ我が出版圖書ノ大顧客トナスノ時機到來トモ申スベク其ノ關係スル所實ニ至廣至大ナル事ト思考致シ候然ルニ清國ハ未ダ萬國版權保護同盟會ニ加入セズ從ツテ版權制度國內ニ布カレザル故ニ外邦ノ圖書ヲ翻刻翻譯スルノ自由ヲ有シ居リ之ニ加フルニ印刷彫刻ノ業夙ニ發達シ製本原料及ビ工賃等モ大イニ低廉ナレバ我が出版圖書之ヲ得ルニ從ツテ翻刻或ハ翻譯シ以テ國人ノ需要ニ充ツルコト必然ナリ是レ清國ニ取ツテハ其利益勝ゲテ言フベカラズト雖モ退イテ考フレバ我が國ガ過去四十年間莫大ノ資本ト勞力トヲ費シ以テ漸ク一日ノ長ヲ致シタル今日ノ文明ヲ全然無報酬ニシテ之ヲ清國ニ贈與スルハ區々タル吾ガ出版業者ノ得失ハ措イテ之ヲ問ハザルモ國家ノ大不經濟トシテ忽諸ニ附スベカラズ之ニ加フルニ萬國版權保護法ニ因テ得タル我が國著作家ノ權利ハ清國人ノ爲メニ全ク蹂躪セラル、ニ至ルベシト甚ダ痛恨ニ



堪へズ候右ニ付政府ハ此際特別ノ御詮議ヲ以テ清國ニ對シ我が國著作ノ版權ヲ有効ナラシムル御措置ヲラン  
コト希望ニ堪へズ謹ンデ茲ニ請願仕候也

明治三十四年三月二十二日

東京書籍出版業者組合頭取

小柳津要人

外務大臣

小村壽太郎殿

内務大臣男爵

内海忠勝殿

(各通)

右の結果、明治三十七年三月、清國が通商條約に規定した版權登録局が設置に至る迄、在上海帝國領事館に於て版權登録願書を受理し、版權登録局設置の上は直ちに登録を爲し得ることになつた。

## 第八章 更生せる東京書籍商組合

### 第一節 注目すべき明治三十五年の躍進

創立以來平々坦々の道を歩み來つた本組合は、明治三十五年一月十日の定時總會に於て組合同約の大刷新を斷行するに共に、諸般の施設に大改善を加へ、面目全く一新した。その主なる事項を記せば左の如くである。

一、本組合は明治二十年創立以來東京書籍出版業者組合と稱したが、同三十五年より東京書籍商組合と改稱した。

一、本組合の役員は創立以來、頭取、副頭取、委員、協議員と稱へたが、同年以後、組長、副組長、評議員と改稱し、協議員を廢止した。

一、東京大市會を本組合の事業に移した。

一、評議員を三十名に増員した。その當選者は左の如くである。

林 平 次 郎	大 倉 保 五 郎	丸 善 株 式 會 社	水 野 慶 次 郎
森 山 章 之 丞	吉 川 半 七	龜 井 忠 一	石 川 正 作
三 樹 一 平	青 山 清 吉	山 口 德 次 郎	小 立 鉦 四 郎
高 岡 安 太 郎	辻 岡 文 助	坂 上 半 七	中 島 石 松
大 川 錠 吉	株 式 會 社 普 及 舍	江 草 芥 太 郎	株 式 會 社 集 英 堂
大 柴 四 郎	合 資 會 社 富 山 房	鈴 木 敬 親	日 本 圖 書 株 式 會 社
川 合 晋	大 橋 省 吾	杉 本 七 百 丸	榊 原 友 吉
杉 山 辰 之 助	森 江 佐 七		

この評議員の顔觸を見ても著しく新人を加へ、新興の氣運が躍動しつゝあゝこゝが判る。

### 第二節 東京書籍商組合新規約

明治三十五年一月十日の總會に於て決定せる組合の新規約は左の如くである。

#### 東京書籍商組合規約

##### 第一章 總 則

第一條 本組合ハ東京市内ニ於テ書籍出版ヲ營業トスル者ヲ以テ組織ス

第二條 本組合ハ東京書籍商組合ト稱シ事務所ヲ日本橋區本材木町二丁目十六番地ニ置ク

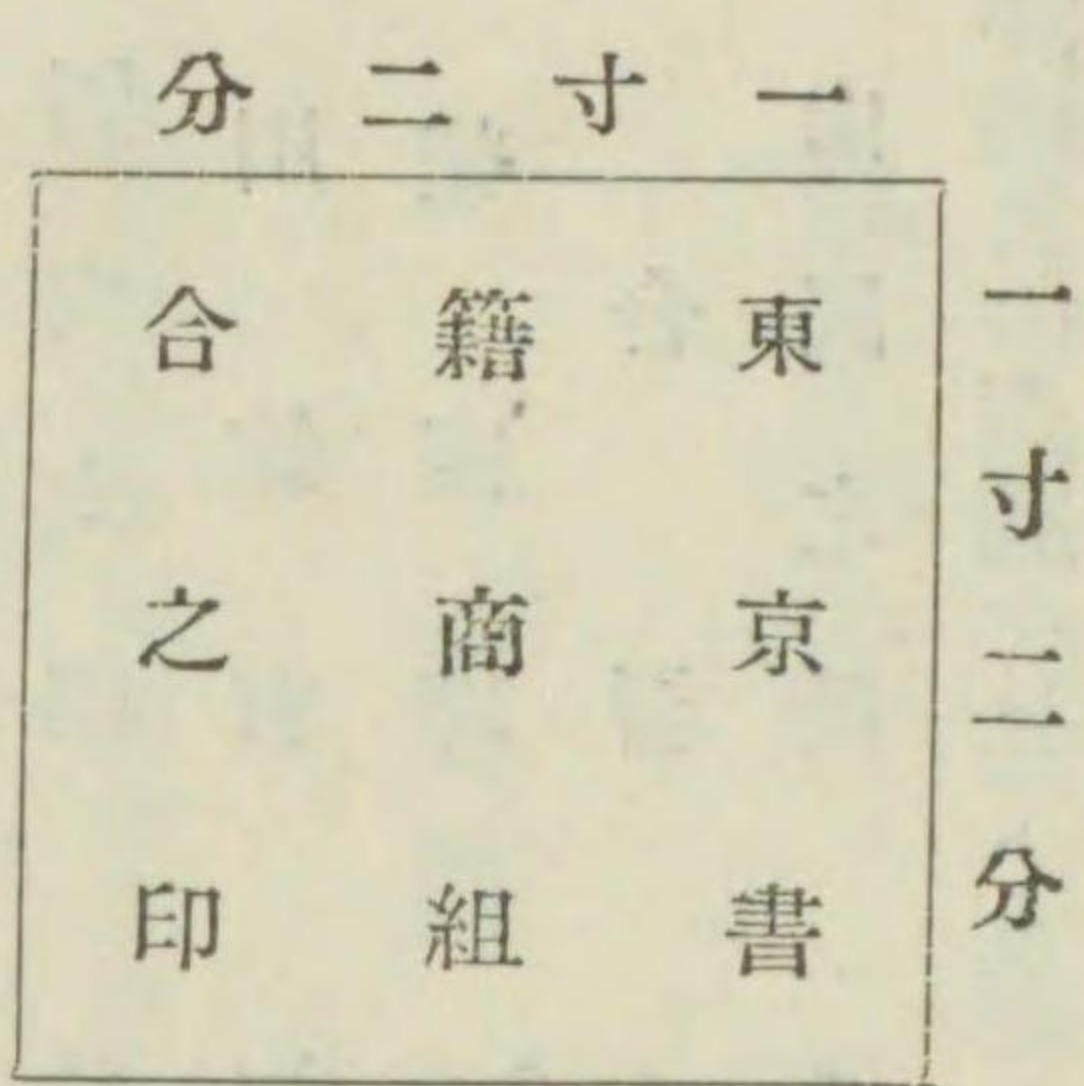


第三條 本組合ハ組合員協同一致シテ斯業ノ發達ヲ圖リ併セテ營業上ノ弊害ヲ矯正スルヲ以テ目的トス

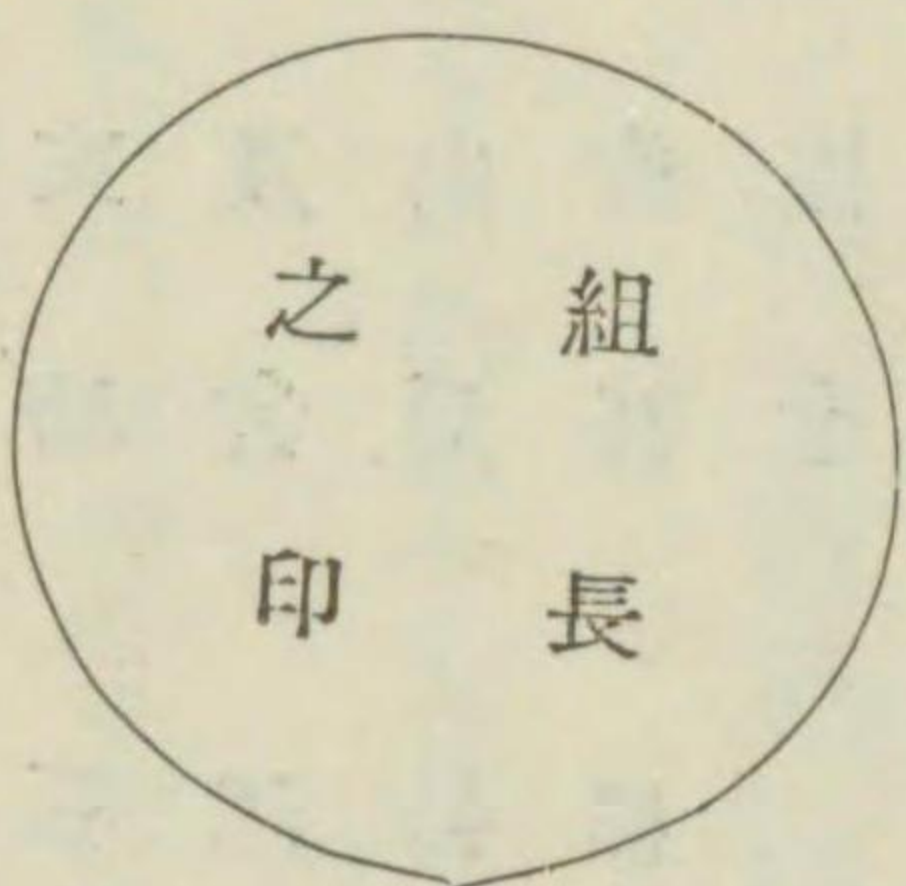
第四條 本組合ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事項ヲ執行ス

- 一 圖書出版ノ一般ニ關スル利害得失ヲ調査研究シ其改良ヲ圖ルコト
- 二 組合ノ機關雜誌及ヒ出版書目ヲ發行スルコト
- 三 組合員出版圖書ノ競賣會ヲ舉行スルコト
- 四 圖書出版ニ關スル諸法令ノ制定及ヒ改廢ニ關シ意見ヲ官廳若クハ議會ニ開申スルコト

第五條 本組合ノ印章左ノ如シ



一寸二分



徑七分

中央ハ組長之印  
周圍ハ東京書  
籍商組合

### 第二章 組合員

第六條 新ニ本組合ニ加入セントスル者ハ其營業所、商號及ヒ氏名、年齢ヲ記シタル書面ニ組合員中二人ノ紹介者連署ノ上加入金拾圓ヲ添ヘ組合事務所ニ申込ムヘシ

前項ノ申込アリタルトキハ組長ハ役員會ニ諮詢シ其許否ヲ決スヘシ  
申込人其加入ヲ許諾セラレタルトキハ組合名簿ニ署名捺印スヘシ

第七條 組合員廢業又ハ營業所ノ移轉若クハ氏名商號ヲ變更シタルトキハ七日以内ニ組合事務所ニ届出ツヘシ

第八條 組合員ハ組合ノ經費負擔ノ義務ヲ負フ

第九條 組合員相互ノ商取引ハ特ニ圓滑ヲ期シ必ス支拂ヲ延滞スヘカラス

第十條 組合員ニ對シ商取引ノ支拂ヲ延滞シタル者アルトキハ被害者ヨリ其處分ヲ組合事務所ニ請求スルコトヲ得

第十一條 前條ノ請求アリタル場合ニ於テ被請求者組合員ナルトキハ此規約ニ依リテ處分シ組合員外ナルトキハ別ニ定メタル細則ニ依リテ處分ス

前項ノ場合ニ於テ取引停止ノ處分ヲ受ケタル者ニ對シ組合員ハ解除ノ通知ヲ得ルニ非サレハ商取引ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條 組合員ハ著作權者又ハ藏版者ヨリ其圖書ノ發行若クハ販賣ヲ組合員ノ一人又ハ數人ニ特約アル場合ニ於テハ其契約解除ノ後ニ非サレハ發行若クハ販賣ノ依託ヲ受クルコトヲ得ス但前約者ト合意協同スルハ此限ニ在ラス

第十三條 組合員ノ雇人中不正ノ行爲ニ因リ解雇シタルトキハ雇主ハ其者ノ氏名年齢及ヒ事由ヲ速ニ組合事務所ニ届出テ組合一般ニ通知スルコトヲ請求スヘシ但通知ニ要スル費用ハ請求者ノ負擔トス

第十四條 組合員ノ雇人ニシテ雇人獎勵規程ニ依リ賞牌ヲ授與セラレタル者組合ニ加入シタルトキハ組合員ハ特ニ便宜ヲ與フヘシ

第十五條 組合員ハ組合ノ品位ヲ汚損スルカ如キ行爲アルヘカラス



第十六條 組合員ニシテ破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ重禁錮以上ノ刑ニ處セラレ若クハ著作權侵害ニ因リ處分ヲ受ケタル者ハ自ラ組合ヲ脱退スヘシ

第十七條 組合員組合ヲ脱退スルモ組合財産ノ分配又ハ加入金ノ返還ヲ求ムルコトヲ得ス

第十八條 組合員ハ組合事務所ニ於テ調製シタル左ノ標札ヲ店頭ニ掲クヘシ但實費ヲ支拂フコトヲ要ス

五 〇 東京書籍商組合 印 何 某

二尺五寸

第三章 役員

第十九條 本組合ハ組合員中ヨリ左ノ役員ヲ選出スヘシ

評議員 三十人

評議員ハ其互選ヲ以テ組長一人ヲ置ク

第二十條 役員ノ選舉ハ定期總會ニ於テ組合員ノ無記名連記投票ヲ以テ之ヲ行ヒ有効投票ノ多數ヲ以テ當選トス

得票同數ナルトキハ年長者ヲ取り同年ナルトキハ抽籤ニ依リテ之ヲ定ム

選舉ハ代人ヲ以テ投票スルコトヲ得ス

選舉人名簿及ヒ投票用紙ハ選舉ノ當日其會場ニ於テ交付スヘシ

選舉長ハ組長之ニ當リ選舉委員ハ選舉長之ヲ定ム

第二十一條 左ノ投票ハ無効トス

一 所定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ

二 被選人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ

三 被選人以外ノ事項ヲ記シタルモノ

四 組合名簿ニ記載ナキ氏名ヲ記シタルモノ但此場合ニ於テハ其資格ナキ者ヲ除ク外有効トス

第二十二條 役員ノ任期ハ一箇年トス但再選ヲ妨ケス

第二十三條 役員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス又解任セラルルコトナシ但役員ニシテ

第六十三條乃至第六十六條ノ處分ヲ受ケタルトキハ自ラ解任シタルモノトス

第二十四條 役員ニ半數以上ノ缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フヘシ

第二十五條 役員ハ總テ無給トス但實費ヲ要スル場合ハ相當ニ支辨スヘシ

第二十六條 役員中特ニ功勞アル者若クハ繁劇ノ事務ヲ處理シタル者ニ對シテハ役員會ノ決議ヲ經テ賞與若クハ臨

時報酬ヲ爲スコトアルヘシ

第二十七條 役員ノ職務權限左ノ如シ

一 組長ハ本組合ヲ代表シ組合全般ノ事務ヲ總理ス

二 評議員ハ各般ノ議案ヲ審議シ且規約第四條各號ノ事務ヲ分掌ス

三 前各號ノ外本組合ニ必要ナル事項

第二十八條 役員ハ總會ノ決議ヲ執行スルノ責ニ任ス

總會ノ決議ヲ要セサル事項ニ付テハ役員會ノ決議ヲ以テ執行ス

第二十九條 組長ハ役員會ノ決議ヲ經テ必要ノ細則ヲ定ムルコトヲ得



第二十條 組長ハ役員會ノ決議ヲ經テ事務員ヲ任免黜陟ス

#### 第四章 會 議

第三十一條 會議ヲ分テ左ノ三種トス

- 一 定期總會
- 二 臨時總會
- 三 役員會

第三十二條 定期總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ審議ス

- 一 前年度ノ庶務成績經費ノ收支決算並ニ組合員異動ノ報告
- 二 經費ノ賦課徵收方法及ヒ收支豫算
- 三 役員ノ選舉

四 前各號ノ外豫メ組長ヨリ發案シタル事項

第三十三條 臨時總會ハ役員會議ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員總數十分ノ二以上ノ同意ニ因リ其目的及ヒ事項ヲ明示シテ組長ニ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第三十四條 總會ヲ招集スルトキハ開會七日前組長ヨリ會議ノ目的ナル事項、日時及ヒ場所ヲ組合員ニ通知スヘシ但急速ヲ要スル事項ハ此限ニ在ラス

第三十五條 役員會ハ毎月一回之ヲ開キ總會ノ決議ヲ要セサル事項ヲ審議ス  
組長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時役員會ヲ開クコトヲ得

第三十六條 會議ハ總テ組長ヲ以テ議長トス

第三十七條 組合員ハ總會ニ於テ發言及ヒ表決ノ權ヲ有ス但會議ノ事項ニ關シ特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第三十八條 會議ハ本規約ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可非同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十九條 議事ノ方法及ヒ議場ノ整理ハ議長ノ指揮ニ從フ

#### 第五章 會 計

第四十條 本組合ノ經費ハ組合月費及ヒ圖書競賣會ノ收益又ハ其他ノ收入ヲ以テ支辨ス

第四十一條 組合費ノ賦課徵收方法及ヒ收支豫算ハ總會ノ協賛ヲ求ムヘシ

第四十二條 緊急ノ場合ニ際シ豫算外ノ支出ヲ要スルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ支辨スルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ次期ノ總會ニ其承認ヲ求ムヘシ

第四十三條 本組合ノ財産目錄ハ定期總會ニ於テ之ヲ報告スヘシ

第四十四條 金錢出納ノ主任ハ二人トシ役員中ヨリ役員會ニ於テ之ヲ定ム

第四十五條 本組合ノ基金及ヒ收入金ハ役員會ニ於テ定メタル銀行ニ寄託スヘシ

第四十六條 本組合ノ會計年度ハ曆年度ニ依ル

第四十七條 組合員ハ事務ニ妨ケナキ限リハ何時ニテモ會計ニ關スル帳簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

#### 第六章 營 造 物

第四十八條 本組合ハ組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル營造物ヲ所有スルコトヲ得

第四十九條 營造物ノ管理ハ役員會ニ於テ其管理者ヲ定メ其者ノ名義ヲ以テ登記スヘシ但其任期ヲ一箇年トシ滿



期ニ至リ再選ヲ妨ケス

第五十條 營造物ハ事務ニ妨ケナキ限リニ於テ貸與ヲ爲スコトヲ得其細則ハ役員會ニ於テ之ヲ定ム

#### 第七章 仲 裁

第五十一條 組合員ハ組合員間ニ於テ營業上ニ關シ紛議ヲ生シタルトキハ當事者ノ一方若クハ双方ヨリ此規定ニ依テ本組合ニ仲裁ヲ請求スルコトヲ得

第五十二條 仲裁ノ請求書ニハ双方本組合ノ仲裁規定ヲ遵守スルコト及ヒ其仲裁ニ對シ後日異議ヲ申立サルコトヲ明記シ署名捺印スルヲ要ス

第五十三條 本組合ノ仲裁ハ當事者ニ於テ和解ヲ爲ス權利アル事件ニ限ル

第五十四條 本組合ノ仲裁ハ役員會ニ於テ役員中ヨリ選出シタル五人ノ委員ヲシテ之ヲ判斷セシム

第五十五條 仲裁委員ハ其互選ヲ以テ委員長一人ヲ置キ其判斷ハ委員ノ過半数ニ依リ可否同數ナルトキハ委員長ノ裁決ニ依ル

第五十六條 仲裁委員ハ左ノ事由アルトキハ其任ヲ回避スヘシ

一 仲裁事件ニ利害ノ關係ヲ有スルトキ

二 當事者ノ一方ト親族又ハ雇人後見人等ノ關係ヲ有スルトキ但其關係消滅シタルトキト雖モ亦同シ前各號ノ場合ニ於テハ當事者ヨリ之ヲ忌避スルコトヲ得

第五十七條 當事者ハ仲裁委員ノ指揮ニ從テ進退シ又ハ關係書類ヲ提供スヘシ

當事者ハ仲裁委員ノ許可ヲ得テ代人ヲ出スコトヲ得但代人ハ其家族又ハ商業代務人ニ限ル

第五十八條 仲裁判斷ハ事件收受ノ日ヨリ三週間以内ニ審理宣告ス但繁雜ナル事件ハ期間ヲ延長スルコトヲ得

第五十九條 本組合ノ仲裁判斷ニ對シテハ裁判所ニ起訴スルコトヲ得ス

第六十條 左ノ場合ニ於テ仲裁宣告ノ日ヨリ二週間以内ニ當事者ノ申立アルトキハ再審スルモノトス

一 宣告中法律ニ牴觸シタル事項アルコトヲ發見シタルトキ

二 此仲裁規定ニ依ラスシテ審理又ハ宣告シタルトキ

第六十一條 前條ノ場合ニ於テハ第一審ニ干與シタル委員ヲ總テ改選ス

第六十二條 仲裁判斷ニ要シタル費用ハ當事者ノ負擔トス但其負擔ノ割合ハ仲裁判斷ト同時ニ宣告スヘシ

#### 第八章 違約者處分

第六十三條 左ニ記載シタル者ハ本組合ヲ除名セラル

一 第八條ノ規定ニ違背シテ三箇月以上組合費ヲ納メサル者

二 第十五條ノ規定ニ違背シテ組合ノ品位ヲ汚損シタル者

三 第十六條ノ規定ニ違背シテ自ラ脱退セサル者

四 第五十九條ノ規定ニ違背シテ裁判所ニ起訴シタル者

五 違約料ノ處分ヲ受ケ其徴收ニ應セサル者

六 三回以上取引停止若クハ違約料ニ處セラレタル者

第六十四條 第九條ノ規定ニ違背シテ商取引ノ支拂ヲ怠リタル者ハ其完済ニ至ルマテ組合員間ノ取引ヲ停止セラ

ル但此處分ハ被害者ノ申告ニ依リテノミ停止又ハ解停スルモノトス

第六十五條 左ニ記載シタル者ハ壹圓以上百圓以下ノ違約料ニ處セラル

一 第十一條ノ規定ニ違背シテ取引停止中ノ者ト取引シタル者



一 第十二條ノ規定ニ違背シテ發行若クハ販賣ノ依託ヲ受ケタル者  
三 第十三條ノ規定ニ違背シテ從業者ヲ雇入レタル者

第六十六條 第二十三條ノ規定ニ違背シ正當ノ事由ナクシテ當選ヲ辭シタル者ハ二箇年間役員ノ被選權ヲ停止セラル

就任シテ引續キ六回以上故ナク役員會ヲ缺席シタル者亦同シ

第六十七條 違約ニ依リ除名處分ヲ受ケタル者ト雖モ悔悛ノ實アルトキハ處分後六箇月ヲ經テ復歸ヲ許スコトアルヘシ但此場合ハ組合員二人ノ保證アルコトヲ要ス

第六十八條 本章ノ處分ハ總テ役員會ノ決議ヲ經テ組長之ヲ宣告ス

#### 第九章 規約ノ變更

第六十九條 此規約ハ總會ノ決議ニ依リテノミ之ヲ變更スルコトヲ得

第七十條 規約ノ變更ハ組合員半數以上出席シ其過半數ヲ以テ之ヲ決ス

#### 第十章 附 則

第七十一條 此規約實施以前ノ組合員ハ第六條ノ適用ヲ要セス

第七十二條 第四條第三號ノ圖書競賣會舉行ニ就テハ組長ハ役員ノ外特ニ組合員中ヨリ五人ヲ選ミ其事務ニ參加セシム

第七十三條 本組合ノ財産ニ對スル共有權利ハ新舊組合員共平等均一ナリトス

第七十四條 従前ノ附屬規定ニシテ此規約ニ牴觸セサルモノハ總テ有効トス

第七十五條 此規約ハ明治三十五年一月決議確定ノ日ヨリ施行ス

### 第三節 明治三十六年の規約修正

明治三十六年一月十日の定時總會に於て、規約を左の如く修正した。

第四條ノ次へ左ノ一號ヲ加フ

五 組合員中ノ雇人ヲ獎勵スルコト

「其結果トシテ第五號ヲ第六號ニ第六號ヲ第七號ニ繰下ク」

第十四條ヲ左ノ如ク改ム

組合員ノ雇人ニシテ雇人獎勵規程ニ據リ賞牌ヲ授與セラレタル者本組合ニ加入セントスルトキハ特ニ加入金ヲ免除ス但一旦脱退シタル者ハ此限ニ在ラス

第十六條ヲ左ノ如ク改ム

組合員ニシテ破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ重禁錮以上ノ刑ニ處セラレ若クハ著作権侵害ニ因リ處分ヲ受ケタル者ハ

組合員ノ資格ヲ失フ

第十七條ヲ左ノ如ク改ム

組合員ニシテ本組合ヲ除名セラレ又ハ脱退スル者アルモ本組合ハ財産ノ分配又ハ加入金ノ返還ヲ爲ササルモノトス但資格ヲ失ヒタル場合モ亦同シ

第十九條第三項ヲ左ノ如ク改ム

評議員ハ其互選ヲ以テ組長一人副組長二人ヲ置ク

第廿四條ヲ左ノ如ク改ム



役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ次點者ヨリ取り次點者ナクシテ半數以上缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キ  
補缺選舉ヲ行フ

第廿六條中役員ノ下「其在任」ノ三字ヲ加フ

第廿七條第一號ノ次へ左ノ一號ヲ加フ

二 副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アルトキハ之ニ代ハル

「其結果トシテ第二號ヲ第三ニ第三號ヲ第四號ニ繰下ク」

第三十六條ノ末議長トスノ下へ「組長事故アルトキハ副組長之ニ代ハル」ノ十七字ヲ加フ

第六十三條中第三號ヲ削除シ以下順次繰上ク

#### 第四節 新加入者商號使用規程

明治三十七年四月五日の組合役員會に於て新加入者商號規程を左の如く制定した。

##### 新加入者商號使用規程

第一條 新ニ本組合ニ加入セントスル者ハ現組合員ノ使用スル商號ト同一ノ商號ヲ用ユルコトヲ得ス  
堂、館、房、屋等ハ同一ト見做ス

第二條 止ムヲ得サル事情ノ爲メニ現組合員ノ使用セル商號ト同一ノ商號ヲ用ヒントスル者ハ其先用者ノ承諾書  
ヲ受ケ加盟申込書ニ添附スルコトヲ要ス

第三條 現組合員ニシテ從來使用セル商號ヲ變更セントスルトキハ速ニ組合事務所ニ届出ヘシ  
其變更ノ商號組合員中ニ同一ノモノアル場合ハ此規程ニ據ル

#### 第五節 明治三十九年の規約修正及び施行細則新定

明治三十九年三月二十二日の組合臨時總會に於て組合規約に對し左の如き修正を行ひ、尙ほ規約第十二條の施  
行細則を新定した。

##### 組合規約修正

組合規約第十一條第二項中「組合員ハ」ノ下「其」ヲ加ヘ「非サレハ」ノ下「之ト」ヲ加フ

同第十一條ノ次へ左ノ一條ヲ加ヘ第十二條以下順次繰下ク

第十二條 東京市内ニ店舗ヲ有スル組合員外ノ同業者ニシテ前條取引停止中ノ者ト商取引ヲ爲スモノアルトキ

ハ組合ハ其商取引中止ヲ要求スヘシ前項ノ要求ニ應セサルトキハ別ニ定メタル施行細則ニ依リ處分ス

同第六十三條第五號中「三回以上」ノ四字ヲ削除シ同號「若クハ」ノ次へ「三回以上」ノ四字ヲ加フ

同第六十五條第一號中「第十一條」ノ下「及第十二條」ヲ加フ

##### 組合規約第十二條施行細則

第一條 本組合ハ東京市内ノ組合員外同業者ニ對シ規約第十二條ニ依リ商取引中止ヲ要求シ其要求ニ應セサルト  
キハ此施行細則ニ依リ處分ス

第二條 本組合ハ此施行細則ヲ實施スル爲メ常設調査委員五人ヲ置ク

常設調査委員ハ評議員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

常設調査委員ハ其互選ヲ以テ委員長一人ヲ定ム委員長ハ常設調査委員會ヲ掌理ス

第三條 東京市内ニ店舗ヲ有スル組合員外ノ同業者ニシテ組合規約第十一條ニ依リタル取引停止中ノ者ニ對シ商



取引ヲ爲ス者アルコトヲ認知シタル組合員ハ直ニ之ヲ本組合事務所ニ通告スヘシ

第四條 前條ノ通告ヲ受ケタルトキハ組長速ニ之ヲ常設調査委員ニ移牒シ其調査ヲ求ムヘシ

第五條 常設調査委員會ニ於テ其事實アリト認メタルトキハ組長ハ該組合員外同業者ニ對シ取引停止中ノ者トノ商取引ヲ中止セラレタキ旨ヲ要求スヘシ

第六條 前條ノ要求ニ應セサルトキハ組長ハ役員會ノ議決ヲ經テ該組合員外同業者ニ對シ本組合員トノ取引停止ニ處シ之ヲ組合員ニ通知スヘシ

第七條 前條停止ニ處セラレタル者ニシテ第五條ノ要求ニ服従シ又ハ其取引停止中ノ者ノ解除セラレタル場合ハ組長ハ役員會ノ議決ヲ經テ其停止ヲ解停スルコトヲ得

前項解停ノ決定アリタルトキハ之ヲ組合員ニ通知スルモノトス

第八條 此施行細則ニ依リ二回以上停止ニ處セラレタル者ニ對シテハ解停セサルコトアルヘシ

第九條 此施行細則ハ明治三十九年四月一日ヨリ實施ス

### 第六節 明治四十一年の規約修正

明治四十一年一月十日の組合定時總會に於て、左の如く規約の修正を行つた。

第一條 東京市内ニ於テ書籍出版ヲアルヲ東京市内ニ店舗ヲ有シ圖書出版又ハ販賣ヲニ改ム

第四條

一、圖書出版ノ一般ニトアルヲ圖書ノ出版及ビ販賣ニ改ム

二、組合ノ機關雜誌及ヒ出版書目トアルヲ圖書目錄、書籍商名簿ニ改ム

第六條 商號及ヒ氏名トアルヲ商號、開業年月及ヒ氏名ニ改メ加入金拾圓トアルヲ加入金貳拾圓ニ改ム

同第二項ニ前項紹介者ノ一人ハ評議員タルヲ要スヲ加ヘ次項順次繰下ク

同第三項(舊二項)ニ前項トアルヲ加入ニ改ム

同第四項(舊三項)ニ其加入ヲ許諾セラレトアルヲ其加入ノ許諾ヲ得ニ改ム

第十三條 發行若クハトアルヲ該圖書ノ發行若クハニ改メ同但書中合意協同スルハトアルヲ協商シタル場合ハニ改ム

第十五條 規定トアルヲ規程ニ改ム

第十七條 又ハ重禁錮トアルヲ又ハ破廉耻罪ニ依リ重禁錮ニ改ム

第十八條 又ハ脱退トアルヲ又ハ組合員タルノ資格ヲ失ヒ若クハ脱退ニ改メ同但書ヲ削ル

第二十二條 左ノ投票ハ無効トス但第二號及ヒ第四號ノ場合ニ於テハ其資格ナキ者ヲ除ク外有効トスノ但書ヲ加フ

同第四號組合名簿トアルヲ組合員名簿ニ改メ同但書ヲ削ル

第二十四條 又解任セララルコトナシ但役員ニシテ第六十四條乃至第六十七條ノ處分ヲ受ケタルトキハ自ら解任シタルモノトストノ五十一字ヲ削ル

第二十五條 役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ次點者ヨリ取り次點者ナクシテ半數以上缺員トアルヲ役員ニ半數以上ノ缺員ニ改ム

第二十八條 第二號ヲ削リ第三號以下順次繰上ク

第三十四條 十分ノ二トアルヲ十分ノ一ニ改ム



第四十二條 組合費トアルヲ組合經費ニ改ム

第六十四條ヲ第六十五條ニ改ム

第六十五條ヲ第六十四條ニ改メ申告ニ依リテノミ停止又ハ解停スルモノトストアルヲ申告ニ依ルニ改ム

第七十一條 組合員半數トアルヲ組合員總數四分ノ一ニ改ム

第七十二條ノ全文ヲ削リ第七十三條以下順次繰上ク

### 第七節 大正四年の規約修正

大正四年一月十日、更に組合規約を左の如く修正した。

第四條第三號

「圖書ノ競賣會」ヲ「圖書大市會」ニ改ム

第四條第六號ノ次ヘ左ノ一號ヲ加ヘ第七號ヲ第八號ニ改ム

七 各地方ニ同業組合設立ヲ促シ其組合ト全國書籍商聯合會ヲ組織シ斯業ノ發達ヲ圖ルコト

第五條ヲ削除ス

第六條「新ニ」ノ二字ヲ削ル

第六條第四項ヲ削除ス

第八條ニ左ノ項ヲ設ク

負擔額ハ甲乙丙ノ三部ニ分チ其區分ハ營業稅納稅額ヲ標準トシテ之ヲ定ム但任意ニ依リ上部ニ編入スルコトヲ得

第二十一條第二項ヲ左ノ如ク改ム

得票同數ナルトキハ年長者ヲ取り年齡ニ依リ難キ場合ハ抽籤ニ依リ之ヲ定ム

第二十一條第四項

「選舉人名簿」ヲ「組合員名簿」ニ改ム

第二十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ設ク

第二十二條本組合ハ本組合ニ特ニ功勞アリタルモノヲ名譽評議員ニ推薦スルコトアルヘシ名譽評議員ノ推薦ハ役員會之テ決定シ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ行フ

名譽評議員ノ權限ハ評議員ニ同シ

名譽評議員ハ終身職トス但轉業又ハ組合員ノ資格ヲ失ヒタル場合ハ消滅ス

名譽評議員カ法人ノ場合ハ其届出アル代表者ニ限ルコト

第二十三條以下順次繰下ク

第三十三條ヲ左ノ如ク改ム

定期總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ舉行ス

一、前年度庶務成績ノ報告及收支決算ノ承認

二、經費ノ賦課徵收方法及收支豫算ノ決議

三、評議員ノ選舉

四、前各號ノ外豫メ組長ヨリ發案シタル事項ノ決議

第四十一條ノ「競賣會」ヲ「大市會」ニ「支辨ス」ヲ「之ニ充ツ」ニ改ム



第四十二條ノ「協賛ヲ求ムヘシ」ヲ「決議ヲ經ヘシ」ニ改ム  
第五十條ノ「一箇年トシ」ヲ「一箇年トス」ニ改メ「満期ニ至リ再選ヲ妨ケス」ノ十一字ヲ削ル  
第六十五條第一號ノ「組合費」ヲ「組合月費」ニ改ム  
第七十二條ヲ削除ス  
第七十三條ヲ削除ス  
第七十五條ノ「明治三十五年一月決議確定ノ日」ヲ「大正四年一月」ニ改ム

### 第八節 圖書通帳取扱規程

大正六年一月十日、組合總會に於て圖書通帳取扱規程を左の如く決定した。

第一條 組合員ハ一定ノ圖書通帳(雜帳)ヲ製シ相互取引ニ關シ物品授受ノ際必ス之ヲ使用スヘシ  
第二條 圖書通帳ニハ住所、商號、氏名及帳簿ノ紙數丁數ヲ明記スヘシ  
第三條 賣主ハ豫メ圖書渡帳ヲ製シ置キ買主カ圖書通帳ヲ以テ物品ヲ購入スル場合ハ其要目ヲ圖書通帳ニ記入シ且買主ヲシテ圖書渡帳ニ同一ノ要目ヲ記入セシメ以テ取引ノ確實ヲ期スヘシ  
第四條 圖書通帳ハ必ス本組合ノ檢印ヲ受クヘシ  
第五條 圖書通帳ニ本組合ノ檢印ヲ請フトキハ必ス署名捺印シタル請求書ヲ添付スヘシ  
第六條 圖書通帳ヲ紛失シタルトキハ其旨速ニ本組合ニ届出テ且一般取引先ニ通告スヘシ  
第七條 圖書通帳ヲ持參セサルモノニハ如何ナル場合ト雖モ物品ヲ渡スヘカラス但該帳ニ代用スヘキ證書アル場合ハ此限ニアラス

### 第九節 大正八年の規約修正及び販賣規程制定

大正八年七月二十一日、規約修正及販賣規程制定のため臨時總會を開き規約を左の如く修正した。

#### 一、組合規約修正案

第一章 總 則  
第二章 組 合 員  
第三章 役 員  
第四章 會 議  
第五章 會 計  
第六章 營 造 物  
第七章 仲 裁  
第八章 制 裁  
第九章 規約ノ變更  
第十章 附 則

#### 第一章 總 則

第一條 本組合ハ東京市及荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡ノ区域内ニ店舗ヲ有シ圖書出版又ハ販賣ヲ業トスル者ヲ以テ組織ス

第二條 本組合ハ東京書籍商組合ト稱シ事務所ヲ日本橋區本材木町二丁目十六番地ニ置ク



第三條 本組合ハ組合員協同一致シテ斯業ノ發達ヲ圖リ併セテ營業上ノ弊害ヲ矯正スルヲ以テ目的トス  
第四條 本組合ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事項ヲ執行ス

- 一 圖書ノ出版及販賣ニ關スル利害得失ヲ調査研究シ其ノ改良ヲ圖ルコト
- 二 組合ノ機關雜誌、圖書目錄、書籍商名簿其ノ他組合ニ必要ナル圖書ヲ發行スルコト
- 三 組合員出版ノ圖書大市會ヲ舉行スルコト
- 四 圖書出版ニ關スル諸法令ノ制定及改廢ニ關シ意見ヲ官廳若クハ議會ニ開申スルコト
- 五 組合員中ノ雇人ヲ獎勵スルコト
- 六 組合員間ノ營業上ニ關スル紛議ヲ仲裁スルコト
- 七 各地方ニ同業組合ノ設立ヲ促シ全國書籍商組合聯合會ヲ組織シ以テ斯業ノ發達ヲ圖ルコト
- 八 前各號ノ外本組合ノ目的ヲ達スルニ必要ト認ムル事項

第二章 組合員

第五條 本組合ニ加入セントスル者ハ本組合所定ノ用紙ニ其ノ營業所、商號、開業年月日及氏名、年齢ヲ記シ組合員中二人ノ紹介者連署ノ上加入金參拾圓ヲ添へ本組合ニ申込ムベシ但紹介者ノ一人ハ評議員タルヲ要ス  
本組合雇人獎勵規程ニ依リ賞牌ヲ授與セラレタル者ハ加入金ヲ要セス但一旦脫退シタル者ハ此限リニ在ラス  
分店、支店、出張所等ハ各別ニ加入スヘキモノトス

第六條 本組合ニ加入ノ申込アリタルトキハ組長ハ評議員會ニ諮詢シ其ノ許否ヲ決スヘシ

第七條 組合員廢業又ハ營業所ノ移轉若クハ氏名商號ヲ變更シタルトキハ七日以内ニ本組合ニ届出ツヘシ  
第八條 組合員ハ組合ノ經費負擔ノ義務ヲ負フ

第九條 組合員出版及專賣ノ圖書ハ必ス奥附ニ其ノ定價ヲ記載スヘシ

前項專賣ノ圖書トハ組合員外者ノ出版物ヲ組合員ノ一人ニ其販賣ヲ依託シタルモノトス

第十條 組合員出版及專賣ノ圖書ハ總テ奥附ニ記載シタル定價ヲ以テ販賣スヘシ

第九條ノ定價及本條ノ定價販賣ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條 組合員ハ圖書ノ定價ヲ割引シ若クハ景品ヲ添付シ其ノ他割引ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第十二條 組合員出版及專賣ノ圖書ハ組合員ニ限り相當ノ割引ヲ爲シ組合員外ノ者ニハ同業者ト雖一切割引スルコトヲ得ス但第一條ノ區域外同業者ハ此限リニ在ラス

第十三條 組合員ハ組合員以外ノ者ノ出版及專賣ノ圖書ヲ販賣スルコトヲ得ス但第一條ノ區域外同業者ノ出版物又ハ官廳、學校、社団法人其ノ他之ニ類スル團體等ニシテ營利ヲ目的トセサル出版物ハ此限リニ在ラス

第十四條 組合員相互ノ商取引ハ特ニ圓滑ヲ期シ必ス支拂ヲ延滞スヘカラス

第十五條 組合員ニ對シ商取引ノ支拂ヲ延滞シタル者アルトキハ被害者ヨリ其ノ處分ヲ本組合ニ請求スルコトヲ得

第十六條 前條ノ請求アリタル場合ニ於テ被請求者組合員ナルトキハ此規約ニ依リテ處分シ組合員外者ナルトキハ別ニ定メタル細則ニ依リテ處分ス

前項ノ場合ニ於テ取引停止ノ處分ヲ受ケタル者ニ對シ組合員ハ其ノ解除ノ通知ヲ得ルニ非サレハ之ト商取引ヲ爲スコトヲ得ス

第十七條 組合員ハ著作者又ハ藏版者ヨリ其ノ圖書ノ出版若クハ販賣ヲ組合員ニ特約アル場合ニ於テハ其ノ契約解除ノ後ニ非サレハ該圖書ノ出版若クハ販賣ノ依託ヲ受クルコトヲ得ス但前約者ト協商シタル場合ハ此限リニ



在ラス

第十八條 組合員ノ雇人ニシテ十年以上勤續シタル者ハ之ヲ表彰スヘシ其ノ規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十九條 組合員ノ雇人中不正ノ行爲ニ因リ解雇シタルトキハ雇主ハ其ノ者ノ氏名年齢及事由ヲ速ニ本組合ニ届出ツヘシ本組合ハ之ヲ一般組合員ニ通知ス但急速ヲ要シ特別ノ通知ヲ請求シタル場合ハ其ノ通知ニ要スル費用ハ請求者ノ負擔トス 前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ組合員ハ其ノ者ヲ雇入ルルコトヲ得ス

第二十條 組合員ハ不正品タルコトヲ知り其ノ物品ヲ賣買スヘカラス

第二十一條 組合員ハ組合ノ品位ヲ汚損スルカ如キ行爲アルヘカラス

第二十二條 組合員ニシテ破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ破廉罪ニ依リ體刑ニ處セラレタル者ハ組合員ノ資格ヲ失フ

第二十三條 組合員ニシテ本組合ヲ除名セラレ又ハ組合員タルノ資格ヲ失ヒ若クハ脱退スル者アルモ本組合ハ財産ノ分配又ハ加入金ノ返還ヲ爲ササルモノトス

第二十四條 組合員ハ本組合ニ於テ調製シタル標章ヲ店頭ニ掲クヘシ但實費ヲ支拂フコトヲ要ス

### 第三章 役員

第二十五條 本組合ハ組合員中ヨリ左ノ役員ヲ選出スヘシ

評議員 三十人

評議員ハ其ノ互選ヲ以テ組長一人副組長二人ヲ置ク

第二十六條 評議員ノ選舉ハ定時總會ニ於テ組合員ノ無記名連記投票ヲ以テ之ヲ行ヒ有効投票ノ多數ヲ以テ當選トス

得票同數ナルトキハ年長者ヲ取り年齢ニ依リ難キ場合ハ抽籤ニ依リ之ヲ定ム

選舉ハ代人ヲ以テ投票スルコトヲ得ス

選舉人名簿及投票用紙ハ選舉ノ當日其ノ會場ニ於テ交付ス

選舉長ハ組長之ニ當リ選舉委員ハ選舉長之ヲ定ム

第二十七條 左ノ投票ハ無効トス但第二號及第四號ノ場合ニ於テハ其ノ資格ナキ者ヲ除ク外有効トス

一 所定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ

二 被選人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ

三 被選人以外ノ事項ヲ記シタルモノ

四 選舉人名簿ニ記載ナキ氏名ヲ記シタルモノ

第二十八條 本組合ハ本組合ニ特ニ功勞アル者ヲ名譽評議員ニ推薦スルコトヲ得

名譽評議員ノ推薦ハ評議員會之ヲ銓定シ總會ニ於テ之ヲ決ス

名譽評議員ノ任期ハ終身トス

第二十九條 評議員ノ任期ハ一箇年トス

第三十條 評議員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第三十一條 評議員ニ半數以上ノ缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フヘシ

第三十二條 評議員ハ總テ無給トス但シ實費ヲ要スル場合ハ之ヲ支辨スヘシ

第三十三條 評議員其ノ在任中特ニ功勞アル者若クハ繁劇ノ事務ヲ處理シタル者ニ對シテハ評議員會ノ決議ヲ經テ賞與若クハ報酬ヲ爲スコトアルヘシ

第三十四條 役員ノ職務權限左ノ如シ



- 一 組長ハ本組合ヲ代表シ組合全般ノ事務ヲ總理ス
  - 二 副組長ハ組長ヲ補佐シ組長事故アルトキハ之ヲ代理ス
  - 三 評議員ハ各般ノ議案ヲ審議シ且規約第四條各號ノ事務ヲ分掌ス
- 第三十五條 組長ハ評議員會ノ決議ヲ經テ必要ノ規程又ハ細則ヲ定ムルコトヲ得
- 第三十六條 組長ハ評議員會ノ決議ヲ經テ事務員ヲ任免ス

#### 第四章 會 議

第三十七條 會議ヲ分チテ左ノ三種トス

- 一 定時總會
- 二 臨時總會
- 三 評議員會

第三十八條 定時總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ舉行ス

- 一 前年度庶務成績、財産目錄ノ報告及收支決算ノ承認
- 二 收支豫算ノ決議
- 三 評議員ノ選舉

四 前各號ノ外豫メ組長ヨリ發案シタル事項ノ決議

第三十九條 臨時總會ハ評議員會ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員總數十分ノ一以上ノ同意ニ因リ其ノ目的事項ヲ明示シテ組長ニ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第四十條 總會ヲ招集スルトキハ開會七日前組長ヨリ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ組合員ニ通知スヘシ、

但急速ヲ要スル事件ハ此限りニ在ラス

總會ニ於テハ豫メ組長ヨリ通知シタル事項ノ外決議スルコトヲ得ス

第四十一條 評議員ハ總會ノ決議ヲ執行スルノ責ニ任ス

第四十二條 評議員會ハ毎月一回之ヲ開キ總會ノ決議ヲ要セサル事項ヲ審議ス

組長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時評議員會ヲ開クコトヲ得

第四十三條 會議ハ總會ノ決議ヲ以テ議長トス組長事故アルトキハ副組長之ヲ代理ス

第四十四條 組合員ハ總會ニ於テ發言及表決ノ權ヲ有ス但會議ノ事項ニ關シ特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其ノ表

決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第四十五條 會議ハ本規約ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外出席員ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第四十六條 議事ノ方法及議場ノ整理ハ議長ノ指揮ニ從フ

#### 第五章 會 計

第四十七條 本組合ノ經費ハ組合月費及圖書大市會ノ收益又ハ其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第四十八條 組合經費ノ賦課徵收方法ハ總會ノ協賛ヲ經ヘシ

第四十九條 緊急ノ場合ニ際シ豫算外ノ支出ヲ要スルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ支辨スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次期ノ總會ニ其ノ承認ヲ求ムヘシ

第五十條 金錢出納ノ主任ハ二人トシ評議員中ヨリ評議員會ニ於テ之ヲ定ム

第五十一條 本組合ノ基金及收入金ハ評議員會ニ於テ定メタル銀行ニ寄託スヘシ



第五十二條 本組合ノ會計年度ハ曆年度ニ依ル

第五十三條 組合員ハ事務ニ妨ケナキ限リ會計ニ關スル帳簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

#### 第六章 營 造 物

第五十四條 本組合ハ本組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル營造物ヲ所有スルコトヲ得

第五十五條 營造物ノ管理ハ評議員會ニ於テ其ノ管理者ヲ定メ其ノ者ノ名義ヲ以テ登記スヘシ但任期ヲ一箇年トス

第五十六條 營造物ハ事務ニ妨ケナキ限リニ於テ貸與ヲ爲スコトヲ得其ノ規定ハ別ニ之ヲ定ム

#### 第七章 仲 裁

第五十七條 組合員間ニ於テ營業上ニ關シ紛議ヲ生シタルトキハ當事者ノ一方若クハ双方ヨリ本組合ニ仲裁ヲ請求スルコトヲ得其ノ規定ハ別ニ之ヲ定ム

本組合ニ於テ仲裁判斷シタル事件ニ對シテハ裁判所へ起訴スルコトヲ得ス

#### 第八章 制 裁

第五十八條 第十四條ノ規定ニ違背シテ商取引ノ支拂ヲ怠リタル者ハ其ノ完済ニ至ルマテ組合員間ノ取引ヲ停止ス但此處分ハ被害者ノ申告ニ依ル

第五十九條 左ニ記載シタル者ハ百圓以下ノ違約料ニ處ス

一 第九條ノ規定ニ違背シテ奥附ニ定價ヲ記載セサル者

二 第十一條第十二條ノ規定ニ違背シテ組合員以外ノ者ニ割引シ又ハ景品ヲ添付シ其ノ他割引ニ等シキ販賣ヲ爲シタル者

三 第十三條ノ規定ニ違背シテ組合員以外ノ者ノ出版及專賣ノ圖書ヲ販賣シタル者

四 第十六條第二項ノ規定ニ違背シテ取引停止中ノ者ト取引シタル者

五 第十七條ノ規定ニ違背シテ出版若クハ販賣ノ委託ヲ受ケタル者

六 第十八條第二項ノ規定ニ違背シテ從業者ヲ雇入レタル者

第六十條 左ニ記載シタル者ハ本組合ヲ除名ス

一 第八條ノ規定ニ違背シテ三箇月以上組合月費ヲ納メサル者

二 第二十條ノ規定ニ違背シテ不正品ヲ賣買シタル者

三 第二十一條ノ規定ニ違背シテ組合ノ品位ヲ汚損シタル者

四 第五十七條第二項ノ規定ニ違背シテ裁判所ニ起訴シタル者

五 違約料ノ處分ヲ受ケ其ノ徴收ニ應セサル者

六 三回以上取引停止若クハ違約料ニ處セラレタル者

第六十一條 評議員ニシテ引續キ六回以上故ナク評議員會ニ缺席シタル者ハ三箇年間評議員ノ被選權ヲ停止ス

第六十二條 除名處分ヲ受ケタル者ニシテ悔悛ノ實アリト認めタルトキハ處分後三箇月ヲ經テ更ニ加入ヲ許スコトアルヘシ但此場合ハ組合員二人ノ保證アルコトヲ要ス

第六十三條 本章ノ處分ハ總テ評議員會ノ決議ヲ經テ組長之ヲ宣告ス

#### 第九章 規約ノ變更

第六十四條 此規約ハ總會ノ決議ニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第六十五條 規約ノ變更ハ組合員總數五分ノ一以上出席シ其ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス



第六十六條 従前ノ附屬規程細則ニシテ此規程ニ牴觸セサルモノハ總テ有効トス

附 則

第六十七條 此規約ハ大正九年一月一日ヨリ施行ス

規約實施以前(大正八年十二月末日迄)ニ加入ノ申込ヲ爲シタル者ハ第五條ノ加入金ヲ特ニ金拾圓トス同日、朝野文三郎氏は左の修正案を提出した。

修正案

組合規約修正案第十條乃至第十三條ヲ左ノ種類ノ圖書ニ限り除外セラルルカ又ハ除外ニ等シキ條項ヲ設ケラレタキコト

理 由

吾々一部出版業者ノ出版物中其ノ多クハ兒童向玩具ニ等シキモノアリ其レテ時代ノ趨勢ニ依リ作製スルニ止マリ而モ明治維新以前ヨリ俗ニ地本ト稱スル昔噺、お伽噺、歌本ノ如キ玩具ニ等シキ出版物ニシテ其ノ價格ハ極メテ低廉ニシテ其ノ販路ハ書籍業ノミニ止マラズ、玩具店、小間物店、雜貨店等ノ多數ノ顧客ヲ有シ反ツテ書籍當業者ヨリ其レ等當業外ノ商店ニテ販賣スル金高多額ニ上レリ假ニ組合規約修正案中ノ第十條乃至第十三條ヲ吾々ニ於テ實行センカ兼業者ハ容易ニ組合ニ加入シ得ザラン從ツテ吾々ハ從來唯一ノ顧客トスル其等兼業者ト取引スルコトヲ得ザル爲メ自然販路利益ヲ放棄セザルベカラザル次第トナリ吾々營業ノ死活の大問題タリ其他吾々營業ノ實狀トシテ俗ニ並べ屋ト稱シ多ク緣日其他ヲ目的トスル露店商人ノ如キハ之レ看過スベカラザル顧客ニシテ而モ其等商人ノ多クハ店舗ヲ有スル者ニアラズ若假ニ規約修正案第十條乃至第十三條ヲ實行センカ日々數十人ト來ル露店商人ニ對シ組合ニ加入ト否トヲ訊ネ組合員ナラザル者ニハ絶對ニ販賣シ能ハザルニ至

ツテハ營業ヲ縮少サル、結果トナリ而シテ其等露店商人ハ假令定價ヲ掲載シアルモ到底定價販賣ヲ實行シ得ズ假ニ其等商人ニ定價販賣ヲ強要セシムレバ規約勵行ヲ妨害スル因トナル哉モ計リガタシ故ニ吾々業體上修正案前記ノ條目ニ反對スル次第ニアラザルモ自己營業保護ノ立場ヨリ不得止前記條項ヲ除外セラレタキコトヲ希望スルナリ

右提出候也

大正八年七月二十一日

東京書籍商組合組長 大倉保五郎 殿

朝 野 文 三 郎

右は全會一致修正案提出の意を諒し規約に左の一條を設くることになった。

第六十六條商習慣ニ依リ地本ト稱スル玩具ニ類スル印刷物ハ當分ノ内本規約第十條乃至第十三條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

右の結果第六十六條以下順次繰下け可決し大正八年十二月一日より實施することになった。

販賣規程案

第一條 圖書ノ價格ハ規約第九條ノ定價以外ニ正價、賣價、特價等ヲ記載スルコトヲ得ス

第二條 定價ハ出版後六ヶ月以内ニ引下クルコトヲ得ス

第三條 出版業者ニ於テ廣告ノ上豫約又ハ期限ヲ定メ臨時特賣ヲ爲ス場合ハ奥附ニ記載シタル定價ニ依ラサルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ豫約價又ハ特價ヲ以テ定價ト看做ス但豫約價又ハ特價ヲ撤回シタルトキハ之ヲ一般ニ周知セシムルコトヲ要ス



第四條 出版當初ヨリ特價ヲ以テ賣出シタルモノニ非サレハ第二條ノ期限内ハ特價販賣ヲ爲スコトヲ得ス

第五條 規約第一條ノ區域外同業者ノ出版物ヲ販賣スルトキハ總テ定價ヲ以テシ奥附ニ定價ヲ記載セサル圖書ハ販賣スルコトヲ得ス但官廳、學校、財團法人其ノ他之ニ類スル團體等ニシテ營利ヲ目的トセサル出版物ハ此限リニ在ラス

第六條 見切仕入品(ヅツキ物)又ハ汚損本ニシテ奥附ニ本組合所定ノ左ニ掲ケタル印章ヲ押捺シタルモノハ定價ヲ割引スルコトヲ妨ケス

第七條 註文ニ依リ送附シタル圖書ハ如何ナル場合ト雖モ返品ニ應セサルモノトス但落丁綴違等ノ圖書ハ此限リニ在ラス

第八條 組合員他ノ業務ヲ兼營シ其ノ慣例ニ依リ大賣出ヲ爲ス場合ニ於テハ圖書ニ限り景品ヲ添付セサルコトヲ揭示スヘシ

第九條 本規程第一條乃至第六條及第八條ニ違背シタル者ハ規約第八章第五十九條ニ依リ處分ス

附 則

第十條 本規程實施前ニ出版シタル圖書ノ奥附ニ正價、實價、賣價、特價等ノ文字ヲ掲載シタルモノハ總テ定價ト看做ス

第十一條 本規程ハ大正九年一月一日ヨリ實施ス

右第十一條の實施期を規約の實施期に伴ひ大正八年十二月一日より改め可決した。

## 第十節 其後の規約修正

大正九年一月十日の總會に於て、規約の修正を行ひ、同第二十五條第二項の評議員三十人を五十人に改めた。

大正十一年一月十日、定時總會を開き、左の規約修正案を付議してこれを可決した。

現組合員ニシテ大正十一年六月末日マデニ修正規約第五條業別(出版、販賣)ノ孰レカニ該當セザルモノハ組合員タル資格ヲ失フ

大正十五年(昭和元年)一月十日の總會に於て、規約及販賣規程を修正し、左の決議案を可決した。

官衙學校及病院等ノ構内ニ營業所ヲ有セントスルモノハ本組合ニ加入スルコトヲ得ズ

## 第九章 國定教科書の沿革

### 第一節 小學校教科書國定の機運迫る

小學校教科書國定の機運は益々迫つて來たので、明治三十六年二月十二日、組合は左の如き上申書を文部省に提出した。この上申書中に現はれてゐる教科書製作會社新設の件は、幸ひ當局の容るゝ所となり、爰に現在の國定教科書共同販賣所の設立を見るに至つたのである。

小學校用教科圖書ノ件ニ付上申書

小學校用教科圖書ノ事ハ世界各國ニ於テモ議論多キ問題ナルカ要スルニ之ヲ大別スルトキハ國定主義ト自由主義トノ二途ニ外ナラサルカ如シ而シテ今ヤ我カ政府ハ蠶々ノ論難ヲ排シテ斷然國定主義ヲ把持セラルト云フ目下ノ國情ニ照シ寧ロ時宜ニ適シタル廟謨ト謂ハサル可ラス然リト雖モ之ヲ實施スルニ當リテ其需用ト供給トノ調和ヲ圓滿ニ保チ得ヘキ方法ハ如何スヘキカ是至難ノ問題タリ



抑モ小學校用教科圖書ナルモノハ其編輯並出版ノ上ニ精緻ノ注意ヲ要スルハ勿論ナルモ特ニ如何ナル山間僻陬ノ地下雖モ同一ノ定價ヲ以テ之ヲ供給シ其需用ニ不便ナカラシムヘキ確實ナル設備ニ深ク意ヲ加ヘサル可ラス此事柄タルヤ一見甚タ易キカ如クシテ其實ハ決シテ容易ナラス若シ夫レ印刷製本販賣ノ事ニ至リテハ最モ煩雜ナル業務ナルカ故ニ單ニ理論ヲ以テ之ニ臨ム能ハス何トナレハ机上ノ一片ノ理論ハ常ニ事實ト違フコト多ケレハナリ嘗テ文部省ハ國定主義ヲ採リ編纂及出版ヲ官業トシ其總テヲ文部省一手ニ實行シタルコトアリ而シテ其議論ヤ堂々タリキ其方法ヤ完全ナル如クニ見エキ然レトモ遂ニ之ヲ民業ニ移スノ止ヲ得サルニ至リシハ近キ經驗ニアラスヤ其此ニ至リシ原因ハ種々アリシナラント雖モ需用供給ノ實務ヲ輕視シタルモノ主因タラスンハアラス故ニ今ノ計ヲ爲ス者ハ宜シク其重キヲ實務ノ上ニ置キ綱揚カリ網張ル的ノ敏活周到ナル手段ヲ講セサル可ラス況ンヤ今日ノ場合或ハ僅々十數ヶ月ノ間ニ於テ幾千萬ノ多大ナル冊數ヲ製了セサルヲ得サル最急ノ時期ニ逢着セントスルニ於テヲヤ

然ラハ則チ小學校用教科圖書ノ印刷製本販賣ハ之ヲ官業トスヘキカ將タ民業トス可キカ若シ民間書肆ニ於テ確實ニ左ノ目的ヲ達シ得ルモノアラハ寧ロ之ニ經營セシムルノ適當ナルニ如カス豈敢テ官業トスルノ要アラシヤ却テ民業ヲ奪フノ嫌アレハナリ

- 一 圖書ノ價格低廉ナルコト
- 二 用紙印刷製本ノ良好ナルコト
- 三 需用ニ差支ナク普及シ得ルコト
- 四 贈賄等ノ不正行爲ヲ根本的ニ除去スルコト
- 五 以上ノ目的ヲ容易ニ監督シ得ルコト

今回ノ教科書疑獄事件カ神聖ナル我カ教育界ニ一大汚點ヲ印シタルコトハ國民ノ均シク憤慨スルトコロ而シテ該事件カ遺憾ナカラ吾々同業者中ヨリ出タルコトハ誠ニ社會ニ對シ汗顔ノ至リナリ故ニ大ニ之ヲ刷新シテ以テ我カ教科書ヲ極メテ清淨ノモノタラシムルハ亦吾々書籍業者ノ本然ノ義務ナリト信ス之ニ依テ本組合ハ其總會ニ於テ該件ノ善後策ニ付取調委員ヲ設ケ十分ニ調査セシムルコトニ議決シタリ該委員ハ日夜研究調査シタル結果茲ニ教科書製作ノ一大會社ヲ設立スルノ方案ヲ得タリ幸ニ文部省ニ於テ特ニ省令ヲ發シテ嚴密ナル條件ノ下ニ此會社ノ設立ヲ許可セラルレハ吾々書籍業者ハ奮テ其衝ニ當リ銳意熱心以テ需用供給ノ實務ヲ舉ケンコトヲ期スヘシ是レ現時ノ情況ニ於テ最良ノ策ナリト思考ス依テ會社設立方法ノ大略ヲ左ニ陳述ス

#### 會社設立方法ノ概目

- 一 會社ハ文部省ノ嚴重ナル監督ノ下ニ國定教科書ヲ出版シ及之ヲ發賣スル事
- 一 會社ハ文部省ヘ相當ノ保證金ヲ納附スル事
- 一 會社ハ圖書ノ定價ヲ附スルニ文部省ノ認可ヲ經ヘキ事
- 一 會社ハ株式組織トスル事
- 一 會社ノ資本總額ヲ金參百萬圓トシ之ヲ六萬株ニ分チ一株ヲ金五拾圓トスル事
- 一 會社ノ株式ハ株主一人ノ所有株ヲ三百株以內トスル事
- 一 會社ノ株式ハ全國ノ書籍業者ヨリ募集スル事
- 一 但教科書疑獄事件ニ付處罰ヲ受ケタルモノハ此限ニ在ラス
- 一 會社ノ役員中專務取締役ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ上任スル事
- 一 會社ノ利益配當ハ年一割五分以內トスル事



一 會社ハ教科書供給ヲ敏活周到ナラシムル爲左ノ方針ヲ取ル事

一 東京ニ本社ヲ置キ大阪ニ支社ヲ置ク

二 各府縣ニ代理店五ヶ所以内ヲ置ク

三 會社カ代理店ニ與フル步合ハ定價ノ二割五分トス

四 會社ヨリ代理店ニ發送スル教科書ノ運賃ハ會社持トス

五 取次店ハ直接ニ本社若クハ支社ニ注文スルヲ妨ケスト雖モ其步合ハ定價ノ一割五分トス  
但運賃ハ會社持トス

明治三十六年二月十二日

東京書籍商組合組長

小柳津 要人

文部大臣理學博士男爵 菊地 大 麓 殿

## 第二節 國定以前の變遷

國定教科書が創めて制定されたのは明治三十六年で、當時就學兒童數は全國を通じ五百萬人、國定教科書の所用冊數は二千二百萬に過ぎなかつた。然るに國運の隆興に加へて同四十一年義務教育年限が延長せらるゝに至つて俄然就學兒童の數を加へ、今や總數一千萬人を算じ、國定教科書の翻刻發行冊數は六千萬冊を越ゆるに至つた。今其の變遷の跡を略叙せんに、明治五年初めて學制の制定せらるゝに當り、小學教則の頒布と共に其用書目錄を左の如く定められた。

綴字 智惠の絲口、うたまなび、繪入智惠の環

習字 習字本、習字初歩

單語讀方 童蒙必讀、單語篇、地方往來、農業往來、世界商賈往來

讀本讀方 西洋衣食住、學問のすゝめ、啓蒙智惠の環、西洋夜話、究理問答、物理訓蒙、天變地異

洋法算術 筆算訓蒙、算術早學

修身口授 民家童蒙解、童蒙教草、勸善訓蒙、修身論、性法略

地學讀方 日本國盡、地學事始、皇國地誌略、輿地誌略

養生口授 養生法、健全學

理學輪講 究理圖解、博物新編、博物新編和解、同補遺、格物入門和解、氣海觀測廣義

書讀 啓蒙手習本、究理捷徑、十二月帖

讀本輪講 究理捷徑、西洋新書、西洋事情

史學輪講 王代一覽、國史略、萬國史略、五河記事

化學 化學訓蒙、化學入門

算術 南校版算書法、西畫指南

幾何 測地略、幾何學

翌明治六年に至り各地小學校の開校するもの漸く多く、是等の課業書が不足を告げたので、更に左の書目を増補することになった。

綴字 五十音圖、濁音圖、數學圖、算用數字圖

習字 習字本、筆のはじめ、勸學習字本、習字ちかみち、皇國官名誌、啓蒙手習の友、世界風俗往來

算術 加算九々圖、乘算九々圖、數字書、西洋度量早見、西洋算法比例書、洋算獨學



修身 和語陰陽錄、勸考通言、修身談

書學 圖法階梯

讀方 小學讀本、西洋英傑傳、童蒙必讀官職道しるべ、育英新編、西洋見聞圖解、物理訓蒙

地理 地理初歩、郡名産物日本地理往來、導歌地學のしをり、首書繪入世界都路、世界國畫、萬國道中記、萬

國地理訓蒙、挿畫地學往來

歴史 内國史略、史略、參考太平記、條約國史略

物理學 物理階梯、究理日新發明記事、訓蒙究理問答、理學摘要、究理通、訓蒙究理便解

是等の書目中には今日から見れば程度が高尙に失するものもあるが、之れも維新草創の際として止むを得ぬことであつた。而してこれ等の教科書も供給甚だ不充分で、往々筆寫又は回讀等により教授を受けた地方も少くない有様であつた。

明治六年五月、文部省藏版の小學校教科書で一種百部以上の需用者には其の拂下けを許し、また學校用部數に限つて地方官に印刷發行を許した。

明治七年、前記地方官刷行の制を廢し、更に文部省藏版の翻刻を一般に許されたが、爾來教育の進歩は教科書の發達を促すこと著しく、之れが編纂者も公私を通じて次第に其の數を増し、明治十一年頃世に行はれた小學校用書は百七十四種の多きに達した。當時教科書の採用は地方官に一任してあつたが、其の採用に幾多の欠陥を發見されたので、同十二年認可權を文部省の手に收め、同十三年には地方學務局内に取調係を置きて之れを調査せしめ調査済教科用圖書表を作りて其の良否を公表し更に文部省に編輯局を置いて教科書の編纂に着手せしめた。

同十四年、文部省は藏版圖書の翻刻者中誤刷の圖書を其の儘發行するものあるを憂ひ、翻刻圖書は凡て検査を

要するこゝし、且つ圖書には翻刻者の住所氏名を記し印紙を貼布せしむる等教科書發行上の取締を嚴にした。

明法十八年森文部大臣は學制改革に意を用ひ、教科書が教授上重要なことを認め、其の改良を企圖し、小學校教科用圖書は凡て文部大臣の檢定を経べきことを規定した。尙ほ小學校教科用書中の眼目たる讀本の編纂方法の改良を計り、範を歐洲諸國の教科書に採り、文部省自ら編纂に當つた。而して同十九年第一卷の編纂を了へ、讀書入門を題して發行、引續き尋常小學讀本第一卷を刊行したが、文體は新に口語體を用ひ、簡より繁に入るの順序を逐ひて、片假名より平假名に及ぶ等、編纂方法は全く面目を改めた。今日の讀本の體裁は全く源を本書に發したものと云はれてゐる。

同二十年に至り、先に定められた教科用圖書檢定條例を廢し、新に教科用圖書檢定規則を設け檢定に關する諸般の手續を制定した。また同年公私立小學校教科用圖書採定方法を定め、地方長官にして小學校教科用圖書を新定又は更定せんとするときは、教科用圖書審査委員を設け、其の委員會の決議を経ることになつた。

文部省はまた教科書の編纂主意書を公示して廣く世の良著を求め、優良なるものは購入刊行す等良教科書の發行を獎勵したが同二十年神谷由道氏の歴史讀本は其の選に當り、高等小學歴史を題し文部省に於て出版した。

同二十三年小學校令公布せられ、同年十月教育勅語下賜せられて修身教育の大本全く具はり、二十四年發布の小學校教則大綱中、小學校の修身は教育勅語の趣旨を奉體し、徳性を涵養し實踐躬行を期すべき旨規定せられた。其の結果漫然善言嘉行のみを記載した從來の修身書は光を失し、新令に依る修身書にして文部大臣の檢定を経たるもの兒童用のみにて八十四種に上り、三十年頃には百餘種の多きに及んだが、此中二三を除くの外は内容編纂法俱に妥當を缺ぐものありしたため、寧ろ國費を以て修身教科書を編纂すべしとの世論起り、屢々貴衆兩院の建議又は決議になつて現はれた。



當時、小學校教科書發行の主なる書肆は左の如くである。

光風社	龜谷省軒	金港堂	原亮三郎
普及社	辻敬之	開發社	辻敬之
文學社	小林義則	集英堂	小林八郎
石川書店	石川活三	育英社	阪上半七
富山房	坂本嘉治馬	興文社	鹿島長次郎
國光社	橋本忠次郎	學海指針社	前川一郎
	帝國圖書株式會社	五車堂	

次で明治三十三年の交に至り、小學校教科用圖書の審査及び採定に關し民間書肆の運動猛烈を極め、其の弊の憂ふべきものありしため、小學校令施行細則に禁錮又は罰金刑を追補し制裁を嚴にしたが實効はなかつた。

當時世論は既に小學校教科書を國定さすの必要を認め、三十五年末端なくも各府縣圖書審査會の大失態暴露し、我國の教育史上に拭ふべからざる汚點を印するに及んで廟議一決小學校教科書を國定さ爲し、國定審査會に關する規定を廢止し、三十六年四月小學校令第二十四條を左の通り改正し、翌三十七年四月一日より施行さる、旨公布された。

小學校令第二十四條小學校ノ教科書圖書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルベシ  
前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ教種アルトキハ其中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ修身、日本歴史、地理ノ教科書圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他ノ教科用圖書ニ限り文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノ及ビ文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ府縣知事ヲシテ之ヲ採定セシムルコトヲ得

同時に小學校教科用圖書翻刻發行規則及び同補則を發布し、文部省著作の小學校教科用圖書は本規則に依り翻刻發行すべきことを定め、また用紙、印刷の標準、定價の最高額等を示し、爰に始めて國定教科書制度の確立を見るに至つたのである。

### 第三節 國定後の狀勢

明治三十六年始めて國定教科書の翻刻發行を許可せられたものは修身、讀本、書き方手本、歴史、地理を合せ十一種五十七冊で、翌年新たに發行した算術、圖畫、十種四十四冊を加へ、二十一種百一冊であつたが、其の後逐次種類を増加し、現在は六十三種二百六十一冊の多きに達してゐる。

國定當初（明治三十七、八兩年度）に許可せられた翻刻發行者の氏名は左の如くである。

- ▼東京 水野慶次郎、大橋新太郎、大倉孫兵衛、細川芳之助、龜井忠一、小林又七、岸田吟香、小立鉦四郎、十文字信介、北村兼吉
- ▼大阪 柳原喜兵衛、中川勘助、吉岡平助、三木佐助、前川善兵衛、青木恒三郎、梅原龜七、株式會社大阪國文社
- ▼横濱 田沼太右衛門
- ▼廣島 田沼勝三
- ▼神戸 熊谷幸介
- ▼長野 西澤喜太郎
- ▼山形 五十嵐太右衛門



- ▼富山 中田清兵衛
- ▼松本 折井莊左衛門
- ▼熊本 長崎次郎
- ▼鹿児島 吉田幸兵衛

尋いて明治三十八年四月翻刻發行規則を改定せられ、翻刻發行を許可すべき圖書の種類を定め、期間を明治三十九年四月より六ヶ年とし、以後毎四ヶ年を以て一期とするこゝになつた。而して製版印刷製本に關する工場及び事務所の所在地は東京、大阪兩市に限り、尙ほ翻刻發行者は圖書の普及を圖るために共同販賣所を東京に、支所又は特約販賣所を各府縣に少くとも一ヶ所づゝ設け供給區域を劃定する旨定められた。

同規則に依り明治三十九年四月より翻刻發行を許可せられたるもの、氏名は左の如くである。

- ▼東京 大橋新太郎、大倉孫兵衛、龜井忠一、江草斧太郎、小立鉦四郎、水野慶次郎
- ▼大阪 三木佐助、吉岡平助、青木恒三郎、鈴木常松

爾來明治四十二年に至るまで前記十名に於て翻刻發行をしたが、同年十月新たに小學校教科用圖書翻刻發行に關する規程を定められ、翻刻發行を日本書籍、東京書籍、大阪書籍の三株式會社に、また販賣を株式會社國定教科書共同販賣所に引継ぎ以て今日に及んでゐる。四會社現在の重役は左の如くである。

- ▲日本書籍株式會社（東京小石川區久堅町）  
取締役會長大倉保五郎、常務取締役大橋光吉、取締役大橋進一、江草重忠、大葉久吉、太田馬太郎（兼支配人）  
監査役 小立鉦四郎、林平次郎、上原才一郎
- ▲東京書籍株式會社（東京小石川區指ヶ谷町）

常務取締役石川正作、取締役原亮一郎、大柴四郎、目黒甚七、中島石松、小林又七、監査役榊原友吉、三樹退三、石川寅吉

▲大阪書籍株式會社（大阪浪速區岸原町）

取締役會長三木佐助、常務取締役鈴木常松、取締役中村寅吉、石川忠兵衛、監査役柳原忠兵衛、石塚猪男藏

▲株式會社國定教科書共同販賣所（東京麴町區飯田町一の二）

取締役社長大橋新太郎、常務取締役林平次郎、取締役大倉保五郎、石川正作、三木佐助、監査役岸本榮七、江草重忠、大柴四郎

## 第十章 其後の對外運動

### 第一節 外國圖書附屬品輸入稅撤廢運動

外國圖書に附帶する電氣銅版、寫真版、木版等の輸入に際し、多額の海關稅を課せらるゝは文化の發達を阻害するものであるこの理由に依り、明治四十年十二月十一日、大藏省へ次の如き右附屬品輸入稅免除の請願書を提出した。

外國圖書附屬品輸入稅免除請願書

請願ノ要旨

歐米諸國ニ於テ發行セラレタル圖書ヲ我國語ニ翻譯發行スル爲メ其圖書ノ原版即チ電氣銅版、若クハ紙型等圖書ノ内容ニ附屬スル輸入品ニ對シテハ特ニ海關稅ヲ免除セラレタク茲ニ謹テ請願ス



理由

我邦ノ學術ガ長足進歩ノ今日アルハ文明先進國ノ著作物翻譯書ノ力與テ其多キニ居ルコトハ顯著ナル事實ニシテ世ノ均シク認ムル所ナリ然ルニ先年我政府カ條約改正ニ基キ萬國版權保護同盟ニ加入セラレン結果吾々當業者ハ忽チ翻譯ノ自由ヲ失フノ大不利ヲ蒙リ施イテ我學問界ニ一大打擊ヲ與ヘタルコト亦世ノ知ル所ナリ斯ノ大不利大打擊モ國際上ノ大局ニ觀テ忍耐セサルヲ得サル悲境ニ沈淪セリ三十七八年ノ大戰後我國力ノ伸張ニ伴ヒ文運ノ發展ハ一層ノ速度ヲ以テ急進シ從テ翻譯書ノ需用又著シキ劇増ヲ見ルニ至レリ是ニ於テ乎吾々當業者ハ之ニ應セシカ爲メニ有益ナル外國圖書ヲ翻譯發行セントシテ其母國原著者ニ向テ翻譯許容ノ交渉ヲ爲ストキハ多クハ翻譯許諾ノ要件トシテ附屬圖書ノ原版又ハ紙型等ヲ俱ニ高價ニ買取ルヘク強要セラル、ハ現下ノ情狀ナリ是レ所謂足モトニ付ケ込マレタル不利ノ條件タルハ勿論ナレトモ急需ヲ充タサンカ爲メニ餘儀ナク之レニ承服スル場合益々増多セリ扱此附屬品輸入ニ對シテハ關稅甚タ重キニ失スルノ憾ナキ能ハス抑モ主體タル圖書其ノモノハ輸入稅免除ナルニ拘ハラス其從タル附屬品ニ對シテハ普通ノ率ニ照シテ課稅セラル、コトハ吾々當業者ノ最モ難澁トスル所ナリ論者或ハ云ハン圖書ノ附屬品タル圖版、紙型等ハ一ノ製造元料品ニ過キス故ニ普通ノ關稅ヲ課スルハ適當ナリト是レ事理不通ノ論ト謂ハサル可ラス何トナレハ圖書附屬品ハ共通性ヲ有セサルモノニシテ即チ甲書ノ原版ヲ乙書ニ用ヒ得サルコト論者ト雖モ異論ナカルヘシ假ヘハ印刷用紙ノ如キ製本用「クロース」ノ如キモノコソ眞ニ純然タル元料品ニシテ即チ共通ノ性質ヲ帶フルモノナレハ之ニ關稅ヲ課セラル、ハ當然ニシテ少シモ異ム所ナキモ今普通ノ元料品ニ非スシテ專屬品タル右ノ寫眞版等ニ向テ普通ノ關稅ヲ課セラル、ハ斷シテ其當ヲ得タルモノト謂フ可ラス然シテ此一事ハ營ニ吾々當業者ノ苦痛ナルノミナラス教育上ニ及ホス影響ハ決シテ尠ナラサル可シ如何トナレハ此ノ如クシテ翻譯書カ非常ノ高價トナルハ自然ノ結果ニシテ隨テ一般讀書界ニ其弊ヲ及ホシ新智

識普及ノ妨ケ多ケレハナリ而シテ斯ノ教育上ニ於ケル障礙ハ即チ國力伸張ノ障礙タルカ故ニ大ニ顧慮スヘキ價値アルモノト信ス是レ本願ヲ奉呈シ以テ聽許ヲ仰ク所以ナリ

右格別ノ御詮議ヲ以テ何卒御採納被下度此段奉懇願候也

東京書籍商組合組長 小柳津要人

明治四十年十二月十一日

大藏大臣法學博士男爵 坂谷芳郎 殿

第二節 營業稅及び關稅廢改運動

政府は議會に營業稅法改正法律案を提出して、出版業に新に課稅せんとし、また關稅定率改正法律案中、印刷料紙類に對し急激に重課せんとするものあるを以て、明治四十三年、次の如き廢改の請願書を衆議院に提出した

營業稅法改正法律案ニ關スル請願書

謹テ按スルニ政府御提出ノ營業稅法改正法律案ニ依レハ、文書圖書ヲ印刷シテ發賣頒布スルモノヲ出版業トシ新ニ課稅セラレントス、抑モ圖書及新聞雜誌ハ學術技藝其他白般ノ事項ニ關スル知識ヲ普及シ國民ノ道德及趣味ノ向上ヲ資ケ一國文明ノ進歩ヲ促カス上ニ於テ實ニ缺ク可ラサルノ機關タルコトハ何人モ疑ハサル所ニ有之候、然ルニ政府今回ノ御提案ニ依レハ、新聞雜誌業ハ依然トシテ之ヲ無稅トセルニモ拘ラス、我カ圖書出版業ニ對シ獨リ新ニ課稅セラルルハ極メテ不公平ノ處置タルノミナラス、爲メニ圖書販賣價格ノ昂騰ヲ來タシ隨テ知識ノ普及ヲ妨ケ我カ文明ノ進歩ヲ阻害スルコト最モ甚タシキモノト奉存候間何卒折角ノ御詮議ヲ以テ右出版業稅目ヲ御刪除被成下度此段請願仕候 頓首

大柴四郎 外二十三人連署

明治四十三年二月九日



衆議院議長 長谷場純孝殿

關稅定率法改正法律案ニ就キ請願書

謹テ按スルニ今回政府ヨリ御提出相成居候關稅定率法改正法律案中、輸入稅表三六二號三七二號及三七三號ニ依レハ、印刷料紙、模造日本紙、模造羊皮紙等ノ中、或ル種類ノ外ハ急劇ニ關稅ヲ増加シ、中ニハ現行協定稅率ニ比シニ倍乃至三倍ニ上ルモノ有之候此ノ増率ハ直ニ圖書出版ノ上ニ大打撃ヲ與ヘ從テ國民知識ノ發達ヲ阻礙スルコト尠ナラズト奉存候、依テ之ヲ大ニシテハ文教保護ノ上ヨリ之ヲ小ニシテハ私共出版業者ノ難澁救済ノ爲ニ右輸入稅表中三六二號三七二號及三七三號ハ何卒格別ノ御證議ヲ以テ現行ノ協定稅率ニ据置カレ候様御修正被下度此段請願仕候 頓首

理由

今回關稅ヲ増率セラレントスル「アートペーパー」其他ノ洋紙ハ専ラ圖書印刷用ノモノニ屬シ唯タ其中ニ特ニ從來ノ稅率ニ据置カル、「一平方メートルノ重量五十八グラムヲ超エサルモノ」ハ主トシテ新聞紙用ノモノニ屬ス、新聞紙カ知識ヲ普及シ社會ヲ發育スル上ニ於テ最モ有力ナル機關ノ一タルハ言ヲ俟タサル所ニシテ、コレカ材料タル用紙ノ稅率ヲ舊ニ依リテ輕カラシメタルハ頗ル適當ノ處置ト謂フニ憚ラサルト同時ニ一方ニ於テ國民教育ノ主要具タル圖書ノ印刷用紙ニ重稅ヲ課セラル、ハ其ノ何ソノ理由タルヲ知ルニ苦マサルヲ得ス殊ニ新聞紙用タル「一平方メートルノ重量五十八グラムヲ超エサルモノ」ハ現ニ内地ニ於テ之カ製造セラル、モノナリト雖モ「アートペーパー」其他ハ未タ内地ニ於テ之カ製造ヲ見ルニ至ラス、内地ニ於テ多少ノ發達ヲ遂ケタルモノハ之ヲ保護スルノ必要上同種ノ輸入品ニ對シテ重稅ヲ課セラル、モ或ル程度マテハ不可ナシト雖モ内地ニ於テ全ク製造シ得サルモノニ對シテ苛重ノ稅率ヲ適用スルニ至リテハ是レ即チ精良品ノ使用ヲ禁遏セントスルモノニシテ

近來漸ク發達ノ運ニ向ヘル我カ出版界ノ技術上ニ非常ノ打撃ヲ與フルノミナラス從テ圖書販賣價格ノ昂騰ヲ致シテ知識ノ普及及人文ノ發達ニ多大ノ障礙ヲ與フルモノト謂ハサルヘカラス、加之右輸入洋紙ノ關稅カ増加セハ之ニ伴フテ内地製紙ノ價格騰貴スヘキハ何人ト雖モ之ヲ否認スルコト能ハサルヘシ、而シテ其内地製紙ノ騰貴ハ頓テ國定教科書ハ勿論中等學校用教科書ノ定價ヲシテ昂貴ナラシムル亦勢ノ免レサル所ナリ果シテ然ラハ國家ノ生命トモ謂フヘキ最モ貴重ナル教育ニ對シ教育稅ヲ課スルノ奇觀ヲ呈スヘシ世豈ニ斯ノ如キ理アラシキ哉  
要スルニ此ノ増率ハ我カ文明ノ進歩ニ甚大ナル惡影響ヲ及ホスモノナリ故ニ宜シク現行ノ協定稅率ニ据置カレヘク様之ヲ修正シテ文教保護ノ實ヲ全フセラレント切望ノ至ニ堪ヘス是レ本願ヲ提出スル所以ナリ

大柴 四郎 外 二十三人連署

明治四十三年二月九日

衆議院議長 長谷場純孝殿

其他各方面に向つて猛烈なる運動を行つたがその効なく、結局三月十日の衆議院本會議に於て修正可決し、同月十九日貴族院の本會議に於て可決確定し、四月五日法律第四十五號を以て公布せられ、出版業は製造業の項に加入せられた、その稅率は左の如くである。

資本金額	千分ノ三、七
建物賃賃價格	千分ノ九十
從業者	一人毎ニ二圓
從業者ノ内職工勞役者	一人毎ニ五十錢

次に關稅問題も亦兩院を通過し、四月十四日法律第五十四號を以て公布せられた。



### 第三節 著作権法修正の陳情

教科用圖書の註釋書續出し、而も中には往々原著作者の精神を曲解し或ひは没却し去るものあるを以て、明治四十三年一月、本組合は中等教科書協會と聯合の上、左の如き陳情書を内務省に提出した。

著作権法修正ニ付情願

謹テ按スルニ著作家カ其ノ著作物ヲ複製スルノ權利ヲ專有スルハ著作権法第一條ノ明示スル所タリ故ニ其ノ著作物ニ關係アル字引註釋書類ヲ發行スルノ權利モ亦當ニ著作家ニ專屬スヘキモノト存候然ルニ廣ク諸學校ニ行ハル、教科用書ニ就キ其ノ著作家ノ許諾ナクシテ字引註釋書類ヲ發行シ著作家ノ目的ヲ破壊シ併セテ著作家並ニ發行家ノ利益ヲ害スルモノアリ此ノ如キハ偽作ト見做スヘキモノタルコト著作権法ノ精神ニ照シテ正當ノ條理ナリト雖モ奈何セン現行法規中之ヲ律スル明文ナク從テ侵害訴權ノ成否判然シ難キヲ以テ已ムヲ得ス偽作者ノ勝手手段ヲ默過シ來リタル次第ニ候如何ニセハ果シテ能ク此ノ弊害ヲ防遏シ得ヘキカニ就テハ其等亦諸種ノ方法ヲ講シ候得共畢竟法文ノ制裁ニ頼ルノ外致方コレナク豫テヨリ御省ヲ累シ度存居候處幸ニ今回著作権法御改正アラレ候ニ就テハ何卒如上ノ事情御洞察ノ上現行法中ニ別記ノ一項御加ヘ相成度茲ニ東京書籍商組合並ニ中等教科書協會ヲ代表シ伏テ奉悃願候 恐惶頓首

明治四十三年一月廿九日

東京書籍商組合組長 大柴 四郎

中等教科書協會幹事長 三樹 一平

内務大臣法學博士男爵 平田 東助 殿

### 著作権法修正案

一 著作権法第三十二條中ニ左ノ一項ヲ設クルコト

教科用ノ爲ニ著作シタル圖書ノ字引註釋書類ヲ發行スル者ハ偽作者ト見做ス

理由

練習用問題ノ解答書ヲ發行スル權利ヲ以テ當然其ノ著作家ニ專屬スルモノト爲ス以上ハ教科用書ノ字引又ハ註釋書類ヲ發行スル權利モ亦其ノ教科用書ノ著作家ニ專屬スルモノト爲スハ至當ノ條理タルハ勿論字引又ハ註釋書類ノ發行ハ徒ニ學生ノ依頼心ヲ生セシメ教育上ノ弊害鮮少ナラサルノミナラス其ノ多クハ鹵莽杜撰ニシテ學生ヲ誤ルコト極メテ甚シキハ教育社會ノ夙ニ憂慮スル所ナリトス、サレハ斯カル字引又ハ註釋書類ノ發行ハ延キテ原著作者ノ目的ヲ根本ヨリ破壊シ終ニ原著作者ヲシテ教科用書トシテ採用セラルヘキ資格ヲ失ハシムルノ結果ヲ生ス故ニ原著作者ノ許諾ナクシテ教科用書ノ字引註釋書類ヲ發行スルコトヲ嚴禁シ以テ著作權ノ保護ヲ完ウセンコトヲ期スルニ在リ

### 第四節 營業稅全廢請願

大正三年一月十日の總會に於て可決した營業稅全廢請願に付き、特別委員を設け審議の結果、同年二月四日左の請願書を貴衆兩院へ提出した。

營業稅全廢請願書

營業稅ハ課稅標準頗ル繁雜ニシテ政府ハ巨額ノ徵稅費ヲ要スルニ關ラズ其ノ實收ハ割合ニ少ク而モ營業者ハ苛重ナル負擔ニ苦ミ爲メニ商業ノ發達ヲ阻害スルモノ鮮カラズ國家ノ前途ニ對シ頗ル寒心ニ堪ヘサル義ト存候



東京書籍商組合ハ前述ノ理由ヲ以テ營業稅ヲ廢止セラレンコトヲ奉悃願候  
大正三年二月四日

衆議院議長 大岡育造 殿  
貴族院議長公爵 徳川家達 殿

(各通)

東京書籍商組合組長 大柴四郎

第五節 紙價暴騰抑制運動

連年紙價暴騰し出版業者の苦痛一方ならざるを以て、東京書籍商組合は大正六年五月以來、東京出版協會、東京雜誌協會、中等教科書協會ニ聯衡の上、四團體聯合紙價調節委員會を設け、洋紙店及び製紙會社ニ折衝を重ねるもの數次に及んだが、要求は毫も容れられざるのみか、七月十五日開催の製紙聯合會は却つて紙價値上を決議した。

依つて同調節委員會は對抗策として當局を歴訪して苦衷を訴へ、且つ輸出制限の斷行を迫るころがあつた。後ち大阪書籍商組合、大阪圖書出版協會の參加するに及び、六團體紙價調節委員會ニ改稱し、七月七日の聯合委員會に於て衆議院へ紙價調節、輸出制限に付請願することに決し、左の如き請願書を提出した。

紙價調節法實施ノ急務ナル理由ヲ述ベテ輸出制限ノ斷行ヲ望ム請願書

下記東京大阪ノ六團體ハ紙價暴騰ノ爲メ非常ナル苦境ニ陥リ己ムヲ得ス此ノ請願書ヲ呈出スルニ至レリ冀クハ貴院ノ深厚ナル御同情ト公平ナル御處置ヲ下シ賜ハラントヲ

歐洲戰亂勃發以來本邦紙價漸ク騰貴シ殊ニ大正五年ニ入りテ俄然暴騰シ而モ市況ハ朝夕ニ狂奔シテ幾ントスル

トコロヲ知ラス我等直接消費者孰レモ不安危惧ニ堪ヘ能ハサルノミナラス製紙販賣業者ニ於テモ確固據ルヘキ所ナク遂ニ同年二月四月並ニ八月ノ三回ニ於テ市價ヲ協定シ一定ノ期間ハ取引價額ニ變動ナカラシムルノ契約ヲ結ビテ稍小康ヲ感シタリト雖モ其後市況ハ依然トシテ騰貴ノ趨勢ヲ持續シ今ヤ下落ノ望ハ殆ント期スヘカラサルカ如ク却テ四圍ノ狀況ハ今後益々騰貴スヘキ傾向ヲ激成シ爲ニ會社ハ一定期間ノ價格協定ヲスラ拒ミ甚シキハ高價ヲ以テスルモ品拂底ニ及ブヘキヲ公言スルニ至レリ是レヨリ先キ我等一同ハ紙價ノ暴騰ニ際シ百方應急ノ道ヲ講シ耐ヘ得ル限リ久シク忍ヒ來リタリト雖モ今ヤ其策全ク盡キ施スヘキ術ナシ是レ我等カ此請願書ヲ呈出シテ誠意ヲ披瀝シ政府カ速ニ紙價ノ調節ヲ講セラレンコトヲ熱望スル所以ナリ

今紙價暴騰ノ大勢ヲ摘記スレハ歐洲戰亂前大正三年春ト現今トヲ比較スルニ左ノ如キ大差ヲ示セリ

品名	大正六年五月市價(一封度)	大正三年二月市價(一封度)	暴騰ノ率
白菱(石版印)	・二〇五	・二一〇	八、六
金菱(刷用紙)	・一九五	・一〇三	八、九
銀菱	・一九〇	・一〇〇	九、〇
青菱	・一八五	・〇九五	九、五
特赤菱	・一七五	・〇八八	九、八
赤菱	・一六五	・〇八五	九、五
雜菱	・一八〇	・一〇五	七、六
N A	・一七〇	・〇九五	七、九

暴騰ノ率



G	旗	・一五五	・〇八八
H	麒麟	・二〇〇	・一〇六
	櫻赤	・一六三	・〇九二
	白菊	・一八五	・一〇〇
	摸造紙	・一八五	・一〇〇
	色紙	・二〇〇乃至・二六〇	・一〇〇乃至・一二〇
	ザラ紙(四六判)	一連四・五〇〇	一四、〇弱
		七・五〇〇	一五、〇

以上ハ本年五月ノ現狀ナレトモ全國製紙聯合會ハ六月二十日東京ニ大會ヲ催ホシ各紙ヲ通シテ更ニ一封度ニ付  
 壹錢内外ノ値上ケヲ決議シ六月二十六日以後實行スヘキ旨需要者ニ通知シタリ  
 本邦市價ノ暴騰ニ就テハ自ラ理由ナシトセス其主ナルモノヲ擧クレバ

- 一、國內ニ於ケル紙類需要ノ年々増加
  - 二、歐洲戰爭ニ由ル外國紙輸入ノ漸減
  - 三、支那南洋露西亞其他ヘ輸出ノ激増
  - 四、一部紙商又ハ素人間ノ思惑的買占
  - 五、製紙原料藥品及製紙用具ノ輸入激減隨テ其ノ價額ノ暴騰
- 右ノ内(四)ハ大正四年末ヨリ同五年ノ上半期ニ於テ市況ヲ攪亂シタル人爲的惡原因ナレトモ他ノ四理由ハ戰亂ノ大勢トシテ或程度マテハ己ムヲ得サルモノト認メサルヲ得ス殊ニ外國紙輸入ノ減少ト反對ニ本邦紙ノ海外輸出

ノ激増ハ國產獎勵輸出貿易ノ隆盛ヲ來セル現象トシテ國富増進上我等一同ニ於テモ固ヨリ之ヲ慶賀スルニ躊躇セ  
 ス故ニ吾等ハ敢テ本邦紙ノ輸出ヲ妨ケントスルモノニアラス然レトモ紙價ノ騰貴ヲシテ今日ノ儘ニ放任センカ紙  
 原料トスル諸物價ノ騰貴ハ國民生活上ニ及ホス困難ノ鮮少ナラサルハ勿論我等出版業者ニ取リテ生命ニ等シキ  
 印刷料紙ノ騰貴ハ營業上ノ死活ニ關スル問題タルヲ以テ我等ハ探算上己ムヲ得ス

- 一、書籍雜誌ノ値上ケヲ行ハサルヘカラサルニ至ル
- 二、値上ケニ付テハ實行上種々ノ困難アリ言ヒ易クシテ容易ニ行ハレ難シ
- 三、若シ値上ケ不可能ノ場合ハ己ムヲ得ス紙數ヲ減スルカ紙質ヲ落スカ印刷ヲ粗惡ナラシムルカ製本ヲ粗略ニ  
 スルコト、ナラサルヲ得ス
- 四、而モ國定教科書及中等教科書ノ定價ニ至リテハ文部省ニ嚴格ナル許可權アリテ出版業者任意ニ値上ヲ行フ  
 能ハサルノミナラス其紙質製本等ニ一定ノ制限ヲ附セラレアルモノニアリテハ如何トモ手ヲ下スヘキ方途ナシ  
 抑モ國定教科書ト云ヒ中等教科書ト云ヒ一般書籍ト云ヒ雜誌ト云ヒ其價格ノ可成低廉ナルコトカ國民ノ知識普  
 及ニ與ツテ力アルハ固ヨリ言フ俟タス今日ノ書籍雜誌ノ價額ハ既ニ低廉ナリト言フ能ハサルニ際シ紙價騰貴ノ追  
 及ヲ受ケテ之カ値上ケヲ續行セサルヘカラサルニ至レハ其ノ結果ハ諸物價騰貴ノ折柄忽チ販賣高ノ減少ヲ來シ出  
 版業ノ蹉躓ヲ招キ同時ニ讀書ノ普及ヲ妨ケ其ノ國民教育ノ發達ヲ遲滞セシムル患害ノ尠少ナラサル推シテ知ルヘ  
 キナリ而シテ書籍雜誌ノ紙數ヲ減シ又ハ品質ヲ低劣ナラシムル如キハ我等出版業者トシテ忍フ能ハサル所ニシテ  
 教育者被教育者並ニ一般購讀者ノ讀書趣味ヲ沒却シ延テ向學ノ氣風ニ惡影響ヲ來スコトナキヲ保セス且又紙質低  
 劣ナルトキハ書籍ノ保存力乏シク久シカラスシテ用紙ノ變色又ハ頹敗ヲ來シ百歲ニ傳フル能ハス圖書ヲ後世ニ傳  
 ヘテ温故知新ノ資料トスルハ今後望ムヘカラサルニ至ルヤ必セリ是レ方今群興スル圖書館ニ取リテ大問題ニ屬ス



レトモ未タ用紙ノ善惡ニ就キ世人ノ頗ル無頓着ナルハ我等ノ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ

是ヲ以テ我等一同ハ營ニ探算上紙質ヲ抑制センコトヲ冀フノミナラス教育上ノ重大問題トシテ之ヲ等閑視スルコト能ハス政府ニ於テハ曩キニ等シク歐洲戰爭ノ影響ヲ受ケテ暴騰シタル染料藥品等ニ對シ輸出禁止又ハ制限ヲ急施シ臨機應變之カ調節ヲ圖リ以テ國民ノ生活ヲ緩和セラレタリ我等ハ此ノ善例ニ據リ政府カ紙價ノ調節ヲ圖リ國民ノ知識普及ニ努メラル、ノ意アルヲ深ク信賴セサルヲ得ス曩キニ染料藥品ノ輸出ヲ抑制セラレタルハ國民生活ヲ極度ニ犠牲ニ供シテ迄輸出貿易ノ増加ヲ企圖スル不可ヲ認メラレタルニ由ル事ト信ス果シテ然ラハ國民教育上ノ生命トモ言フヘキ知識ノ普及ヲ犠牲ニ供シテマテ紙類ノ輸出ヲ無制限ニ獎勵スルノ不可ナルコトモ同一ノ理由ノ下ニ認識セラル、ヲ確信ス而シテ知識普及ノ阻滯ハ國運發展上寧ロ染料藥品ノ缺乏ヨリモ重大ノ意味ヲナスモノト言ハサルヲ得ス我等敢テ出版業者タル營業本位ノミヲ以テ之ヲ主張スルニアラサルハ幸ニ貴院ノ明鑒ニ待タント欲ス我等一同ハ本邦製紙會社カ實際ニ營業上苦境ニ立ツニ於テハ進ンテ此請願ヲナスモノニアラス然レトモ今日各製紙會社ノ營業狀態ヲ查閱スルニ各社トモ一齊ニ原料藥品及使用器具ノ暴騰ヲ呼稱シ困難ヲ訴フルニ係ハラス事實ハ頗ル盛況ヲ極メ利益ノ潤澤ナルコト方今事業界ノ羨仰スル所ナルヲ以テ見ルニ至テ止ムヲ得ス衷情ヲ訴ヘサルヲ得サルコトヲ御諒察アランコトヲ望ム政府ニ於カレテモ本邦製紙會社ヲ通シテ破格ノ收益ヲ示シツ、アルハ既ニ察知セラル、所ナルヘク敢テ我等ノ囑々ヲ要セスト雖モ今二三ノ例ヲ以テ申セハ王子製紙會社ノ如キハ拂込資本ニ對スル利益年率大正五年上半期決算ヨリ俄然増加シ五割以上トナリ株主配當一割五分下半期ハ壹割八分トナリ殊ニ今期(大正六年上半期)決算ニ於テハ拂込資本ニ對シ利益金六割ヲ越エ株主配當ノ如キハ特別配當ヲ加ヘテ二割二分ヲ決議セリ其ハ諸積立金諸償却金後期繰越金並ニ役員賞與金ノ激増セル一般ヲ知ルヘキナリ(中略)

若シ夫、三菱製紙所ノ如キハ合資會社組織ナルヲ以テ決算ノ公表ヲ見スト雖モ其收益ノ増加ハ以上二社ニ讓ラサルヘク又九州製紙會社ノ如キハ昨年十月ノ總會ニ於テ株主配當金一割二分特別配當金八分(合計二割)ヲ配當シ本年三月ノ總會ニテハ更ニ増加シテ株主配當金一割五分特別配當金一割(合計二割五分)ヲ配當セリ中央製紙會社ニテハ昨年十月二割五分ノ外ニ創業十週年紀念配當トシテ一割(合計三割五分)ヲ配當シ木曾興業會社ハ昨年十月ノ總會ニテ壹割五分ノ外ニ特別配當金五分(合計貳割)ナリシカ本年四月ニ於テ壹割五分ノ外ニ特別配當金壹割合計(貳割五分)ヲ配當シ諸積立金諸償却金後期繰越金等孰レモ増加セリ以テ一般製紙會社ノ收益ノ頗ル豊富ナルヲ想見スルニ足ル我等元ト本邦製紙工業ノ發展ヲ喜ブモノナレハ強チ會社ノ增收ヲ酷責スルニアラサレトモ我等印刷料紙ヲ使用スルモノ、立場ヨリ言ヘハ前條具陳ノ如ク紙價暴騰ノ爲メニ經營頗ル困難ニ陥リ而シテ一國文化ノ普及ノ上ニ至大ノ惡影響ヲ來サントスルニ際シテ獨リ製紙會社ノミ豊富ナル利益ヲ獨占シ而モ尙甘ンセス益紙價值上ノ勢ヲ見ントスルカ如キ傾向アルニ至テハ我等ノ忍ハントシテ忍フ能ハサル所ナリ否ナ獨リ我等ノミナラス此ノ如キ一部資本家ノ利益獨占ハ直接間接ノ消費者タル一般國民ノ忍フ能ハサル所ナルヘシ固ヨリ製紙會社ハ營利事業者タリ利益ノ上ニモ利益ヲ收メ以テ益々會社ノ繁榮ヲ喜フハ當然ノ人情ナルヘシト雖モ之カ爲メ其ノ消費者ニ困難ヲ與ヘ知識ノ普及文化ノ發達ニ惡影響ヲ及ホスニ於テハ翻然自ラ省ミテ其ノ利益ハ相當ノ程度ニ止メ之ヲ消費者ニ移シテ均シク國運發達ノ惠澤ヲ共ニスルハ又當然ノ人情トセサルヲ得ス況ンヤ吾等ハ會社ノ爲メニハ永年ノ顧客トシテ其ノ發達ヲ幫助シタル位置ニアルヲヤ抑モ物價騰貴ハ尙當今ノ大勢ニシテ獨リ料紙ノミヲ咎ムヘキニアラス然レトモ料紙ノ騰貴率ハ之ヲ戰前ニ比シ八割乃至十五割ニ當リ之ヲ他ノ物價騰貴率ニ較ヘテ其ノ激増ノ程度ハ稀ニ見ル高率ナリト言ハサルヲ得ス是レ豈自然ノ當ヲ得タルモノト言フヘケンヤ而シテ製紙原料ノ暴騰固トヨリ之レ有リト雖モ我等ノ知り得ル限りニ於テ



ハ其ノ暴騰率ト紙價暴騰率トハ其ノ平衡ヲ得サルモノアルヲ思フ殊ニ昨春以來ノ趨勢ヲ見ルニ製紙原料並ニ藥品ノ時價ハ大體ニ於テ現狀維持カ否カラサレハ騰貴スルヨリモ寧ロ下落ノ傾向ヲ有シ唯騰貴ヲ持續セルハ石炭ニ於テハ著シキヲ見ルノミ製紙原料中ノ主成分タル「パルプ」ノ如キモ「グランドパルプ」ハ本邦製ニテ供給幾ンド足り「サルファイトパルプ」モ漸次精良品ノ產出ヲ増進セントスルニ當リテ當ニ此上紙價ノ騰貴ヲ促スヘキ理由ヲ見ルニ苦シムノミナラス又現在ノ高價ヲ依然保續スヘキ謂レアルヲ疑ハサルヲ得ス我等一同ハ常ニ此ノ疑雲ノ中ニ包マレ殊ニ近來ニ至リテ益々之カ判斷ニ迷フ我等既ニ現在ノ市價ニ於テスラ堪フル能ハス少クトモ昨夏最低額ノ程度ニ引下ラレンコトヲ懇望シテ止マサルニ當リ却テ現在以上ニ騰貴ヲ見ルニ至リテハ驚カサラントスルモ能ハス冀クハ政府ノ明鑒ニ依リ騰貴ノ當不當ニ付御調査ヲ蒙リ我等ノ哀訴ニ一道ノ光明ヲ與ヘラレンコトヲ

終リニ臨ンテ茲ニ我等一同ノ製紙會社ニ對スル境遇ヲ訴ヘテ貴院ノ特別ナル御同情ニ預ラント欲ス之ヲ一言ニテ悉クセハ我等出版業者ハ全ク製紙會社ノ專制治下ニ立ツモノト云フモ敢テ誇張ノ言ニアラス紙ハ我等ノ生命ナリ而シテ之ヲ得ルノ道カ他ニ存ストセハ格別ナレトモ今日ノ場合又今後ト雖モ專ラ本邦製紙會社ノ供給ニ待ツノ外ナシ故ニ我等ハ製紙會社ノ自由意思ニヨリテ其價額ヲ左右セラルトモ涙ヲ吞ンテ屈從セサルヘカラス是レ我等力屢々經驗シタル所ニシテ我等ノ一致團結ノ力モ彼ノ大工業的專制ニ對シテハ頗ル微弱ナルヲ歎セサルヲ得ス殊ニ歐洲戰亂勃發以來紙況頓ニ好勢ナルヤ本邦各製紙會社ノ聯合團結頗ル鞏固ニシテ勢威強大ヲ極メ其力ヲ輸出品ノ製造ニ注クコトノ遙カニ利益ナルニ熟中シ敢テ國內ノ需要ヲ重視セス適々我等ヨリ價額ノ低減ヲ交渉スレハ生産費ノ騰貴ヲ口ニシテ之ヲ聽カス其銜銜當ルヘカラス茲ニ於テカ我等ハ會社ニ對シ懇求ノ途方盡キ一ニ政府ノ手ニ依リテ我等ノ境遇ヲ救済サレンコトヲ求ムルニ至レリ思フニ海外輸出ノ旺盛固ヨリ之ヲ望ムハ前條陳述ノ如クナリト雖モ其事既ニ國內紙價ノ騰貴ヲ益々促進スル動機タリトセハ政府ニ於テ之カ制限ヲ如ヘラレ緩和ノ政策

ヲ臨機斷行セラルルト共ニ製紙會社ノ獨占的專制ニ對シ相當ノ考慮ヲ煩ハサレンコトヲ懇願ニ堪ヘス茲ニ六團體ヲ代表シテ貴院ノ明斷ヲ仰ク所以ナリ

右及請願候也

大正六年七月七日

東京書籍商組合  
東京圖書出版協會  
大阪圖書出版協會  
大阪書籍商組合  
中等教科書協會  
東京雜誌組合

衆議院議長 大岡育造 殿

而して衆議院請願委員會は之を採擇し十四日の本會議に於て該請願は採擇するこゝに可決した。

(速記録抄録)

特別報告第七十七號

請願文書表第六八〇號

紙價調節ニ關スル請願 東京書籍商組合外五團體(紹介議員鳩山一郎君外一名)

右請願ノ要旨ハ歐洲戰亂勃發以來ノ紙價暴騰ハ直接消費者タル請願人等出版業者ノ最苦痛トスル所ニシテ延テ書籍ノ價ヲ高カラシメ之カ普及ニ影響スルヲ以テ文教上ヨリ輕視スヘカラス而シテ紙價騰貴ノ原因ハ多々アルヘ



シト雖想フニ本邦紙ノ海外輸出ト之ニ依ル製紙會社ノ利益獨占ハ其ノ有力ナル原因タラスンハアラス依テ本邦紙ノ海外輸出ヲ制限シテ臨機紙價調節策ヲ斷行シ又製紙會社ノ獨占的處置ニ對シ相當考慮セラレタシト謂フニ在リ衆議院ハ其ノ旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

越えて九月五日公布の農商務省令第二十一號輸出禁制品中に「ザラ紙」を除外しあるは紙價調節を阻止するものであるこの理由で聯合委員會は九月十三日左の如く農商務大臣に向つて再陳情書を提出した。

#### 紙價調節ニ付再陳情書

下記六團體ハ曩キニ紙價調節ニ關シ委細陳情仕置候處幸ニ閣下ノ深厚ナル御同情ニ預リ爾來種々御調査相煩ハシ候結果本年九月一日省令第二十號ヲ發セラレ次デ九月五日省令第二十一號ノ御發布アリ我等一同陳情ノ趣旨御採納ヲ賜リ候段深ク奉感謝候思フニ暴騰又暴騰ノ勢ヲ激成シ今後ノ市況眞ニ寒心ニ堪ヘサルモノアルニ對シ二省令ノ効果ノ顯著ナルモノアランコトヲ偏ニ期待シテ止マサルモノニ御座候茲ニ謹ンテ閣下並ニ局僚各位ノ御苦心ニ對シ最高ノ敬意ヲ表シ且謝意ヲ披瀝仕候

就テハ聊カ隨テ得テ望ムガ如クニ有之候得共曩ニ陳情書ヲ呈出スルニ當リ事情ヲ徹底セシムルニ於テ未ダ悉サバルモノ有之シカノ様ニ存ジ候間茲ニ其遺漏ヲ補ヒ重ネテ閣下ノ御裁量ヲ請願スルニ至レルコトヲ御許容被下度候

御省令第二十一號ヲ拜讀スルニ「ザラ紙ヲ除キタル印刷料紙ト」有之候處固ト此除外ヲ設ケラレタル御趣旨ハ本邦ザラ紙ノ牛産額ハ内地需要額ニ超過シ剩餘ヲ生ジ居ルヲ以テ強テ其輸出ヲ禁遏スルトキハ當然收ムヘキ製紙業者ノ利益ヲ奪ヒ其結果ハ内地需要者ノ上ニ其損害ヲ轉嫁シ却テ内地價低減ヲ阻止スルコト、ナルヘシトノ御見

解ニ基クカト推察仕候是レ我等一同ノ苦痛ニ對シ御同情ノ切ナルヨリ來リタルコトニテ御尤ノ御處置ト奉存候得共營利ヲ主トスル製紙業者從來ノ態度ヨリ推測スルニ却テ御調節ノ大旨ニ背馳スル徑路ニ出ツヘキヲ憂慮致候現ニ製紙業者ガ「ザラ紙」ノ除外サレタルヲ見テ公言スルトコロニ依レバ一般印刷料紙ヲ製造スルヨリモ「ザラ紙」輸出ノ無制限ヲ好機トシ益々之レガ製造ニ努ムルヲ得ルヲ以テ省令第二十一號ノ如キハ何等苦痛ヲ感ゼズト申居候我等ハ敢テ「ザラ紙」ノ多産ヲ妨グルモノニハ無之候得共製紙業者ガ其力ヲ「ザラ紙」ニ傾クルノ結果トシテ

一、書籍用、雜誌用ノ紙類製造ヲ多ク顧ミザルニ至ルベシ

二、爲メニ書籍雜誌用ノ紙價ハ低減セラレザルノミナラズ品拂底ノ爲ニ依然騰貴ヲ免レザルベシ

三、製紙業者ハ省令第二十一號ヲ以テ影響ナシト稱シ又製紙販賣業者ガ紙價ノ前途ヲ樂觀シテ動カザル態度ヲ示スハ以上ノ見解ニ由ル

事ト存候今大正五年本邦ニ於ケルザラ紙(新聞料紙)ノ生産額ヲ見ルニ一億八千萬封度ニ達シ本年ハ更ニ増加シテ二億萬封度ニ上ルベキ趨勢ニ有之此内一億四五千萬封度ヲ以テ内地ノ需用ニ充ツルトシ殘餘ノ五六千萬封度ハ海外ニ輸出サルヘキモノナルベク然ルニ海外ニ於ケル「ザラ紙」ノ需要ハ歐洲品ノ杜絶ニ伴ヒ日本品ヲ需ムルコト日ニ急ニシテ現ニ内地ニテ新聞社ニ賣買サル、一封度七錢六厘(此度ニ割値上ゲノモノ)ノ新聞用ザラ紙ノ如キハ一封度二十四錢五六厘則チ三倍以上ノ高値ヲ以テスルモ尙且輸出激増ノ勢ニ有之候其大勢ハ歐洲戰爭ノ長引クニ隨ヒ益々旺盛ナルベク縱シ戰爭速ニ終熄ストスルモ歐洲品ハ直チニ本邦品ト猛烈ナル競争ヲ開始スルノ餘裕ナカルベシト被存候ニ付本邦ザラ紙ノ南洋支那方面ヘノ輸出ハ製紙業者トシテ極メテ有利ナル事業タルト同時ニ寧ロ内地用ノ書籍雜誌料紙ノ製造ヲ第二トシ其ノ製造能力ヲザラ紙製造ニ轉用シテ主力ヲ注グニ至ルハ強チ我等ノ猜察ニアラザルベキヲ御諒解ニ預リ度候



我等一同ハ紙價暴騰以來上記ノ如キ痛心ヲ抱キ居候爲メ本年六月閣下へ陳情書ヲ提出スルニ當リ印刷料紙全般ニ對シ輸出制限ヲ加ヘラレシコトヲ熱望シタル次第ニ有之候ニ就テハ既ニ萬障ヲ一掃セラレニ省令發布ノ御英斷ヲ蒙リ其ノ惠澤ヲ享クルトコロ少ナカラザル際、再ビ陳情書ヲ提出シテ閣下ヲ煩ハスハ如何ニモ及ビ難ク候ヘ共ザラ紙除外ノコト亦我等一同ノ事業經營上ニ重大ナル關係ヲ有スル次第ニ候間、茲ニ己ムヲ得ズ重ネテ衷情ヲ訴ヘ、ザラ紙輸出ニモ相當ニ制限ヲ御加ヘ被下候様懇願スル場合ニ相成申候、何卒事情御酌量ノ程偏ニ奉願上候也

大正六年九月十三日

東京書籍商組合外五團體

農商務大臣 仲 小路 廉閣下

### 第六節 營業稅輕減に付陳情

營業稅は年々増加し、我出版業者の如く歐洲戰亂に依り特殊の利益を受けざるもの、苦痛大なるものあるを以て、大正八年三月、左の如き陳情書を東京稅務監督局に提出した

營業稅ニツキ陳情書

我出版物原料ノ騰貴甚シク殊ニ紙質ニ至リテハ時局前ニ比シ三十割乃至四十割ヲ増シ其ノ當初ニ於ケル騰貴率ハ實ニ諸物價ノ冠タリ同業者ノ危懼言語ニ絶ス依テ大正五年ヨリ六年ニ互ニ我同業者率先紙價ノ低落ヲ計ラン爲メ製紙業者ニ交渉ヲナスハ勿論、文部農商務其ノ他ノ諸官廳ニ出願シ尙帝國議會ニ請願シタルニ其結果當局モ吾人ノ意ヲ諒トシ物價調節令ノ發布トナリ其ノ後又印刷用紙及之ガ材料ノ輸出禁止令ヲ見ルニ到レリ、斯ル保護策ヲ受ケタリト雖尙紙價ノ低落ヲ見ズ益昂騰スルノミ、時局克復ノ今日尙依然トシテ下落ノ傾向ナク印刷製本料亦高價ヲ持續セリ、加フルニ他ノ營業者ト異ナリ材料ノ騰貴ニ準シ定價ノ改正ヲ行ハンカ其ノ賣上ハ忽減少スルヲ

以テ營業上不得止最少限度ノ定價ニ止メ同業者ヘノ卸賣價格ヲ從來ノ定價ノ二割引ノ物ヲ一割引乃至五分引トナスモノ數多アリ、出版業者及販賣業者ハ假令賣上ヲ増加スルモ利益ハ反對ニ遞減スルヲ免レズ、又生活必需品其ノ他人心ヲ唆カス奢侈品ト其ノ性質ヲ異ニシ經濟界ノ動搖ニ影響比較的少ナシ所謂世ノ景氣不景氣ニ連レ賣高ノ増減ナキ性質ナルニ拘ラズ營業稅ハ出版業及販賣業トモ毎年増加スルノミニテ書籍業者ノ疲弊ヲ來スハ吾人ノ堪エル能ハザル所ナレバ左記ノ個條ニツキ當局ノ考慮ヲ煩ハス所以ナリ

一、時局ノ爲メ原料及工賃等暴騰ノ結果定價値上ゲニ對シ其ノ賣上高ハ増加シタルモ前陳ノ次第二テ利益ハ却ツテ減少セリ仍テ徵稅標準ヲ全然他ノ營業ト同様ニ推定セラレ毎年ノ増加ノ激甚ナルハ不當ナリ

二、流動資本ノ運轉ハ我出版業者ハ一ヶ年最少ニシテ四回最高八回以下ニシテ普通六回位トス故ニ流動資本ニ査定セラルルノ傾キアリ減少セラレタキコト

三、來年度政府收入豫算ハ例年ニ比シ其ノ額ヲ過大ニ見積レリサレバ實行上ノ違算ナキ爲メ強テ課稅ノ上ニ誅求ヲ加フルガ如キコト無キニシモアラズ之等ハ避ケラレタキコト

四、稅務官吏調査ノ爲メ營業所ニ出張セラルルコトヲ廢止サレタキコト

五、課稅上調査ノ不徹底ナル場合ハ取調ニ困難ナリト認メラレタルトキハ一應本組合ニ照會アリタキコト

大正八年三月二十八日

東京書籍商組合組長

大 倉 保 五 郎

東京稅務監督局長 多 胡 敬 三 郎 殿

### 第七節 營業稅免除の請願

出版業稅及び書籍雜誌の販賣稅免除の請求をなすため、大正十四年十二月、東京雜誌販賣組合ニ聯合の上、委



員を擧げて關係當局を歴訪し、左の如き請願書を提出し、且つその理由を陳述した。

出版業書籍雜誌販賣業營業稅免除ニ付請願

國家ノ隆昌ト國民ノ幸福ハ之ヲ教育機關ノ完備ニ俟タサル可ラス

政府ニ於テハ近ク稅制ヲ改廢整理シ國民福利ノ爲メニ最善ノ方法ヲ攻究中ニアリト東京書籍雜誌販賣業組合ノ前述ノ主旨ニ基キ現行營業稅法中出版業並ニ物品販賣業中ヨリ書籍雜誌業ヲ削除免稅セラレンコトヲ請願仕候

理由

一、圖書發行ハ國民教育ノ大本ニ基キテ文化ノ普及ヲ圖リ國民知識ノ向上發達ヲ主眼トシ以テ國家ノ基礎ヲ強固ニシ進ンテ文明ノ進展ニ貢獻スルニ外ナラス、其ノ事業タルヤ或ハ研究ニ或ハ實際ニ廣ク百科ニ互リ國家社會ノ發展ニ寄與シテ單ニ營利ヲ目的トスルモノニ非ス、之ヲ以テ常ニ尠ナカラサル危險ニ脅カサレツ、アリ、抑々人間生ヲ此世ニ享クル衣食住ニ缺タル所ナクハ足レリトスヘカラス苟モ國家ノ進展ト人智ノ發達ヲ圖ラントセハ之ヲ文字ニ求メサルヘカラス、維新以來六十年今や我國ハ長足ノ進歩ヲナシ、世界列強中有數ノ地位ヲ占ムルニ至レルモノ要スルニ皇威ニ因ルコト勿論ナルモ亦我書籍業者カ與ツテ力アルコトハ否ム可ラス、然モ日進ノ文化ハ一日ノ閑ヲ許ス可ラス、凡ソ知識ヲ啓發シ國民ヲ感化善導スルハ爲政者ト學者ノ職分ニシテ之ヲ大衆ニ頒チ一般ニ普及スルモノハ獨リ書籍アルノミト言フモ過言ニアラザルナリ

二、書籍ハ物品ニ非スシテ知識ノ源泉ナリ、之ヲ國民ニ普及スル方法トシテ冊子ト爲シテ頒布スルモノナリ、此意味ニ於テ明治四十四年以前ハ出版業ニ課稅ナカリシモノヲ誤ツテ其レ以來物品トシテ取扱ハル、ニ至レルモノナリ、知識普及ノ機關タル書籍ハ世界的ニ關稅ヲ免除セラレツ、アリ、知識ニ課稅スルハ抑々錯誤ノ甚シキモノナリト思考ス、彼ノ衣食食品ハ生活上缺クヘカラサル物ナルカ故ニ國民ハ必ス之ヲ購入スヘク從ツ

テ營業上ノ不安頗ル尠ナク豫定ニ近キ利益ヲ利得シ得ルモ、書籍雜誌ハ生活ノ餘裕アリテ初メテ購讀セラル、物ナルカ故ニ營業上ノ不安絶大ナルコト前者ト全然反對ノ位置ニアリ、然モ普通選舉ノ實施モ切迫シ、候補者及選舉人ハヨリ以上ノ常識ヲ養ヒ政治ノ何物タルカヲ知得セサレハ思想上由々シキ大問題ヲ惹起シ國家ノ前途ヲ危ウスルノ結果ヲ招致スルコトナキヤモ計ラレス、コノ常識ヲ普及シ國民教育ノ完全ヲ圖ルモノハ書籍雜誌ノ使命ニシテ出版業者ハ努メテ之ヲ安價ニ提供シ、國民トシテ一人モ無學者ナカラシメンコトヲ期セサルヘカラス

三、新聞紙ハ社會ノ報達機關トシテ最モ必要ナルモノナリ、政府ハ新聞紙法ニ依ル發行物即チ新聞紙及雜誌ニ對シテハ文化ノ普及促進ノ趣旨ニ依リ營業稅免除ノ特典ヲ與ヘラレタリ、コレ吾人ノ深く感謝スル所ナリ、而シテ出版業ハ文化ノ普及ニ貢獻スル所多大ニシテ此ノ點ニ於テ決シテ新聞紙雜誌ニ讓ルモノニアラス、寧ロ其レ以上ニ國民全般ノ知識ヲ支配スル使命ヲ有スルモノナリ、前者ニシテ既ニ免除ノ特典ヲ與ヘラレタル以上ハ同一若ハ其レ以上ノ公益事業タル出版業者ニ課稅セラル、ハ同業保護ノ上ヨリ看ルモ錯誤不統一タルヲ免レス當然出版業ハ新聞雜誌ト等シク均分的ニ免稅ノ特典ニ浴スヘキ事理明白ノモノタリ而モ其ノ以前ハ出版業ハ國民ノ知識啓發ノ機關トシテ免稅セラレタルモノヲ明治四十四年以降之ニ課稅セラルルニ至リタルハ前述ノ如シ

四、新聞雜誌ノ元取次業ハ新聞雜誌配給ノ機關トシテ免稅ノ特典ニ浴シツ、アルハ吾人ノ深く感謝スル所ナリ然ルニ書籍雜誌ノ販賣業者ハコノ特典ニ浴セスシテ凡テ課稅セラル、ノ現狀ニアリ抑々出版業ハ圖書ヲ發行シ之ヲ全國ニ普及スル方法トシテ是非共販賣業者ヲ經由セサル可ラス、然シテ其ノ關係ハ特別ナルモノヲ除キテハ他ノ營業者ト異ナリ凡テ家族的關係ニシテ代理販賣ノ形式ニヨリ一定ノ數量ヲ出版業者ヨリ販賣業者



ニ供給シ全ク出版業者ノ配布機關トシテ現品ノ集散ヲ取次キ其ノ方法等ハ凡テ出版業者ノ指揮ニ依ルモノニシテ文化ノ普及ヲ助成スル出版業ノ延長の共營機關ニ過キス故ニ是等書籍雜誌販賣業ハ當然免税セラルヲ至當ナリト信ス

五、出版業者ハ比較的重キ製造費ト販賣上莫大ナル廣告費ヲ負擔シ然モ其ノ結果ハ往々豫期ニ反シ相當ノ利益ヲ看スシテ損失ヲ招キ悲境ニ陥ルモノ尠カラス、其ノ他凡テニ對シテ他ノ營業ト異ナリ業務本來ノ性質上一定ノ正價ヲ以テ販賣セラル、ヲ以テ時價ヲ任意ニ變更スルコトヲ得サルカ爲メニ經濟界ノ好況時期ト雖賣價ニ異動ナク爲メニ不時ノ利益ヲ獲得スルコトナシ

六、書籍雜誌販賣業ハ全國的ニ販賣上ノ秩序ヲ保チ一定ノ正價ニ束縛セラレ、他ノ營業ノ如クニ獨自的販賣ノ自由ヲ許サレサルノミナラス自然販賣區間ヲ限定セラレ殊ニ同業規約ハ嚴正ニ之ヲ監視スル現狀ニアリ且多クノ場合代理販賣制ナルカ故ニ割引率僅少ニシテ然モ地方販賣業者ニアリテハ更ニ送費ヲ負擔セザサ可ラス殊ニ日用品トシテ消費物ニアラサル書籍雜誌ハ到底コレ等營業者ニ對スル一切ノ生活保證ヲ十分ニ爲ス能ハサル爲往々廢業ノ非運ニ逢過スルモノ亦尠ナカラサル實情ニアリ、コレ亦出版業同様其ノ營業ニ對シテ國家的ニ免税保護ヲ受クヘキ十分ノ資格アリト信ス

七、我當業ハ無意義ニ免税ヲ叫フモノニアラス、國民トシテ國家ニ捧クル奉公ノ念ハ頗ル篤ク一般國民トシテ負擔スヘキ諸税ノ如キハ進ンテ之ヲ負擔シ以テ國家ノ富強ヲ圖ルモノナリ而モ税制上ノ錯誤不統一タル出版業及書籍雜誌販賣業ニ對スル營業稅課稅ハ上述ノ事由ニ由リ之ヲ廢止セラレンコトヲ望ム

八、現下大災ノ影響ト世界經濟界不振ノ折柄營業者ノ經營困難ナルコトハ豫想以上ニシテ殆ント悉クカ萎縮沈滞シ其ノ結果十分ニ活動力ヲ發揮スルコト能ハサルニ至ランコトヲ虞ル、然レトモ文化ノ普及ハ一日モ之

ヲ等閑ニ附スルコト能ハス、奈何ニシテ此ノ難局ヲ切り抜ケ然モ將來ノ安定ヲ得テ益々國家ノ隆昌ニ盡瘁セシムルカヲ考慮セサル可ラス、茲ニ情ヲ具シ出版業及書籍雜誌販賣業ノ營業稅免税ヲ請願スル所以ナリ右特別ノ御詮議ヲ以テ御採擇相願度茲ニ及請願候也

大正十四年十二月五日

東京書籍商組合 組長 大 倉 保 五 郎  
東京雜誌販賣業組合 組長 林 平 次 郎

然るに政府は大正十五年、營業稅を廢し、新に營業收益稅を課すべく同法案を第五十一議會に提出し、その内容中、依然一出版業が存在するので、更に免税運動を繼續すべく全國書籍商組合聯合會を協調し、之れを全國的運動となし、同年二月八日貴衆兩議院へ請願書を提出し、且つ委員は關係當局を歴訪して陳情するところがあつた。

#### 第八節 發行者に薄き著作權法改正の請願

現行著作權法は著作者の利益保護を主眼とし、發行者の利益を輕視するの傾きあり、爲めに著作者對發行者の紛争が頻發する實情である、著作者の勞苦も然ることながら、我が當業者が巨資を投じ、幾多の危険を冒して著作物を世に出す苦心は決して之れに譲るものでない。然るに現行著作權法が著作者に敦く、發行者に薄いのは少くとも法の不備であるこの理由で、大正十五年（昭和元年）三月十二日左の如き著作權法中改正の請願書を組長大倉保五郎氏の名を以て衆議院に提出した。

請 願 書

現代ニ於ル文書圖書ノ刊行ハ普通ノ場合多クハ出版ヲ業トスル者ノ出資ニ依テ行ハレ出版營業者ハ常ニ其ノ著作



物ノ發行者タルヲ例トス然ルニ現行著作権法ニアリテハ發行者ニ關スル發行權保護ノ規定ナク著作家ノ立場ノミ  
ヲ重視シ發行者ノ共通の利益ノ保護ヲ公平ニ確保スル條項ヲ缺ク是レ圖書ノ出版ヲ獎勵シ文化ノ發達ヲ助長スル  
所以ニアラスト思考致候仍テ現行著作権法中加除改正ヲ請ヒ著作家及發行者ノ權利ヲ確立シテ其ノ關係ヲ調和シ  
相互ノ利益ヲ保全スルノ要アルヲ信シ茲ニ別冊著作権法中改正加除及其ノ理由ヲ具申候間特別ノ御詮議ヲ仰度謹  
而及請願候也

大正十五年三月十五日

東京書籍商組合組長

大 倉 保 五 郎

衆議院議長 粕 谷 義 三 殿

著作権法中改正加除ヲ請フヘキ箇條

著作権法第一條第一項中ニ左ノ但書ヲ加フ

但著作家カ出版ヲ業トスル者ヲシテ其ノ出資ニ依リ著作物ヲ發行シタル場合ニ於テ別段ノ契約ナキトキハ其ノ  
著作家ノ著作権ハ著作家及發行者ノ共有ニ屬ス

理 由

現行著作 權法ニ依レハ著作權ハ著作家ニ專屬スルヲ原則トス然ルニ著作家カ出版業者トノ契約ニ因リ出版業  
者ノ出資ニ依テ著作物ヲ發行シタルトキハ其ノ出版業者ハ發行者トシテ多大ノ出資ヲ爲スノミナラス其ノ著作  
物ニ關シ出版法ノ規定スル發賣禁止ノ場合其ノ他賣上ノ危險(損害)ヲ負擔スルモノナリ從テ其ノ著作物ノ運  
命ニ付キ出版業者ハ多クノ場合著作家ト同一又ハ其レ以上ノ利害關係ヲ有スルコト疑ヲ容レズ即チ出版法ニ對  
スル法律上ノ責任ハ著作家發行家同一ニシテ其ノ間差等ヲ認メス又著作家カ其ノ著作物ノ刊行ヲ出版業者ノ出  
資ニ依リ之ニ委託スルハ其ノ刊行物ニ關スル利害ヲ共通ニ爲サンコトノ意思ニ出ツルヲ常トス故ニ著作家ハ發

行者ノ意思ニ反シテ猥リニ其ノ著作物ノ絶版ヲ強ヒ又ハ發行者ヲ任意ニ變更スルカ如キハ出版業者ノ利益ヲ不當  
ニ侵害スルコト、ナリ延テ一般出版界ノ進歩發達ヲ阻止スルノ結果ヲ生ス故ニ著作家ト出版業者トノ間ニ於ケル  
出版契約ニシテ何等明示ナキ場合ノ著作物發行ニ付キテハ其ノ著作物ノ著作權ハ著作家ト發行家タル出版業者ト  
ノ共有ト爲シテ發行者ノ利益ヲ適當ニ保護スルヲ至當トス是レ但書ノ規定ヲ設クル必要アル所以ナリ

〔參照〕 著作権法第一條 文書演述圖書建築彫刻模型寫眞演奏唱歌其ノ他文藝學術若ハ美術ノ範圍ニ屬スル者  
ハ其ノ著作物ヲ複製スルノ權利ヲ專有ス

文藝學術ノ著作物ノ著作權ハ翻譯權ヲ包含シ各種ノ脚本及樂譜ノ著作權ハ興行權ヲ包含ス

同法第二條ニ左ノ但書ヲ加フ

但前條第一項但書ノ場合ニ於ケル持分ノ讓渡ハ他ノ共有者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

理 由

前項但書ノ規定ニ依リ著作家ト發行家トカ著作權ヲ共有スル場合ニ於テハ兩者ハ共通ノ利害關係ニ立ツモノニ  
シテ其ノ間ニ明約ナキモ兩者ノ法律關係ハ恰モ組合ニ於ケルト同シク著作物ノ刊行ヲ共同事業トシテ營ムモノト  
看做スヲ得ヘシ故ニ其ノ所謂共同事業ノ遂行ヲ圓滑ニシ相互ノ利益ヲ公平ニ保護スル爲メ各共有者ノ持分ノ讓渡  
ニ付テハ他ノ共有者ノ承諾ヲ要スルモノト爲スヲ妥當トス之ヲ著作家ノ方面ヨリ觀レハ發行者ヨリ持分ノ讓渡ヲ  
受ケタル者カ自己ノ信賴セサル出版業者ナルトキト雖之ヲシテ著作物ヲ發行セシムルノ餘儀ナキニ至ラシムル如  
キハ著作家ノ意思ニ反シ多大ノ迷惑ヲ之ニ及ホスモノナリ又之ヲ發行家ノ方面ヨリ觀レハ著作家ノ持分ノ移轉ニ  
因リ其ノ著作物ニ何等交渉ナキ第三者ト共同出版ヲ強要セラル、結果ト爲リ當初著作家ヨリ其ノ著作物ノ發行ヲ  
引受ケタル所期ノ目的ニ反スルニ至ル是レ此ノ規定ノ要アル所以ナリ



〔参照〕 著作権法第二條 著作権ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得  
同法第十條ニ左ノ三項ヲ加フ

第一條第一項但書ノ場合ニ於ケル共有者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ他ノ共有者ハ其ノ者ニ賠償シテ其ノ持分ヲ取得スルコトヲ得發行者カ其ノ業務ヲ廢シタルトキ亦同シ  
發行者カ營業ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ著作物ノ複製ヲ拒ミタルトキ著作者ハ相當ノ期間ヲ定メ發行者ニ對シ其ノ期間内ニ著作物ノ發賣又ハ頒布ヲ爲スヘキコトヲ催告スルコトヲ得但其ノ期間ハ一ヶ月ヲ下ルコトヲ得ス  
發行者前項ノ催告ニ應セサルトキハ著作者ハ發行者ニ賠償シテ其ノ者ノ持分ヲ取得スルコトヲ得

理 由

共有者ノ一人カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ他ノ共有者ハ著作物發行ニ因ル利益ヲ完全ニ保持スルコト能ハサルカ故ニ相當ノ償金ヲ以テスル持分ノ買取權ヲ之ニ與フルヲ適當トス發行者カ其ノ業務ヲ廢シタルトキハ著作者ニ對シテハ自ら又ハ他ノ出版業者ニ委託シテ其ノ著作物ノ複製發賣又ハ頒布ヲ爲スノ途ナカラサルヘカラス是レ著作者ニ持分買取權ヲ與フルノ要アル所以ナリ又發行者カ其ノ業務ヲ廢スルニ至ラサルモ營業不振ニシテ著作物ノ發行ヲ爲スノ資力ナキトキ又ハ故ナク著作物ノ發行ヲ肯セサルトキハ著作者ノ利益ハ之カ爲メ不當ニ毀損セラレ、ヲ以テ先ツ著作者ニ著作物發行ノ催告權ヲ與ヘ發行者其ノ旨ヲ履行セサル場合ニ於テ相當ノ償金ヲ拂ヒテ其ノ者ノ持分ヲ取得スルコトヲ得セシムルノ要アリトス

〔参照〕 著作権法第十條 相続人ナキ場合ニ於テ著作権ハ消滅ス  
同法第十三條ノ三トシテ左ノ規定ヲ設ク

第一條第一項但書ノ場合ニ於テ著作者カ其ノ著作物ノ發行ヲ拒ムトキハ發行者ハ其ノ者ニ賠償シテ其ノ持分ヲ取得スルコトヲ得

理 由

是レ第十三條ノ第二項ト同趣旨ノ規定ニシテ發行者ノ利益ヲ正當ニ保護センカ爲ナリ(第十三條第二項對照)

〔參照〕 著作権法第十三條 數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權ハ各著作者ノ共有ニ屬ス

各著作者ノ分擔シタル部分明瞭ナラサル場合ニ於テ著作者中ニ其ノ發行又ハ興行ヲ拒ム者アルトキハ他ノ著作者ハ其ノ者ニ賠償シテ其ノ持分ヲ取得スルコトヲ得但シ反對ノ契約アルトキハ此ノ限ニ在ラス

各著作者ノ分擔シタル部分明瞭ナル場合ニ於テ著作者中ニ其ノ發行又ハ興行ヲ拒ム者アルトキハ他ノ著作者ハ自己ノ部分ヲ分離シ單獨ノ著作物トシテ發行又ハ興行スルコトヲ得但シ反對ノ契約アルトキハ此ノ限ニ在ラス

本條第二項ノ場合ニ於テハ發行又ハ興行ヲ拒ミタル著作者ノ意ニ反シテ其ノ氏名ヲ其ノ著作物ニ掲クルコトヲ得ス

同法第三十四條ニ左ノ一項ヲ加フ

(第二項)

前項ノ規定ハ第一條第一項但書ノ場合ニ於ケル各共有者ノ間ニ之ヲ準用ス

理 由

是レ第一項ノ立法趣旨ト其ノ理由ヲ同ウスルモノニシテ各共有者ノ利益ヲ公平ニ保護スル所以ノ規定ナリ殊ニ著作物ノ賣行良好ナルモノニアリテハ他ノ出版業者ノ懇情ニ因リ又ハ著作者自身ノ發意ニ因リ著作者ニ有利ナル條件(印税値上)等ヲ提供シタル他ノ出版業者ヲシテ發行者ニ何等ノ通告ナク當該著作物ヲ複製發賣又ハ頒布セシ



ムルコト實際上其ノ例ニ乏シカラス本項ノ規定ハ此等ノ關係ヲ確保スルノ趣旨ニ出ツ  
〔參照〕 著作權法第三十四條數人ノ合著作ニ係ル著作物ノ著作權者ハ僞作ニ對シ他ノ著作權者ノ同意ナクシテ  
告訴ヲ爲シ及自己ノ持分ニ對スル損害ノ賠償ヲ請求シ又ハ自己ノ持分ニ應シテ前條ノ利益ノ返還ヲ請求スルコ  
トヲ得

同法第三十五條第一項中「著作者」ノ下ニ「又ハ發行者」ヲ加フ

理 由

是レ第一條第一項但書ノ場合ニ於ケル共有者全員ヲハ本項中ニ所謂「著作者」ト看做ス必要アルカ爲ナリ

〔參照〕 著作權法第三十五條 僞作ニ對シ民事ノ訴訟ヲ提起スル場合ニ於テハ既ニ發行シタル著作物ニ於テ其  
ノ著作者トシテ氏名ヲ掲ケタル者ヲ以テ其ノ著作者ト推定ス

無名又ハ變名著作物ニ於テハ其ノ著作物ニ發行者トシテ氏名ヲ掲ケタル者ヲ以テ其ノ發行者ト推定ス

未タ發行セサル脚本及樂譜ノ興行ニ關シテハ其ノ興行ニ著作者トシテ氏名ヲ顯ハシタル者ヲ以テ其ノ著作者ト  
推定ス

著作者ノ氏名ヲ顯ハササルトキハ其ノ興行者ヲ以テ其著作者ト推定ス

前記の著作權法中改正法律案の請願は衆議院の請願委員會に於て審査し同月二十五日の本會議に於て該請願は  
左の如く採擇せられた。

特別報告第四百五十三號

請願文書表第一一七八號

著作權法中改正ノ請願

東京書籍商組合組長 大倉保五郎呈出(紹介議員荒川五郎君外一名)

右請願ハ院議ニ付スヘキモノト議決致候依テ別紙意見書相添此段及報告候也

大正十五年三月二十四日

請願委員長 池田龜治

衆議院議長 粕谷義三殿

意 見 書

著作權法中改正ノ請願 東京書籍商組合組長 大倉保五郎呈出(紹介議員荒川五郎君外一名)

右請願ノ要旨ハ現行著作權法ハ發行者ニ特種ノ地位ヲ認ムルモ著作者トノ關係並相互ノ權義ヲ明カニシ著作者  
及發行者共通ノ利益ヲ公平ニ確保スルノ條項ヲ缺クハ遺憾トスルトコロナリ依テ發行者ノ權利ヲ確保スルノ規定  
ヲ設ケ其ノ關係ヲ調和セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付  
候也

大正十五年三月二十五日

衆議院議長 粕谷義三

### 第九節 關稅定率法改正反對運動

政府は第五十一議會に關稅定率法改正法律案を提出したが、同案中第十一類印刷紙、第九類クロスは現在に  
比し二倍乃至三倍の高率を課せんとしてゐる。之れ吾出版業者に影響するところ鮮なからざる問題なるを以て、  
本組合は日本雜誌協會及東京出版協會、中等教科書會と協調の上、聯合委員會を組織し、右の改正率を現行率の  
儘に存置されんことを議會に請願した。請願書の全文は左の如くである。



請願書

今回政府ヨリ議會ニ御提出相成候關稅定率法改正法律案中輸入稅表第十一類中第三六二號、第三六三號、第三六四號、第三六七號及第九類第三〇九號(以上別表參照)ニ依レハ印刷紙及クロース等ハ急激ニ關稅率ヲ增加シ中ニハ現行定率ニ比シ二倍乃至三倍ニ上ルモノ有之候此急激ナル關稅ノ增率ハ直ニ圖書及雜誌等ノ發行ノ上ニ大打撃ヲ與ヘ從テ國民知識ノ普及發達ヲ阻害スルコト多大ト存候依テ右輸入稅表中第十一類第三六二號、第三六三號、第三六四號、第三六七號及第九類第三〇九號ハ格別ノ御證議ヲ於テ現行ノ稅率ニ據置カレ候様被成下度茲ニ請願仕候

別表

第十一類	現行率	改正率	増
三二二 印刷料紙	和斤每百斤	英斤	和斤
、アートペーパー	二、四〇〇	一、八一五	六、六〇〇
二、其ノ他	、	九〇七	一、五五〇
甲、有色ノモノ	一、二〇〇	、	一、一七〇
乙、其ノ他	二、〇〇〇	一、五一二	二、二〇〇
丙、其ノ他	三、一五〇	二、三八一	四、五五〇
三六三 筆記用紙	三、一五〇	二、三八一	四、五五〇
三六四 圖畫用紙	三、五五〇	二、六八三	七、五〇〇
三六七 包裝用紙	一、七五〇	一、三二三	二、四〇〇
			、一八一
			三、九五〇
			、六五〇
			三、〇〇〇
			、四九〇
			、二六〇
			、三五〇
			、二〇〇
			、一五〇
			、一〇六〇
			、三、一八〇
			、四、二〇〇
			、四、九九〇
			、六、六〇〇
			、一、七〇
			、一、一七〇
			、一、六六三
			、三、四四〇
			、五、六七
			、三、九五〇
			、六五〇
			、三、〇〇〇
			、四九〇

第九類  
三〇九 ダブツクバイン  
ダースクロース

二〇、〇〇〇

三四、〇〇〇

一四、〇〇〇

今回關稅ヲ增率セラレントスル「アートペーパー」其他ノ印刷紙及「クロース」等ハ専ラ圖書及雜誌等ノ印刷並ニ製本用ノモノニ屬ス抑モ圖書雜誌ノ國民教育上最重要機關タルハ今更説明ヲ要セス然モ之カ製作ニ缺クヘカラサル前記ノ諸材料ハ内地製品ニ於テモ勿論技工發達セルモノアート雖モ、未タ外國製品ニ比シテ及ハサルモノ少カラズ中ニハ全ク内地ニ於テ製造シ得サルモノアリ從テコレ等輸入品ニ對シ過大ノ稅率增加セラレハ

一、是等ノ諸材料ニ依テ製作セラレタル圖書及雜誌等ノ販賣價格ノ昂騰ヲ招致シ知識ノ普及人文發達ニ多大ノ障碍ヲ來ス  
二、輸入洋紙ノ價格昂騰ハ必然的ニ内地製紙ノ價格騰貴ヲ誘ヒ内地製紙ノ價格騰貴ハ聽テ國定教科書、中等學校教科書用及其他圖書雜誌ノ定價ヲ昂騰セシメ國家ノ最大重要ナル教育事業ニ對シ一大支障ヲ來ス  
要スルニ此增率カ我國文化ノ進展ニ恐ルヘキ影響ヲ及ホスコトハ今更云フヲ俟タサル所ナレハ宜シク現行ノ稅率ニ據置カラル様改正案ニ修正ヲ加ヘラレ以テ文教保護ノ實ヲ全フセラレントコトヲ切望ノ至リニ堪ヘスコレ本請願ヲ提出スル所以ナリ

大正十五年二月五日

東京書籍商組合組長 大倉保五郎  
日本雜誌協會々々長 星野準一郎  
東京出版協會々々長 目黒甚七



## 第十一章 組合創立二十五週年紀念會

大正元年は組合創立二十五週年に相當し、盛大なる紀念祝賀會を舉行する筈であつたが、圖らずも明治天皇の崩御に會し、諒闇中なるを以て一切の華美を廢し、十一月六日、神田青年會館に於て極めて質素に紀念會を催し多年功勞ある役員を表彰し、且つ紀念品を贈呈した。當日組長大柴四郎氏の朗讀せる式辭は次の如くである。

式 辭

維時大正元年十一月六日、我東京書籍商組合ハ茲ニ創立二十五週年紀念會ヲ舉行ス、抑モ本組合ハ明治二十年十一月六日ノ創立ニシテ、當時ハ東京書籍出版營業者組合ト稱シ極メテ微々タル一小團體ニ過キサリシカ爾來國威ノ興隆ト伴ニ出版業モ大ニ進歩シ從テ我組合モ漸次基礎ノ鞏固ヲ加ヘ今日ニ及ヘリ、是即チ我組合員諸君カ協心一致以テ組合ニ澗カレタル熱誠ノ美果ニシテ本日斯ノ式典ヲ舉クルニ至リタルハ誠ニ同慶トスル所ナリ而シテ竊ニ思フニ、我組合ハ他團體ニ比較シテ甚シキ遜色ナカラシカト、然リト雖モ、名譽アリ歴史ニ富メル我組合ハ現状ノ施設ニ對シ未タ以テ其精神ヲ遺憾ナク發揮シ得タリト謂フニアラス、時代ハ交々新陳代謝シ前途ハ洋々海ノ如シ、乃チ本日ノ式典ハ我組合カ向上促進ノ一階段ニシテ更ニ企畫スヘキ案件ハ間斷ナク襲來セリ、仍テ今後我組合員諸君ハ尙一層和衷共同ノ努力ヲ與ヘラレ彌々同業者ノ福利増進ヲ圖リ益々組合基礎ノ健實ヲ期待シ、次回ノ祝典ニ於テハ今日ヨリ數倍ノ盛況ヲ實現セシメンコトヲ切望ノ至ニ耐ヘサルナリ、聊カ蕪辭ヲ連ネ之ヲ式辭トス

## 第十二章 定價販賣實行と全國聯合會成立

書籍雜誌は多年割引販賣が行はれ、その割引率も小賣店に依り或ひは一割引或ひは一割五分引となし區々一定せず、爲めに弊害の伴ふものも尠くなかつたが、組合の總會に於て決議の結果、愈々大正八年十二月一日より全國一齊に定價販賣を實行することに決定し、その旨新聞廣告に依り社會に發表した。尙ほ右定價販賣を全國的に勵行し、全國同業者共通の利福増進を圖るため、同年十一月二十二日、全國書籍商組合聯合會が成立し、本部を東京に置き、最初の會長に林平次郎氏が推選された。

## 第十三章 關東大震災火災の犠牲

### 第一節 慘死者五十有餘名

大正十二年九月一日午前十一時五十八分、突如關東地方に大震災起り、之れが因をなして各所に火災を發し、東京市は山の手を除き八分通り焦土と化した。爲めに組合員にして類焼の厄に遭ひるもの九百五十六名の多きに達し、組合事務所も亦全部烏有に歸した。

而してこの大震災の與へた損害は有形の財産のみに止らず、組合員及びその家族、從業者中五十餘名の慘死者を出せしこゝは悲痛の極みである。此等の不幸なる犠牲者のため同年十二月一日、組合主催の下に上野寛永寺に



於て大追悼會が催されたが、慘死者の氏名は左の如くである。

- |         |         |        |         |
|---------|---------|--------|---------|
| 故岡村庄兵衛  | 故鶴岡五郎   | 故石山七郎  | 故市島定次郎  |
| 故伊藤爲次郎  | 故河津虎之助  | 故菊池安之助 | 故菊原誠三郎  |
| 故小室松太郎  | 故佐伯芳藏   | 故鈴木治郎  | 故高田喜太郎  |
| 故高橋藤次郎  | 故中村道四郎  | 故西村長四郎 | 故増田彦太郎  |
| 故横須賀寅吉  | (以上組合員) |        |         |
| 故石山カツ   | 故石山愛子   | 故石山文子  | 故石山三枝子  |
| 故石山欣一   | 故石山ヨシ子  | 故石山澄子  | 故石山マツ   |
| 故石山仁太郎  | 故石山ミチ   | 故寺内ウメ  | 故伊藤サダ   |
| 故市島ゑい   | 故市島治子   | 故市島つる  | 故伊藤はる   |
| 故伊藤榮治   | 故内田いさ   | 故岸敏夫   | 故近藤たけ   |
| 故佐伯うめ子  | 故長谷川やす  | 故長谷川サト | 故長谷川忠七郎 |
| 故長谷川勝太郎 | 故深谷リョウ  | 故深谷憲雄  | 故矢野達雄   |
| 故山本かん   | 故山本岩太郎  | 故山本豊子  | (以上家族)  |
| 故福島春次   | 故福田幹雄   | 故坂光三   | 故溝口末之丞  |
| 故水谷銑吉   | (以上従業員) |        |         |

### 第二節 圖書拂底と中間景氣

右、震災のため當業者及び個人、圖書館等の藏書の焼失せる部数は無慮幾百萬部に達したと云はれてゐる。殊に出版書肆全滅の結果は書籍供給の途全く絶たれ、中央、地方共に書籍の大拂底を來し、幸ひにして類焼を免れた書肆の在庫品は、善悪新古を問はず、何れも出拂ひの有様となり、一種の中間的景氣を現出した。

一方、罹災書肆は一はこの急需に應ずべく、また一は復興のため百方活躍狂奔したが、何分活版、製本所及び關係業者は山の手の一部を除き全滅したので、仕事の進行意の如くならず、中には名古屋或ひは大阪方面まで進出して急場の凌ぎをつける状態であつた。

従つて印刷、製本代等の工賃は自然に釣上げられたが、この一時的奸景氣を見て俄に新規開業するものが續出したのこ、罹災該業者の復興で忽ち生産能力過剰を來し、今度は反對に工賃の激落を來す等、流石に常規を失する現象も多かつた。

### 第三節 委託品計算と火災保險

次に發行書肆の取次店に對する取引關係は委託契約で、賣れた品だけに對しては代金を拂ひ、賣残り残本は返品する商習慣になつてゐる。所で震災のため各取次店の在庫品及び取次店より小賣店に對する委託品焼失のため其の計算は中々面倒になつたが、各取次店は協議の結果商品受渡期日を標準として支拂率を定め、焼失した分は委託者即ち發行元の損失として何等の紛争もなく解決がついた。

尙ほ震災の苦き經驗に依り各大取次店は雑誌の委託品に對し火災保險を附することに決定した。保險は一個年



分の委託金額を見積り、之れに對する保険料金を發行元より徴收する代り、萬一罹災焼失の場合にもその代金を支拂ふことにしたのである。只だ震災保険は未だ無いから、震災の場合は例外なること勿論である。

#### 第四節 復興後第一次の大市會

震災は大正十二年九月一日で、各發行元は十月の圖書大市會及び個人特賣期を眼前に控へ、在庫品の充實に努めた際であつたので、その損害は意外に大なるものがあつた。同年十月の圖書大市會は止むを得ず中止し、翌十三年二月、復興後第一次の大市會を開催したが、その賣上高は十九萬二千八百餘圓に上り、前年に比し約三十萬圓の増加であつた。

### 第十四章 銀行破綻の影響と善後策

以前東京の書籍商は日本橋から芝方面がその中心地であつた。尤もその頃の書籍商といふのは出版業者は比較的少なく、和漢の書物を扱ふ小賣店が多かつたのは云ふまでもない。ところで學校教育が旺んになり、出版業が興隆するに共に、中心地はいつの間にか神田方面に移つてしまつた。神田は諸學校の淵藪であり、學生の巢窟であると共に、また出版業者は、書籍商の密集地たる觀を呈するに至つたのである。

この出版書籍業者を目當てに起つた譯でもあるまいが、神田には中井、村井、近江、十五、安田、住友、川崎等の各銀行支店が多く設けられ、就中村井、中井、近江、十五は我が業者との取引關係が極めて密接であつた。そこで昭和二年四月突如捲き起つた金融界恐慌のため此等の諸銀行は轡を並べて倒産し、之れがため打撃を蒙つた

同業者が少くなかつたのは當然である。

而して政府は同年五月三日臨時帝國議會を開き、恐慌善後策のため補償法案を附議することになつたので、我が組合は右補償法中に休銀をも包含せしめ平等に預金者を救済せられたき旨を請願することに決し、四月二十八日、左の請願書を大藏大臣、日本銀行總裁、東京商業會議所會頭に提出した。

請願書

東京書籍商組合ハ財界ノ安定ヲ圖ル爲メ日本銀行非常貸出ノ補償法案中ニ休業銀行ヲモ包含シ其ノ預金者ヲ救濟セラレンコトヲ希望致候

理由

近頃銀行ノ休業頻出シ經濟界ノ安定ヲ缺キ候結果、此危急ヲ緩和スル爲メ其ノ應急策トシテ支拂猶豫令ノ公布ヲ見ルニ至リ、而シテ政府ハ臨時帝國議會ニ日本銀行非常貸出ノ補償法案ヲ提出セラル、ト聞ク、該法案ハ現下財界ノ混亂ヲ回復スル上ニ最善ノ方法タルコトハ言ヲ俣タズ、コレ以上ノ方策ハ之ナカルベクト存ゼラレ候、然レドモ、其ノ内容ノ如何ニ依テハ或ハ一方ニ偏シ、公平ヲ缺クノ惧レナキヤ懸念致候、其レハ要スルニ、補償法中ニ、既ニ休業シタル銀行ヲモ包含スルコトガ合理的デアリ且當然ノ義ト存候、コレハ陳述スル迄モナク、休業銀行ノ預金者ハ、其ノ預金ヲ引出ス事ヲ得ズ、拱手傍觀、自己ノ財産ヲ運用シ得ラレズ、日夜何程ノ損失ヲ招クヤト危惧ヲ抱キ、非常ニ困憊ノ極ニ達シ居候、コレ等多數ノ預金者ヲ救濟セザレバ救濟ノ旨趣ヲ没却シ、經濟界ノ安定ハ永久ニ得ル能ハザルモノト思考致候、故ニ救濟ニ差等ヲ設ケラレズ、既ニ休業シタル銀行ヲモ補償法ノ惠澤ニ浴セシメ、彼等ヲシテ速ニ整理ヲ遂ゲ、其ノ開業ヲ促進シ、浮動セル今日ノ財界ヲ安定ニ導キ、人心ヲ鎮靜ナラシムルヤウ御考慮相煩シ度及惘願候也



昭和二年四月二十八日

東京書籍商組合組長 大倉保五郎

大藏大臣 高橋是清殿

日本銀行總裁 市來乙彦殿 (各通)

東京商業會議所會頭 藤田謙一殿

## 第十五章 圓本の出現と勞働爭議

### 第一節 圓本時代

大正十五年十月、改造社が突如一冊一圓の『現代日本文學全集』を發表するや、業界は一樣に疑惑の眼を向けて其の成行を觀望してゐた。云ふのは此全集は菊判並製六號ルビ附二段組五百頁内外一圓で、從來の定價の半値以下であつたからである。勿論大量生産といふ觸れ込みではあつたが、其の聲が當時として事新らしいばかりか餘りにも採算を無視した無鐵砲の舉措に見えたので、一般に驚異を感じしめたのは無理もない。

然るに愈々蓋を開けて見るに結果は意外然り意外にも良好であつた。而も一舉にして三四十萬の讀者を獲得したる實が明になつた。そこで初めて大量生産の實體が明になり、吾も吾も其の跡を追うてつひに圓本時代を現出したのである。同全集以降昭和四年上半期までに圓本並に準圓本の刊行せられたもの其の數約三百種を算した事實に徴しても如何に業界に大なる衝動を與へたか判る。

圓本が社會的に齎した功盆は讀者の領域を著しく擴大したこゝである。之れまで普通單行本の初版の單位は

一千部で、中には異數の賣行を示したものもないが、概して四五千部も賣れたものは上成績の部に數へられてゐた。在來の全集物にしても亦然りて、恐らく一萬以上の讀者を得たものは其の類が極めて少ないであらう。然るに圓本の或る物が假令一時的にせよ三四十萬の讀者を吸集し得たこゝは劃期的の成功で、多年狭い境域に閉ぢこめられてゐた日本の讀者層を一思ひに打開した鴻績は寔に没す可らざるものがある。

精確の數字は明かでないが、圓本全盛期の總發行部數は約二百六十萬部に達した云はれてゐる。之れ恐らく圓本以前に比し約十倍以上の驚くべき膨脹で、従つて出版業それ自體はいふまでもなく、印刷、製本、製函、取次小賣其他あらゆる出版關係者の上にも、之れに順應する規模の擴張、技術の進歩、設備の改善等を促した利益は擧げて數ふることが出来ない。

併し利のある半面、害も亦之れに伴うのは免れ難い。即ち圓本熱熾烈を極めた結果、忽ち市場は生産過剩を來し讀者は圓本に食傷して中途解約者續出し、爲めに多少の犠牲者さへも出だし、折角の好企圖をしてお祭騒ぎに終はらしめんとする傾きを呈したのは遺憾せざるを得ない。

### 第二節 勞働爭議

出版界が圓本に刺戟され、急激なる膨脹發展を遂ぐるに共に、店員の雇傭關係の上に決裂を生じ、忌むべき勞働爭議を惹起したこゝも逸す可らざる事實である。之れは必ずしも圓本の副産物とは云ひ難いが、社會相の推移につれ、丁稚小僧制度に或る龜裂を生じた矢先、内面的には圓本の出現に依る經營組織の變革、外面的には外來思想に依る國民思想の動搖に伴ひ、内外相抱合して不祥事を醸成したものを推せられる。

其の發端は京都の弘文堂に起つた店員爭議であつた。次で東京の北隆館、東海堂、大阪屋號、岩波、巖松堂、



丸善等に續生したが、何れも割合に早く圓滿解決を告げたのは喜ばしい。

### 第十六章 組合員の分布状態

本組合員二千六百三十七人(昭和二年六月一日現在)の職業別とその分布を記せば左の如くである。

區郡	出版・販賣	出版業	販賣業	合計
麴町區	五	五	四	一四
神田區	三	三	三	九
日本橋區	三	三	三	九
京橋區	二	二	二	六
芝橋區	二	二	二	六
麻布區	一	一	一	三
赤坂區	一	一	一	三
四谷區	一	一	一	三
牛込區	一	一	一	三
小石川區	一	一	一	三
本郷區	一	一	一	三
下谷區	一	一	一	三
浅草區	一	一	一	三
本所區	一	一	一	三
合計	二六	二六	二六	七八

之れに由つて觀れば總計に於て第一位は神田で、第二位は本郷、第三位は豊多摩郡(新宿、中野方面)第四位は荏原郡(澁谷方面)第五位は北豊島郡(池袋、巢鴨方面)第六位は牛込の順序になる。併し出版、販賣兼業及び出版專業に付て云へば第一位は矢張り神田で、第二位は麴町、第三位は本郷、第四位は日本橋、第五位は牛込の順序になる、また以て斯界の趨勢を卜知するに足るであらう。

### 第十七章 創立以來の正副頭取組長

明治二十年十一月組合創立以來昭和四年に至る正副組長は左の如くである。創立より明治三十四年までは頭取副頭取を唱ひ、明治三十五年以降、組長、副組長を改稱したが副組長を置かず、明治三十六年以後は一名の副組長を置いた。

▲組長(頭取) 原亮三郎、長尾景弼、小柳津要人、大柴四郎、大倉保五郎

區郡	正頭取	副頭取	合計
深川區	二	一	三
荏原區	九	一	一〇
豊多摩郡	五	一	六
北豊島郡	四	一	五
南豊島郡	一	一	二
南足立郡	一	一	二
南葛飾郡	一	一	二
合計	一七	一〇	二七



▲副組長 (副頭取) 稻田政吉、小林義則、長尾景弼、小柳津要人、赤坂龜次郎、白井練一、辻敬之、宮川保  
 全、江草芥太郎、鈴木敬親、大柴四郎、大倉保五郎、三樹一平、林平次郎、江草重忠、上原才一郎

### 第十八章 累年組合收支計算表

組合創立以來最近に至る累年の組合收支計算を比較せば次表の如くである。

年次	収入	支出	損益	累計
明治二十一年	九五五・二七〇	九二〇・九〇六	三三・三六四	三三・三六四
明治二十二年	五五八・六四三	四八〇・一七九	七〇・四六四	一〇三・八二八
明治二十三年	七七八・五五二	四八二・二四四	三〇〇・三〇八	四〇四・一三六
明治二十四年	六四四・五三三	七五五・七七一	一一一・二三八	二九二・八五八
明治二十五年	六〇一・九八四	八四七・七五三	二四五・七六五	六十八・〇九三
明治二十六年	一・三三六・二二一	一・三四一・九七七	五五・七五四	一二三・八四七
明治二十七年	四四七・五二四	四二一・九七七	二五・五四七	一五〇・三九四
明治二十八年	五九七・一七七	五八八・〇四八	九・一二九	一五九・五二三
明治二十九年	七〇八・六五五	五七一・六三九	一九七・〇一六	三五六・五三九
明治三十年	二五九・四五二	六八八・七九四	四二九・三四二	八〇五・八八二
明治三十一年	六七九・五三三	五九一・八二二	八七・七一五	八九三・六〇七
明治三十二年	一・〇〇三・一六〇	九四四・四四五	六五八・二八五	一、五五一・八九二
明治三十三年	二、四八二・七七〇	二、三三三・七八五	一、一四九・九八五	二、七〇一・八七七

明治三十四年	二、五九九・三三〇	一、〇一九・二五〇	一、五〇〇・〇八〇	二、二五一・〇四〇
明治三十五年	二、八三一・〇五〇	一、三三四・八七五	一、四九七・一七五	三、七〇八・二一五
明治三十六年	四、九五三・九一〇	一、五五五・一九〇	三、三九八・七二〇	七、一〇六・九三五
明治三十七年	一、三四八・三三五	一、四七九・〇三五	一、〇六九・三〇〇	八、一七六・二三五
明治三十八年	四六二・一三〇	二、七九八・一四〇	二、三三六・〇一〇	一、八四〇・二四五
明治三十九年	五、八七一・九五五	四、〇一八・六〇〇	一、八五三・三五五	三、六九三・六〇〇
明治四十年	五、三三〇・九八〇	二、八一五・三三〇	三、五一五・六五〇	七、二〇九・二五〇
明治四十一年	五、四〇八・五五〇	二、八七〇・五〇〇	二、五三八・〇五〇	九、七四七・三〇〇
明治四十二年	三、二四二・八七〇	三、三五〇・五五〇	二、一〇七・六八〇	一、六三九・六二〇
明治四十三年	四、六二〇・八三〇	六、七五三・三四〇	二、一三二・五一〇	三、七七七・一三〇
明治四十四年	二、六五五・八三〇	三、五八二・一一〇	九二六・二八〇	二、八五〇・八五〇
大正元年	七、一〇一・五三〇	七、二二五・二五〇	一一四・七二〇	二、九六五・一七〇
大正二年	四、七八八・三二〇	三、〇二八・八三〇	一、七五九・四九〇	四、七二四・六六〇
大正三年	三、〇九三・五一〇	三、七三三・八五〇	六四〇・三四〇	五、三六五・〇〇〇
大正四年	三、三五四・一七〇	二、六八四・六五〇	八六九・五二〇	六、二三四・五二〇
大正五年	四、一七二・九九〇	三、五〇五・三三〇	六六七・七〇〇	六、九〇二・二二〇
大正六年	六、五九五・三五〇	四、一八六・六三〇	二、三〇八・七二〇	九、二一〇・九四〇
大正七年	一〇、五八四・九一〇	五、九三四・〇四〇	四、五五〇・八七〇	一三、七六一・八一〇
大正八年	一七、二九〇・三二〇	一七、〇六七・六〇〇	二、二二二・七二〇	一五、九七九・〇三〇
大正九年	一三、八四六・一五〇	一三、七三四・九〇〇	一〇一・二四六	一六、〇八〇・二八〇
大正十年	一四、五七四・〇六〇	一、五五〇・六〇〇	一三、〇二三・四六〇	二九、〇〇三・七四〇
大正十一年	一四、〇〇三・五三〇	一、五八二・八九〇	一二、四二〇・六四〇	四一、四二四・一〇〇



大正十二年	二・四七・五〇〇	三・三六・〇四〇	一〇・六四・五〇損	三・七九・二二〇
大正十三年	一七・〇三・〇〇〇	三・六九・八〇〇	七・四八・七八〇損	五・三〇・三四〇
大正十四年	二・五六・六五〇	一八・一三・四〇〇	三・四五・二五〇益	八・七六・五九〇
大正十五年	三三・七九・二五〇	三六・五三・七〇〇	七・五〇・三〇〇損	七・九五・〇七〇
昭和十一年	五九・六四・一五〇	五七・六五・六五〇	二・〇八・五〇益	九・九〇・五七〇

## 第二編 各團體沿革史

### 緒言

東京書籍商業界には東京書籍商組合の外に東京出版協會其他の各種團體があつて、夫々別個の活動をなしてゐる。之れ等の各團體は云はゞ東京書籍商組合の支流で、合流して東京書籍商組合を形成するものを見てよい。只だ全國書籍組合聯合會は、全國各府縣の組合を統轄するもので、爾餘の各團體は自ら立場を異にするこゝは事新らしく説明するまでもない。

## 第一章 東京出版協會史

### 第一節 大正時代

東京出版協會の前身は東京圖書出版協會で創立は大正三年十月二日である。創立當時の會員は四十八名で、會長に大橋新太郎、副會長に大倉保五郎、幹事に林平次郎、森山章之丞、三樹一平、大柴四郎、大葉久吉諸氏が擧げ、事務所は日本橋區本材木町の東京書籍商組合事務所に併置した。

加入金は初め拾圓で、後に五十圓になつた。

大正四年五月、創立後第一の事業として會員發行圖書の分類目錄十萬五千冊を印刷發行し、全國の書籍業者へ極めて廉價にて頒布し多大の効果を収めた。次で五、六年を引つゞき三回發行した。

大正五、六年は歐洲大戰亂に際會し、印刷及び製本の諸材料暴騰のため、出版物は日一日に定價引上げの止むきに至つたが、此間協會は製紙業者と會見して紙價遞減について協調を計り、或ひは政府當局に陳情をなす等相當に活躍した。

大正六年中、讀賣新聞と折衝して、會員發行圖書の聯合廣告を試みた。是れ後年指定新聞聯合廣告の先驅である。

大正七年二月、會名を『東京出版協會』と改め、且つ規約に修正を加へて役員制度を更改し、幹事を廢して協議員（定員二十名）を設け、會長に大倉保五郎、副會長に林平次郎氏を互選した。

大正十年春、第一回聯合通信市を開催し、爾來毎年の行事となつた。

同年、會長及び副會長は書籍雜誌商組合の組長及び副組長と重複せざるものを選ぶこととなり、其の結果、會長に三樹一平、副會長に目黒甚七氏が互選された。

同十一年、協議員の定員を二十五名に増加し、會長に三樹一平、副會長に目黒甚七、和田利彦兩氏を擧げた。同年『新刊月報』を創刊した。



同十二年一月、會員の寄附金に依つて新事務所を京橋區新八丁堀に營繕し、三月十六日移轉した。

同年二月、貴衆兩議院に對し出版業免稅の請願をなしたるも希望は達せられなかつた。

同年七月から『新刊月報』を毎月定期に發行することになつた。

同年九月一日大震災に見舞はれ、協會としても總てのものを喪失したが、取りあえず假事務所を牛込育英書院内に置き銳意復興に努力した。

同十三年一月、會長に目黒甚七、副會長に和田利彦、山崎信興兩氏を推舉した。

同年二月、京橋大日本圖書會社の一室に假事務所を移した。

同年六月、東京朝日新聞を協會の指定新聞となし、會員發行圖書の聯合廣告を掲出した。後ち次第に擴張して時事新報、大阪朝日新聞及び地方の有力新聞五社を之れに加へた。

同年十一月、中等教科書協會と提携の上、相互會員の寄附金に依つて神田小川町に敷地を購入し、事務所の新築に着手した。

同十四年一月、副會長和田利彦氏退き、江草重忠氏が之れに代つた。

同年二月、新事務所が竣工したので之れに移轉し、三月二日披露會を催した。

同年、政府は出版法の改正に着手し、立案を進めつゝあることを知り、特別委員は若槻内相と會見して希望を述べ、九月十七日、内務省より平田圖書課長及び久慈事務官は協會事務所に出張し、協會員全部と懇談を遂げた。

同年十二月十日、協會出身の増田、永田、星島、加藤四代議士を日本橋俱樂部に招請し、年來の懸案たる『發行權の確立』及び『營業稅全免』問題に付意見を交換した。

同十五年二月、出版業免稅に關して政府に陳情書、兩院に請願書を提出し、また製本材料關稅据置に關し、他

の同業團體と聯盟して下院に請願書を提出した。一方に於て協會立案の『發行權法案』が脱稿したので、前記協會出身四代議士賛助の下に法律案として下院に提出された。然るに折柄政府提案の『出版物法案』は不評のため握り潰しの厄に遭ひ、同時に協會の『發行權法案』も亦審議未了に葬られた。

同十五年中、文藝家協會並に日本雜誌協會と協同して、發賣禁止制度の改善に關し内務大臣と會見し、希望覺書を提出した。

## 第二節 昭和 時代

昭和二年一月、地方取引改善に關する『地方取引規程案』を可決した。

同二年には前年から引續いて對議會運動が試みられ、二月二十四日『出版權法案』が衆議院に提出された。同案は三月十一日の本會議に上程され、三たび委員會の審議を経たが、一方に於て政府提出の『出版物法案』の不信任的握り潰しの捲きごへを喰つて又も審議未了の儘會期を了つた。

同年七月、東京の新聞社聯合と提携して、出版物の運賃遞減に付鐵道大臣に陳情した。併し希望は達せられなかつた。

同年八月、新聞、出版、作家の各團體代表者は内相官邸に招かれて、萬國著作權保護同盟條約の改訂會議に關する懇談會あり。協會は東京書籍商組合と合議作成せる詳密なる意見書を内務大臣に提出し、尙ほ帝國代表として出席さるゝ諸士を招き意見の交換を遂げた。同改訂會議は翌三年五月羅馬に於て開かれたが、協會から提出した意見の大部分は貫徹した。

同年十一月の臨時總會に於て規約修正案が可決された。改正の骨子とする所は協會組織の地域を明確にした事



役員の任期を二ケ年に改めた事、規約修正に假決議制を廢し、特定多數決制とした事等である。  
同三年二月舉行した第八回通信市は『優良圖書聯合特賣』の標語を用ひ、出品點數を制限し品種を精選したので好評を博した。

同年三月、東西有力四新聞の十三段制實施に伴ふ廣告料値上問題が突然して一波瀾を生じた。協會では日本雜誌協會と提携して聯盟を作り、緩和の對策を講じて奏功した。

同年七月、取引上に至便なる全國書籍商特選名簿を編纂發行し大に歓迎された。

同年十一月、

今上天皇陛下御即位大禮に際し目黒會長は本協會を代表して宮内省に出頭、賀表を捧呈した

同年十一月、東京日日新聞、大阪毎日新聞を、十二月、中國新聞、京城日報を指定新聞に加へた。

昭和四年二月豫て計劃中の『最新學校圖書館總覽』が出来たので豫約者へ配本し、殘餘の分は會員寶文館の一手專賣に委託した。

同年四月、近時有力新聞社が普通出版物を發行すること頻々たり、一般出版業者が少からず危惧を懷きつゝ、ある現狀に鑑み、目黒會長外委員七氏は東京朝日新聞社營業局長石井光次郎氏と會見し之れが手控へ方を種々懇談した。

同年五月、圖書分類目錄五萬冊を印刷、豫約者に順次配本した。

同年六月、本會指定新聞に臺灣日々新聞、滿洲日報の二紙を加へた。

同六月、商工省工業品規格統一調査會より、紙寸法規格統一に關する照會に對し、特別委員を設けてこれが調査を爲し答申した。

同年八月、本會事務所に於て出版權法並に著作權法制定に關し、當該調査擔當の小林内務事務官、大木囑託、廣川屬の三氏來會、本會よりは會長以下特別委員出席して第一回懇談會を開催し二時間餘に亘つて意見の交換をなした。

同年九月、東京書籍商組合に於て規約の改正審議に際し、小賣業者の加入につき距離制限を設けんとするの議あるに對し九月十二日協議員會を開き協議の結果左の如き反對意見を東京書籍商組合及全國書籍商組合聯合會に傳達した。

謹啓本會は近時圖書販賣業者の組合加入につき距離制限を設けんとするの議あるを聞き本月十二日の協議員會に於て該問題に付き協議を遂げ左の通り決議致候

一、圖書販賣業者の組合加入及營業所移轉につき距離の制限を設け若くは著しく加入を困難ならしむるが如き條件を設くることは相當ならずと認む

右協議員會の希望に因り御通知申上候間貴組合に於ても右決議の趣旨十分に御斟酌相成度此段得貴意候 敬具

昭和四年九月十三日

東京出版協會 會長 目 黒 甚 七

同月、創立十五週年記念優良圖書聯合特賣會を開催し、同十月記念特典たる福引の抽籤を行つた。

同十月、東京會館に、安達内務、小橋文部、依商工の三大臣外諸名士を迎へて、盛大なる創立十五週年の記念式を舉げ、創立以來の功勞者大倉保五郎、林平次郎、大葉久吉の三氏に感謝狀及特製銀花瓶を贈り、尙、増上寺で物故會員四十八名の追悼會を舉行した。

同十一月記念事業の一たる「圖書分類カード」出來し、希望者に頒布した。



現在（昭和四年十月）の會員二百三十一名にして出版業者の全班を網羅し斯業の中心機關となつてゐる。  
現在の役員

會長目黒甚七、副會長山崎信興、江草重忠

協議員

林平次郎、大倉保五郎、大葉久吉、星野準一郎、大野孫平、上原才一郎、渡部涉、佐藤義亮、藤田知治、龜井  
豊治、榊原友吉、松邑孫吉、福永文之助、坂本嘉治馬、三樹愛二、矢島一三、和田利彦、中土義、小林又七  
辻本卯藏、石川寅吉、杉山常次郎

## 第二章 中等教科書協會史

中等教科書協會は明治卅七年故三樹一平氏等の主唱によつて、同業者の親睦を計り斯業の改善及發達を期する  
爲め創立されたものである。創立當時の會員は二十餘名、會長には三樹一平氏が就任し、事務所は初め日本橋の  
東京書籍商組合の事務所所に置き後神田の南明俱樂部に移轉した。會費は毎月三圓を徴し事業として毎年一回中等  
教育諸學校職員録を發行し會員及各學校に頒布した。

當時は未だ今日の如く中等教育の必要が普く國民に理解されなかつたので、各府縣共師範學校中學校農商學校  
を通じて五六校に過ぎず従つて生徒の數も尠なりし爲め中等教科書出版界は微々として振はず、其の總賣上高  
も年額百餘萬を數ふるに過ぎなかつた。されば各發行元共一般的な書籍雜誌發行の傍ら中等教科書を出版するこ  
云ふ有様であつた。明治卅八年都下の有力中等教科書出版元の大部分が各店教科書の全部を持ち寄り明治圖書株

式會社を組織した時の總資本金が、參拾萬圓であつたのを見ても、如何に當時の中等教科書の出版が、小規模の  
ものであつたか想像される。それで協會にしても、前記職員録發行の外別には是れ云ふ仕事は無かつたのであ  
る。

明治四十一年會長三樹君が病氣になつたので副會長を置くことになり、文學社小林義則君が副會長に選任され  
た。

大正五六年の頃歐洲大戰の爲め洋紙印刷製本材料等暴騰したので、臨時定價を附することを政府に陳情し容認  
する所となつた。

大正十年會長三樹君が東京出版協會の會長に就任したので小林義則君が會長に、東京開成館事務渡邊良助君が  
副會長に就任した。

大正十二年の大震災には大部分の業者が災禍に遭遇したが教科書たるや一日も忽にするを許さざるをもつて各  
社共一時大阪方面へ假營業所を設け應急の策を講じた。

大正十三年東京出版協會提携の下に新事務所を建築することに、協會員の寄附を仰いで神田區小川町に  
敷地を購入し、直に建設に着手した。

大正十四年二月新事務所が落成したので之に移轉し、三月二日に披露會を催した。

大正十五年、震災後大阪及京都に有力な中等教科書出版元が出来たので、六月關西支部を設置し、事務所を大  
阪市西區南堀江通り大阪書林俱樂部内に置き、支部長に鈴木常松君が就任した。

大正十四年六月會長小林義則君が逝去し、次で副會長渡邊良助君が東京開成館事務を辭し同社顧問となつたの  
で、同十五年一月會長に富山房坂本嘉治馬、副會長に明治書院森下盛衛君が就任した。



昭和二年、同業者中學校職員に對し露骨な採用運動を爲す者あり、いろ／＼な弊害を伴ふ虞れあるにより學校へ對して一切斯様な運動をしないことを申合せた。

協會の沿革は大略前述の如くであるが、今に於ては中等教育の普及に伴ひ中等學校の數も著しく増加して總數三千五百五十三校に及び従つて中等教科書の總賣上高は年額一千餘萬圓を超過するに至つた。而て之と共に中等教科書發行元の數も激増し全國を通じて八十九名の會員を有し、毎年諸學校職員錄に教科書配當表を作つて會員及各學校に配布してゐる。

現在の役員は

會長 坂本嘉治馬、副會長森下盛衛、幹事 目黒莚七、大葉久吉、松本繁吉、上原才一郎、龜井豊治、檜山友藏、辻本卯藏、杉山常次郎

關西支部

支部長 鈴木常松

幹事 柏佐一郎、永澤信之助

### 第三章 全集發行者協會史

全集發行者協會は昭和三年十一月、全集物發行者によつて設立された。本協會を設立したのは、大阪、京都二府十二縣の取次業者をもつて組織する昭和會より原價値引の交渉を受けたので發行社は各社共通の立場から同一一致の對策を講ずる必要上左記十九社をもつて組織し幹事に新潮社、講談社、改造社の三社を挙げ事務所を新

潮社内に設けた。

岩波書店、博文館、日本評論社、平凡社、東方書院、中央美術社、改造社、第一書房、婦人の友社、興文社、講談社、英文學社、アルス、朝日新聞出版部、春秋社、春陽堂、新潮社、世界戯曲全集刊行會、小學館。

昭和會對全集發行者協會のの前記値引交渉の顛末については、昭和四年一月一日附發行出版タイムス第六十六號及同年三月一日附發行同紙第六十九號の記事を轉載した。

關西二府十五縣の取次店をもつて組織する昭和會は去る十月十九日大阪寶文館に於て幹事會を開き議案として近來圓本販賣により行詰れる中次業及び小賣業の現状の轉回策と販賣方法改善の件を附議し柏常任幹事より案の内容を詳細に説明し種々討議の結果、大體次のような成案を得た。

- 一、現状ノ行詰ヲ打開スルタメニ全集物ノ定價ニ對シ三％ノ値引ヲナサシメルコトヲ全集物發行者ニ交渉シ而シテ其ノ値引シタルモノヲ小賣業者ニ提供シテ小賣業者ノ經濟的増進ヲ圖ルコト
- 一、値引交渉ノ成立シタル上ハ本會ハ發行者ノ來場ヲ求メ本會區域内ノ小賣業者ノ會合ヲ催シ、解約ノ防止返品ノ遞減、賣掛金ノ回收等斯業一般ノ改善ヲ議シ即時實行シ三％ノ値引ノ犧牲ヲ補償セシムベク其ノ實現ヲ期スルコト

而して右成案は會長岸本榮七常任幹事柏佐一郎、矢部外次郎、前田正次郎等關西取次店の大立物が昭和會を代表して上京し各發行者を歴訪して交渉することに決した。

昭和會を代表した前記四氏は十一月二十一日來京し直ちに各發行所を歴訪し新潮社を皮切りに二十五日まで五日間ぶつ通しに全集物發行社十九社の代表者ミ夫々會見し交渉するところあつたが發行社側は何れも昭和會の成案をもつて現状の行詰を打開するの適策なりとし豫め應諾した向も尠らずあつたが他社との關係もあり一應發行



者協會に諮つて確答する旨を答へたので四代表は以外の收獲を豫想しながら引き擧げ幹事會に報告した。

昭和會交渉の成案に對し發行者協會においては同年十二月一日總會を開き協議したが會員中には積極的に右成案を支持せんとするものもあつたが、大多數は經營難に直面せる今日これを容るゝの餘地なしと云ふに一決し左記文書をもつて十二月五日昭和會折角の成案を拒絶した。

### 拒絶回答全文

拜啓貴社愈々御隆盛の段賀奉 upper 候陳者過般御出京各發行所御訪問御懇談の件に就ては即座に御回答申上兼候事情有之本月一日全集發行者協會を開會し慎重協議致し候次第に御座候

御申出の議については元取次側よりも懇々の御話有之御希望の點は深く念慮におき協議致し候次第に御座候へ共何しろ豫約物故最後迄一定部數を保ち得るものも信じたるに破約者は豫想外に多く

而かも全然豫定せざりし返品さへも或る程度引取ることを餘儀なくせられ其他の損失も意外に多く各發行所は何れも豫算は著しき齟齬のため目下非常の悲境に悩み居候有様に御座候さりとて今更發行中止もならず責任上困難を堪へ居り候向からず候様の事情此の上正味歩引又は運賃負擔さいふやうの儀は到底思ひも寄らざることに一同同意見にて結局既刊全集物は是非其現状のまゝにて御取扱ひ願上るより外無之のことに御座候間右に御了承被成下度此の段得貴意候也

尙向後發行の場合には御希望も斟酌し何分の考慮を加ふることは相成るべく候も既刊物に對しては何卒此の上の御交渉殊に各發行所個々への御交渉は平に御許し被下候様御願申上候

昭和三年十二月五日

敬具

全集發行者協會（イロハ順）

岩波書店、博文館、日本評論社、平凡社、東方書院、中央美術社、改造社、第一書房、婦人の友社、興文社、講談社、英文學社、アルス、朝日新聞出版部、春秋社、春陽堂、新潮社、世界戯曲全集刊行會、小學館

大阪寶文館

柏 佐 一 郎殿

右全集發行者協會の拒絶回答に接した昭和會は發行者協會協議の結果は全然その期待を裏切つたこと、て常任幹事協議の上下回答に對し十二月十二日昭和會總會を開催し一切の顛末を報告するに共に之れが對策について協議したが、急迫せる今日、事態の轉回策は一人小賣業者のみならず取次店、發行者各自の現状打開であるにも拘らず斯くの如き回答を發せられたるは我々の到底承服出來ざるところであること云ふに一致し直ちに全集物發行者協會並に各發行所に對し左記文書を發送したが同文書に依れば前交渉の際に於ける成案中の三%を今度は一%に變更し再度懇請の事情を具陳し十二月二十五日迄に回答を求めた

### 發行者協會へ再度懇請の全文

拜啓貴會益々御隆盛奉大賀候 陳者十二月上京發行者各位に御懇談申上候全集値引の議につき貴協會員各位御協議の結果に依り御回答相成正に拜受仕候本會に於ては十二月十二日京阪神總會を開催し一切の顛末を報告し協議いたし候處代表として上京の節當會の申出を諒せられ損益を度外視して値引の承諾を言明せられ候向も幾多有之候にも不拘意外の御返事相受候專にて到底承服し難き旨決定いたし個々の發行者各位へ再應懇請致可事に決議致し候條貴會よりも本會申出の趣旨達成方御盡力相煩し度重而得貴意申候

敬具

發行者各位に發送又一葉添付

昭和三年十二月十五日



發行者協會御中

各發行業者へ再度懇請の全文

拜啓貴店益々御隆盛奉大賀候陳者去月本會代表者として親しく御訪問御願申上候全集値引の件今次全集發行者協會として御回答の御趣旨に關し本月十二日京阪神昭和會總會を開催協議いたし候處「御回答に承服難致旨」一致いたし候「御申越 御事情の

一 破約者多きこと

二 返品受入の止むなきに到りしこと

三 其の他の損失

に就ては元より本會に於ても御同憂に堪へず候へ共其の原因は累年の財界不振、讀書階級の倦怠、類書の濫發長期の豫約による讀者の倦怠、廣告宣傳費の過大濫費、頁數の増加運賃の關係、販賣業の急激なる業務の擴張に伴ふ經營の増加等諸點に於而當初の御考慮に算を生じ居候義には無之哉と被存候

現時各地小賣業者の華客は一舉にして廣汎となり配本の周到に賣掛回収の綿密を缺ぎ破約の整理亦秩序を保たず經費は累加して利潤は遞減し回収不能を増加して頗る難色有之支拂は不良となりて取次業者の金融を硬塞す

るに到り候。若し如斯にして推移せむか取次業者にして支拂困難に陥るものなきを保し難く此の状態は漸次急迫して當然發行所各位に波及すべきを深憂罷在候元より本會は私慾を専らにして徒らに難きを強ふるものに無く各取次業者現下の經營狀態及經費と利潤の比較等實に寒心すべきものあるも暫く厘毫を私せず曩に申出たる三%の値引を取消し小賣業者のために定價に對する一%の實價の値引を懇請し一意小賣業者の收益の増加と經營の支出に便し業務の改善と賣掛回收方の策を樹て、自他共に急迫せる事態を回避いたし度、斯は大局より遠觀して相互甚大の利益なりと信するものに之有候希はくば本會提唱の趣旨を許容せられ僅少の犠牲によりて直面せる危険を緩和せられ候様いたし度貴店御独自の御立場に於而來る十二月二十五日まで何分の御返事賜はりたく奉懇禱候

敬 具

追而幸に御承諾を得候はば一月分御發行の分より御實行相願度本會に於而區域内小賣業者の會合を催し報告を爲すと共に併而解約の防止返品の遞減代金の回収等業界一般の改善を圖るべき考に有之候其の際は貴發行所各位の御光臨を得て一層効果を甚大ならしむべく期待いたし居候に付勉めて御出席願上奉候

昭和三年十二月十五日

昭和會代表

岸 本 榮 七  
柏 部 佐 一  
矢 部 外 次 郎  
前 田 正 次 郎

岸 本 榮 七  
柏 部 佐 一  
矢 部 外 次 郎  
前 田 正 次 郎



(外各社宛のもの凡て同文)

更に昭和會より原價一%の値引交渉を受けた發行者協會は之れに對し緊急總會を開き種々協議するところあつたがその結果左記文書をもつて昭和會再度の交渉案をも拒絶した。

拜復

十二月十五日付御通知に關し同月二十一日全集發行者協會臨時總會を開催し各發行者への個々の御要求につき協議を遂げ候處前回御回答申上候通りの事情にて遺憾ながら御要求に應じ兼候事に同意見一致いたし候次第各個の回答を略し此段御回答申上候也

昭和三年十二月廿四日

東京全集發行者協會

昭和會御中

右回答を接受した昭和會に於ては大坂實文館に於て臨時幹事會を開き右回答について協議するところあつたが列席者の殆んさは交渉當初の見解のごとく現在發行者側が返品残本より生ずる損害、並に解約防止の方法及び販賣普及方法等の改善を期するには小賣業者の經營改善を圖る外なく而してこれによつて一面刻下窮迫に直面せる小賣業者の經濟狀態を緩和するために發行者側に於て一%の値引をすることは發行小賣兩者の利益なりこの信條を飽まで主張し斯業行詰の状態に一脈清新の氣を入れんご云ふに一決したが本交渉を發行者協會に諮ることは、發行者中に即ち經營困難なる狀態にあるもの尠らず到底意見の一致を見ること困難とし交渉當初の計畫通り發行者個々の問題とし交渉するを可としこれが上京委員に岸本、柏、矢部、前田の四氏を擧げ再度の直接交渉を煩はすこととした。

かくて前記上京委員四氏は一月二十一日大阪發二十一日より更に發行者を個別に訪問することになつたが、折柄上京中であつた廣島の丸岡才吉氏も一行に加はり三日間に亘り種々説得するところあつた。その結果經濟狀態の良好なる發行者に於ては刻下の狀況已むを得ざるものとし本交渉を協會を離れて發行者個々の交渉にする昭和會の希望に添ふ意嚮に傾いて來たが、最初協會の問題とした關係で直ちに即答し難く一應個々の問題とするか否やを協會に諮り決定することの諒解を得て、上京委員は一先づ引擧げ協會の回答を期待したが、協會の回答は、協會を離れて個々の交渉をすることは、協會其のもの、存在を無視することとなるので、これ又拒絶するの已むなきに至つた旨を回答した。茲に於て昭和會は其の最後の交渉も不調に終つたので此の上の交渉を繼續せんことをおいては斷然積極的行動に懇へる外途なきに至つたけれども、かゝる行動に懇へてまでも目的を貫徹せんことを如き意志は交渉の當初より抱いてゐたものでもなく、且つ又、積極的行動によつて必らずしも良結果の得られべき筈のものでもないの、遂に暗黙の裡に本交渉案を納めたのであつた。

然し此の交渉あつて以來全集發行者は協會が昭和會交渉の當初「爾後の出版からは考慮する」と聲明した如く其の第一番に平凡社が「菊池寛全集」の發行に際し小賣店仕入原價八五掛を八三掛に値引したので初めとし爾後各社より發表された全集は悉くこの例に倣つたのであるが、此の頃にあつては既に全集物は下火の傾向にあつたこと、て一般小賣業者は只管既刊全集物の値引を期待して已まないものがあつた。

#### 第四章 日本雜誌協會史

日本雜誌協會は初め東京雜誌組合と稱し、大正三年三月に創立した。當時雜誌は濫賣の弊甚しく、延いては品代



金支拂の滯滞を來し斯業の發達を阻害する虞れがあつたので、此等の弊害を矯正し共存共榮を圖る目的の下に生れたのである。

創立當初の會員は八十一社で、創立總會に於て幹事十五名を擧げ、幹事長に大橋新太郎氏が當選した。即ち規約を定め、販賣規定を設け、更に全国的に雜誌販賣組合の設立を促し雜誌販賣上の統一を計つた。尙同年十月、各府縣の代表者百餘名を東京に招待して本組合設立の趣旨を傳へた。

大正四年、雜誌一覽表を作製して一萬部を全國販賣店に配布した。これが雜誌一覽表の嚆矢である。

大正六年、歐洲大戰の影響を受け諸物價騰貴し、印刷料用紙價等數倍に昂騰したので、之が調節を計るため當局及議會へ請願運動をなし、また雜誌運輸の圓滑を計るべく年々當局へ陳情した。

大正十二年、歐洲大戰後の經濟界は混亂状態に陥りたるも印刷料は依然低下せぬので、重なる印刷業者と會見し料金値下げを懇談した。

同年九月一日關東地方大震災の爲罹災組合員二百餘社に及び損害は實に莫大であつた。仍て組合は發行者及元取次の仲に立ち支拂及諸般の交渉案件を圓滿に解決した。

大正十三年五月、臨時總會を開き、日本雜誌協會を改稱し、幹事長を會長と改め、會長には増田義一氏が就任した。尙ほ規約及販賣規定を修正し、分科規定を設け、總雜誌を十四分科に類別し、事情に依り所屬分科會に於て決定したものを幹事會で承認することになつた。

同年十月、各地方の代表者を招き、本會が日本雜誌協會を改稱した理由を徹底せしめた。

大正十四年、元取次店が取扱雜誌に火災保險を附して安全を圖り、十五年關稅率法改正案に於て修正を請願した。同年會長に博文館、副會長に文教社が選任された。

昭和二年、出版物法案に付き決議し、内閣問題に付き内務大臣に請願し、又内務大臣の諮問事項たる萬國著作権條約改正にこの意見を答申した。

昭和三年三月大朝、大毎、東朝、東日四社が十三段實施を敢行し突然廣告料金の値上を行つたので協會は東京出版協會の有志と提携して聯盟を組織し、單價引下げを四社に交渉し成功した。

昭和四年一月、會長に實業之日本社、副會長に東京社が選任された。

同年六月、商工省工業品規格統一調査會から判型統一案に付き諮問されたので、東京書籍商組合、東京出版協會中等教科書協會、中央雜誌會と協議し答申書を提出した。

本會の會員は現在四百七十四名

現在の役員

會長實業之日本社(増田義一)副會長東京社、會計監督東京堂

幹事、東京堂、東海堂、北隆館、大東館、小學館、博文館、政教社、婦女界社、主婦の友社、研究社、ボケツト講談社、淺見文林堂、講談社、中央公論社、新潮社、婦人の友社、改造社、正光社

## 第五章 小賣業展望

東京の新刊書籍雜誌販賣界を觀察するに、相對する二大勢力の存在してゐることが分る。その一つは市内販賣業者の大部分を擁する東京圖書雜誌小賣業組合であつて、他は郡部販賣業者より成る東京書籍雜誌販賣業聯合會である。尤も、聯合會の役員中會長の本間龍藏君を始め中川、平林、石塚、松井、酒卷、中山等の幹事諸君は同時



に小賣業組合の幹事を兼ねて居つて、小賣業者としての立場から出版大取次業者等に對しては常に共同戦線を張るこゝになつてゐるから、只地理的關係に依つて二つの組合に分れてゐるものを見做すことが出来る。然しながら聯合會創立當初の頃は必しも然らず、當時市内小賣業組合の幹事が東京書籍商組合及び直接營業上利害關係最も深き東京雜誌販賣業組合を壟斷し、殆ど郡部販賣業者の意志を無視し稍專横の振舞あり、且新加入者の許可に關して屢々醜態を演じた事に對する反感が動機となつて鞏固なる團體を組織し之を基礎として組合方面に進出し又大衆的運動によつて出版大取次方面に對し有利な展開を試み、以て近來動もすれば退嬰的に陥り勝な小賣業組合を刺戟せんとしたものである。而して當初聯合會の創立に對し大取次及市部小賣業組合の幹事は可成り疑惑の眼をもつて迎へつゝも、反面又彼等何事を爲し得るものぞ蔑視してゐたことは争はれない事實であつた。然るに此の新興團體たる聯合會々員中には新進有爲の士が在つて、相倚り相踏つて着々會礎を固めるに共に活潑なる活動を始め、興文社の小學生全集に對し不賣同盟の決行をなさして斯界を驚かしめた。而して昭和三年一月の東京書籍商組合評議員選舉には七名の當選者を出して所期の効果を收め、次で同一月廿一日の東京雜誌販賣組合の幹事選舉には十三名の候補者を立て、必勝を期したが、市部側幹事の策動する所あり之れが爲め二名の郡部幹事の裏切行爲に依つて聯合會は脆くも一敗地に塗れ悲憤の涙を呑んだ。かくて其の後聯合會は紛糾を重ね一時は解散の危機に頻したが、再び組織を變更して更生を計り、昭和四年一月の東京雜誌販賣組合の幹事選舉には水も洩らさぬ策戦計畫を立て美事に勝を制し、一舉に十三名の幹事を組合に送つた。是より先き小賣組合の副組長塚越郁四郎君は前年來の形勢に憂慮し小賣業組合と聯合會との妥協成立に盡力する處あつたが効を奏せず交渉遂に決裂し兩者劃策を運らして選舉に臨んだ結果、前記の如く小賣業組合の慘敗に歸し同組合の有力幹事が轡を並べて落選するに至り、爲に組長大塚周吉君の鼎の輕重を問はれた程であつた。

抑もこの選舉に於ける小賣業組合の敗因を探ぬるに、第一、前年度の經驗に依り聯合會を見縊りたること、第二、市内小賣業者の首肯すべき何等の主張を有せざること、第三内部が二派に分れて統制意の如く行はれざりし等その主原因であつた。是に反し、聯合會側は制限距離の延長、運賃問題其他營業上に重大關係ある問題解決の必要に迫られて居る爲結束頗る固く、選舉委員長伊藤操君の下に七支部より各二名の委員を出して秩序整然たる運動を爲したるによる。かくて三十名の幹事中、郡部十五名(内十三名が聯合會に屬す)市部十名(外に林組長及大取次四軒)となつて全く従前と正反對の現象を呈した。

この選舉(昭和四年一月)後起つた特異な情勢としては市内に於ける小團體の設立である、この小團體設立の目的は多々あるもの主たるものは選舉母體の養成である。即ち本年の苦き經驗により將來組合役員たらんことをには只單に小賣業組合に依存してゐたわけでは不安なる爲め各地区毎に設立したもので一月以來六月までに組織されたものに江東書籍雜誌商組合、中央陸會、富登美會及市郡聯合東京書籍雜誌商親交俱樂部等が夫れである。

この中親交俱樂部は會員も市郡に亘りその目的も前三者は稍異つてゐるが、歸する所は同志の反目により今春小賣組合を脱退して孤立的立場に在る福田滋次郎君等の選舉母體たるに外ならぬ。

上述の如く郡部聯合會の據頭と親交俱樂部の出現に依つて小賣業組合も大いに刺戟を受け諸組合の政治に對しても大いに緊張して従前よりも活潑なる態度を執るに至り、又聯合會に對しても従來の蔑視的態度を改めて相協調して事に當り、兩者の間柄が漸次融和して來たことは其の一面に販賣業者の勢力増大を意味するものでなければならぬ。而して親交俱樂部が會報を發行し主唱者福田君が組合の諸行政につき意見を公表してゐるのに對し、小賣業組合も隔月一回發行の會報を毎月發行に改め、編輯者土屋近君が筆陣を張り、聯合會亦會員多數の意見を蒐集して毎月發行の會報誌上(編輯は中川謙君)に之を紹介してゐるのは、販賣業者が言論機關を利用し同業者



の自覺を促しもつて斯業の福利増進を計らんとするにあつて、近年に於ける特異なる現象を云はねばならぬ。本年八月小賣業組合より東京書籍商組合へ提案された書籍販賣店の距離制限案は業界の重大問題として一大センセーションを捲き起し、東京書籍商組合に於ても屢々臨時評議員會を開き論議を重ねたのである。抑もこの距離制限案たるや、東京雜誌販賣業組合は大正八年以來嚴格に之れを勵行し來り、殊に本年郡部聯合會が多數の幹事を選出するや従來の内規たる二丁乃至三丁を更に延長し、場所によつては五丁以上を爲したので殆ど新加入の餘地なきに至つたが、今度は之れを書籍にまで及ぼさんとしたものである。東京圖書雜誌小賣業組合の案による制限距離は六〇米にして左の除外例を設く、一、七年以上書店に勤続したもの、二、學校附近及讀書に特別の關係ある場所三、百貨店等である。

然るに此の案は出版業者が強硬に反對する所となり、又雜誌販賣を兼營するに非ざれば小賣店の經營殆ど不可能なる今日既に雜誌販賣業組合の距離制限によつて加入制限の目的を達してゐるのであつて、實際問題としては書籍の距離制限は殆ど直接の利害關係は伴はないので販賣業界の大勢は飽くまでも正面衝突を避けて圓滿解決を期し現状は、無期延期の状態に置かれてゐる、或は本問題は此のまゝ、自然消滅するか、尙相當の紛糾を呈するかは今日之れを豫測することは出来ぬが、之れを要するに以上略述したことによつて見ても、かく小賣販賣業者の團體的行動は年一年増大し、單に組合行政のこのみに止まらず、利害の相反する出版業者との對立關係を益々複雑に、或は意識的抗争の状態に導くものも推測される。(昭和四年十月記)

### 第一節 東京圖書雜誌小賣業組合小史

東京圖書雜誌小賣業組合は大正八年に創立された。當時に於ける販賣業者の勢力は實に微々たるものであつて、

何事も出版元及び大取次店の意の儘に行はれ東京書籍商組合の評議員に列してゐる者でも評議員會の席上で意見を述べることすら潜越視される程であつた。然るに此の年より販賣業者多年の希望であつた定價販賣が實行されて濫賣の弊より救はれたのこゝ、同年東京雜誌販賣組合で、規約を改正して新規加入者の距離制限制度を設け加入金を貳百圓に増額して加入者の濫入を防ぎ得たので、小賣業者の營業上の不安は著しく除去されたが、更に百尺竿頭一步を進めて販賣者のみの團體を作り、團結の力に依つて營業上の諸問題を有利に解決すべく、塚越郁四郎樋川晴造、山本芳之助其の他の諸君が發起となりて大いに同志の糾合に努めた。而も當初は出版元及大取次店へ對する氣兼ね組合運動に對する無自覺から賛成者少く創立總會に臨んだ者は極めて少數で、會の前途に對し一抹の暗影をすら投じた程であつた。而して會長には至誠堂加島虎吉君を、副會長には塚越郁四郎君を推し大いに會員の勧誘に勤めた結果會員の數も三百餘名に増加し更に副會長に大塚周吉君を迎へ、かくて本組合は有力な團體となり、組合を背景として東京書籍商組合評議員に進出を試み、出版業者の方面よりも注目されるに至つた。その後組長加島君は同店發行の井上辭典の原價遞減問題で自繩自縛のジレンマに陥つたのこゝ大取次店として小賣業組合長の職に在るの矛盾を感じ在任三年にして職を、し、大塚君が後を襲ふて組長に就任し副組長の補欠には福田滋次郎君が選任され、茲に始めて名實共に小賣業者の組合となつたのである。會費は創立當時より引きつゞき毎月拾錢であつたが、昭和二年改めて貳拾錢とした。現在組合には基本金として一千數百圓を蓄へ、尙本年六月より毎月會報を發行し、頗る活氣ある言論を掲載してゐる。事務所は創立當時より日本橋區元柳町一の山本芳之助君方に置いた。

組合の事業としては雜誌原價の遞減に就て大取次店に交渉して成功したこゝ、包紙の共同製作、支拂日の變更、圓本の發行を可能ならしめた等々列擧に遑ない程であるが、創立以來最も小賣業組合の力を發揮したのは大正十



四年至誠堂破綻の時である。當時市内の小賣店約二百五十軒は各々至誠堂に三百圓の信認金を入れて取引してゐたが、同店の破綻と共に此の信認金を返還する能はず、他の債権者と同様の取扱を受けねばならぬ事になつた。然るに同店には他の小賣業者に對し相當額の貸があるので、この品代金を取り立て、信認金を返還せん小賣業組合を背景に、強硬に交渉し、遂に主張を貫徹して、大に販賣業者を利した。本組合は前述の如く小賣の營業上の利害得失を研究し共同の利益に對して盡力する爲に設立されたものであるが、敢て過激な主張をなし是を實行に移して出版業者と衝突するが如きことなく、飽くまで穩健に、一歩一歩販賣業者の向上を計り來つて今や東京書籍商組合にも多數の評議員を送り、全國聯合會に對しても三名の常任幹事を出すなど頗る有力な存在になつた本年六月には東京書籍商組合に對し書籍販賣者に對する距離制限案を提案し大いに出版側と論議する所あつたが問題は未解決の儘残されてゐる。

因に現在の幹事は左の諸君である。

組長 大塚 周吉 副組長 塚越 郁四郎

### 第二節 東京圖書雜誌販賣業聯合會小史

大正八年より書籍の定價販賣が全国的に勵行され、引きつゞき東京圖書雜誌小賣業組合の創立に依つて、東京市の販賣業者の地歩は漸次改善されて來たが、隣接郡部の同業者は市部の夫に比較して營業上幾分不利な状態に置かれてゐたのみならず、販賣業者唯一の有力團體たる東京圖書雜誌販賣業組合の幹事も殆んど市部業者が獨占し、郡部業者の意志は兎角閑却され勝であつた。然るに大震災後隣接郡部の著しき膨張發達に伴ひ圖書雜誌販賣業者の數も激増した爲め同一立場に在る郡部業者の利益擁護を目的としての團結成り、昭和二年五月東京書籍雜誌販

賣業聯合會が創設された。即ち從來各郡に散在した城南組合、都南睦會、昭和會、山の手會、城北睦會、城西懇和會の七小會を聯合したもので、會長に林五郎君、副會長に土屋宏君を推し二十一名の幹事を置き内五名を常任とした。かくて創立早々發行元及大取次に懇談して豫約出版物の解約に對する返品制度及休止中の讀者よりの復活制度を取り極め、その他包紙の共同製作、雜誌書籍配給方法の改善等につき大いに盡力した。

昭和三年一月東京圖書雜誌販賣業組合幹事選舉の事より會内大に紛糾したが、同五月總會を開き懇談會を催し大いに會員の融和を圖つて、陣容を新にした。而して會長には土屋宏君副會長には本間龍藏君が推された。

昭和四年規約を改正し、從來の小會を支部とし各支部に支部長を置き幹事は計二十五名と副會長一名を増員した。同年七月より毎月會報を發行するこゝし中川謙君が之を擔當した。

右の如く本會は創立後未だ幾干も經たぬが隣接郡部の販賣業者の大部分を網羅し、會員五百餘名、而して新進氣鋭の士を幹事に推し熱心に會の發展を圖つてゐる、

因に現在の役員は

會長 本間 龍藏 副會長 小澤 作次郎  
同 平 林 正 男

### 第三節 東京圖書雜誌販賣業組合小史

東京圖書雜誌販賣業組合は大正四年に創設された。之より先き雜誌の濫賣と同業間の競争に依り疲弊の極に達した大取次は同憂の發行元と相諮つて大正三年三月日本圖書協會を創立し雜誌の定價販賣を實行して販賣界の混亂を防止したが、更に一層之を勵行して斯業の圓滿な發達を計るべく翌年市内及隣接郡部の販賣業者及雜誌發行元大取



次が共同して、本會を組織したのである。然しながら創立當初は販賣業者の全部を網羅するに至らず會員の數は約二百餘名で事務所を本郷區本富士町の日本堂内に置き布川甲三君が専ら事務に當つた。而して第一回の會長には東海堂河合晋君、副會長には東京堂大野孫平君が推され十五名の幹事を置き會費として毎月二十錢を徴した。創立當初より大正五年迄は組合の重なる仕事は定價販賣の勵行で従つて幹事は殆ど之に没頭し、附帶問題として景品添付を取締つてゐた。

大正六年に至つて組合員中雜誌回覽を業とする者が現はれたので、一般組合員の營業に影響するを慮り、之が取締の爲め規約を改正した。

大正八年、組合員全部が渴望してゐた加入に關する距離制限案が總會を通過して販賣業者の既得權は確實に保護さるゝに至つた。而して最初參圓であつた加入金は漸次五圓拾圓三十圓に増加し遂に二百圓となり距離制限と共に既設店舗は一種の權利となつたのである。

大正十一年五條勵行委員を選任し一層定價販賣を勵行するに共に割引行爲を取締り、景品添付を禁じ、組合員外への取引並に回覽業者への供給に就ては定價及割引の如何を問はず嚴重に處罰する爲め之を常設した。

此の年には福田滋次郎君金子富太郎君を始め新進氣鋭の新幹事が十餘名選出されたが、此等の諸君は組合革正の目的を以て、夫れ迄不問に附せられて居た回覽業者への供給者を調査し斷乎として處分に附した。而て取引停止及除名處分に附せられたる稻井きよ、宮崎よねの二名は組合を相手取つて決議無効損害賠償の訴訟を提起した。之に對し組合は直に幹事會を経て總會を開き今村力三郎氏を代理人として之に抗爭した。而して二審、二審も組合の勝訴に歸し昭和三年十二月大審院の控訴棄却に依つて組合の勝訴となつた。

大正十三年組長河合晋氏が逝去したので後任には會員多數の要望に依つて林平次郎君が推された。

同年副會長一名を増員し、福田滋次郎君が選任された。

同年武藏小山町に於て幹事の調査疎漏から一旦許可した富永某の加入を取消し頗る紛糾したが當該責任者の辭職となり幾干もなく圓滿解決した。

昭和二年、蒲田町に再び小山問題と同様な事件が惹起したが幹事の奔走に依つて解決した。

同年末日本橋區人形町小室大山君が震災後休業中であつた支店再興に就き、近隣の營業者上野録夫外三君より規約違反なりとて抗議が出て、その要求に依つて十二月廿四日臨時總會を開催してその處置を問ふたが、震災後種々の事情によつて營業を中止し、權利のみを保留してゐる組合員は他にも多數あつて、簡單に處置することが出来ないもので十名の調停委員を設け、兩者を折衝して圓滿に解決せしめた。

昭和三年、副組長福田滋次郎君に代つて大塚周吉君が副組長に選任された。

昭和四年、規約が改正されて幹事三十名となりその中郡部より十四名選出され、從來とは正反對に、支部に對し壓倒的な勢力となつた。その結果として從來より新加入者に對する距離制限は延長されるに至つた。

斯くの如くして本組合は今や組合員總數千二百九十名、積立金五萬二千七百八十圓を擁し、定價販賣と距離制限を金科玉條とし最も實行力に富んだ組合として一絲亂れぬ統制振りを示してゐる。

#### 現役員

組長林平次郎、副組長大野孫平、大塚周吉、幹事、林五郎、中川謙、中山軍治、土屋宏、本間龍藏、大東館、石塚卯三郎、平林正男、小澤作次郎、大曾根銈治、東海堂、土屋右近、酒卷修正、櫻井作太郎、伊藤貫一、大川義雄、市川松之輔、松井慎三郎、宮子音吉、山本芳之助、福田滋次郎、山本三郎、石村菊次、北隆館、塚越郁四郎、岸他丑、島田和助



## 第六章 全國書籍商聯合會略史

全國書籍商聯合會が創立されたのは大正八年十月である。當時書籍業界は小賣業者が競争の結果割引販賣が盛んに行はれ、定價は有れども無きが如く、中には全然利益を無視し原價以下にて濫賣するものさへ續出する有様だつたので、大正八年、東京書籍商組合は率先して定價販賣を勵行し、ついで全國各地も之れに倣ひ、つひに本會の設立を見るに至つたのである。即ち本會の主たる目的は全國的に定價販賣を勵行することにある。また規約第九條に依つて非組合員との商取引禁止を勵行することも亦役目の一つになつてゐる。

創立當初の加入組合は五十三、組合員の總數は現在一萬三千二百二十一名（昭和四年十月現在）であつた。各組合はこの聯合會の規約に依り違反者を處分に附し、聯合會は其の正否を調査し、取引停止又は除名處分の方法により規約の勵行を計つてゐる。云はゞ司法的の仕事で、積極的の仕事はしてゐない。強いて云へば運賃遞減について鐵道省へ陳情したり、或ひは日記類の定價販賣につき發行元へ交渉したことがある位のことである。

役員は會長、副會長各一名、幹事十五名、この中五名は常任幹事で、これは東京側から選出してゐる。外に代議員は東京七名、大阪三名、京都二名、横濱、神戸、名古屋各一名、其他各組合から一名宛出してゐる。

第一回の會長は大柴四郎氏、副會長は林平次郎氏であつた。昭和三年四月大柴氏が會長辭任に付後任者に林平次郎氏を推し、副會長に目黒甚七氏が擧げられた。

會長林平次郎、副會長目黒甚七、幹事（常任）大倉保五郎、上原才一郎、大塚周吉、塚越郁四郎、岸他丑

## 第七章 我國出版界の現勢

### 第一節 我が國出版界の分野

出版事業が手工生産に終始してゐた明治初年頃までの我が國の出版界は京都、大阪、東京の三都以外の地方に於ても相當有力なる出版肆があつて、盛に出版を行つてゐたが、明治初年以來、印刷機の輸入と共に出版事業は機械生産に移行し且つ交通運輸送機關の開設を見るに至つて三都以外の地方出版は殆ど絶滅に歸し、今日では僅かに販賣を專業とするものゝ其の地諸官衙によつて行はれる地方的な特種出版を見るに過ぎない。従つて現在我が國に於ける出版業者の團體としては東京出版協會、大阪出版業組合、京都出版協會の三團體あるのみであるが、更に之れを現代の大勢より概観すれば、其の昔出版の搖籃地として般盛を極めた京阪出版界は明治維新の改革に伴ひ、政治、學術の中心が東京に集中された爲めに、自然出版界の中心も東京に移り、今や東京は其の業容の偉大にして旺盛なる商況を示し一般業界中之れに比肩すべきものなきやを感ぜしめる。今昭和二年現在の調査にもとづく東京出版同業者數は出版を專業とする者七百五十餘名、出版を兼業とする者二百十餘名に達してゐるが、此の内中堅出版業者をもつて組織する東京出版協會と大阪、京都出版組合との組合員數の比較を左に掲げて見るこゝ

東京出版協會 二百六十名 (昭和四年五月現在)

大阪出版業組合 六十二名 (同)



京都出版協會

二十五名

(同)

)

此の數字をもつてしても東京は京阪を凌駕するこゝ正に三倍である。即ち之れによつて見るに明治より現在に至る慌しい時勢の變遷と我が國出版事業の情勢の一端を窺ひ知ることが出来る。

### 第二節 我が國出版界の業況

然らば最近に於ける我が國出版事業の業況は如何、彼の歐洲の大戦を一つの境として、我が國におけるすべての産業が大量生産の特長をいよゝ明白にして目醒しい發展を遂げたことは改めて述べるまでもないことであるが、これと共に我が出版界も著しい進展の跡を見せ、其の出版された種類や部數に於ては、遙かに英、米、佛等の諸外國を凌ぎ、正に世界第一の出版國である獨逸の次に位するこゝ云ふ甚だ名譽な地位を贏ち得てゐる。左に内務省警保局圖書課の統計によつて我が國の出版事業の概況を窺つて見るこゝとする。

### 最近出版圖書累年比較表

(昭和三年十二月末現在 内務省警保局調)

政治法律經濟社會統計	昭和三年	同二年	同元年	大正十四年	同十三年
政治	五四五	六〇五	六六〇	五三三	五五四
法律	五〇〇	五三〇	六二一	五〇三	四三六
經濟	四八六	三九九	四〇〇	四〇〇	二八四
社會	七七五	六四三	四二二	五七七	四〇四
統計	一九三	三二七	二一九	一五四	七四

宗教哲學教育文學歷史地理紀數理醫學工業醫學產通事藝術音樂辭書	昭和三年	同二年	同元年	大正十四年	同十三年
宗教	一七五	七三	八一	八三	七三
哲學	七六	一九一	三五二	三二	二七四
教育	三三三	三、三四	三、八六	三、二八	二、四九五
文學	三、〇八二	三、二七六	三、九〇〇	三、〇七五	二、三三六
歷史	五八三	六八〇	七二	七六	四九〇
地理	三〇七	三三九	三〇七	二八七	三三六
紀數	三〇七	三六一	三〇九	二八	二〇〇
理學	七六	九七	一、一八〇	七九	五七
工業	一〇九	一四三	一〇八	三六	一七一
醫學	三三九	一八八	二二二	三三	二七三
醫學	二六六	三三〇	四四五	四八	三三六
產通	四九八	四〇〇	五二七	五八	三三〇
事	四七三	四八	六三五	九八	三〇
藝術	八一	五	四	九	一四七
音樂	七二	六六	七四	一〇	五
辭書	八九五	一、〇〇九	七〇	八七	一、一七一
辭書	四四〇	四一	七四	八九	七四
辭書	六	七	一〇三	一四二	五
辭書	二二	一五	七六	二六	二〇



評論	二五三								
家庭	一八七								
娛樂	三〇八								
雜誌	一九、八〇	四、三一	一、八五	一、三〇七	九六八				
合計	一九、八〇	一九、六七	二〇、二二	二〇、二二	一八、〇六	二四、六四	二四、六四	二四、六四	二四、六四

右比較表によつて見るに、大正十二年度の出版書籍總數一〇、九四六に對して十三年度の一四、三六四、十四年度一八、〇二八、昭和元年度の二〇、二二三部と云ふ風に累年三千部内外の増加を見せ、昭和二、三年度において二百部内外の減少を生じてゐるが、これは此處三年の間斯界を風靡した圓本全集物の爲めに普通單行本の發行が極度の制肘を受けた結果に因由するものと思はれるが、然し其の發行冊數においては、圓本の大量生産によつて、部數の減少に反比例して驚くべき巨額の冊數に達し、同時に一舉に廣汎なる讀者層を開拓したと言はれる。尤も本統計表は東京出版界のみのもではなく、京阪及地方出版物も混入されてゐることは説明を要するまでもない。

列國の出版圖書 (ベルヌの國際著作權聯盟會のドウ・ドロウ・ドートウル誌に據る)

帝國(内地)	一九七年	一九六年	一九五年	一九四年	一九三年	一九二年
ブルガリヤ	一九、六七	二〇、二三	一八、〇八	一四、三六	一三、〇八	二四、〇四
チエツコ	二、三九	二、七〇	二、五八	二、四七	四、二五	
スロヴァキア	—	—	四、七二	四、三六	四、三五	

デンマーク	三、二五	三、二七〇	三、七五	三、六六	三、四一九	三、六三六
フランス	一一、九三	一一、〇九五	一四、九三	九、四〇三	八、五一五	一一、四六〇
ドイツ	三、〇六	三、〇六四	三、五九五	一三、〇八二	三〇、八〇四	二八、八二
洪牙利	四、四四	三、八二八	二、七三	二、〇六五	—	—
イタリ	六、五三	五、八七三	五、八〇四	六、三三一	六、三三六	二、一〇〇
ラトヴィア	—	—	一、八八	一、五三三	—	—
オランダ	—	—	六、三三	六、一一三	四、三三七	四、四五二
ノルウェー	一、三六	一、一〇四	一、三三八	一、一六〇	一、〇六一	—
ポーランド	六、八八	六、三三九	五、六九	五、一三	—	—
ポルトガル	—	—	二、〇二	一、七二〇	—	—
ロシア	三、六〇	三、四四六	二、五八一	一三、四〇四	九、三三三	—
スエーデン	二、六五	二、七四四	三、一一四	三、〇五八	二、六三三	—
スイス	一、九元	一、八三三	一、七四八	一、六二〇	一、四二九	—
スペイン	二、三六	二、二六八	六、六六	五、八九七	六、四〇八	六、七四五
英吉利	一三、八〇	一三、七九	一三、二〇二	一三、七〇六	一〇、八四二	一三、三九
北米合衆國	一〇、二五	九、九五	九、五七	九、〇三	八、六八	一三、三〇

第八章 講座物と全集物一覽

(自大正十四年至昭和四年)

大正十四年から昭和四年の五年間に講座物と全集物が凡そ三百點近く刊行された。左に之れを掲げることは大



正十二年の大震災以後の出版界を物語るものでなければならぬ。

大正十四年

- アルス美術講座
  - 世界短篇小説大系
  - 萬葉集古義
  - 日本戯曲名作大系
  - 現代小説全集
  - 文藝講座
  - 西洋音楽講座
  - 農村問題大系
  - ドストエフスキー全集
  - 普濟法話集
  - 大日本人名辭書
  - 世界文學大綱
  - 現代戯曲全集
  - 漢籍國字解全書
  - 支那文學大觀
- アールス
  - 近現代
  - 圖書刊行會
  - 聚芳閣
  - 新潮社
  - 新潮社
  - アールス
  - 日本評論社
  - 春秋社
  - 其刊行會
  - 同人社
  - 東方出版社
  - 國民圖書株式會社
  - 早大出版部
  - 支那文學大觀
- 通俗經濟講座
  - 鏡花全集
  - 日本名著大系
  - 支那文獻叢書
  - 近松全集
  - 萬有科學大系
  - 日本植物總覽
  - 福澤全集
  - 日蓮上人全集
  - アルス婦人講座
  - 小川末明代表作選集
  - 契沖全集
- 日本評論社
  - 春陽堂
  - 聚芳閣
  - 支那文獻刊行會
  - 東京朝日新聞社
  - 新光社
  - 其刊行會
  - 國民圖書株式會社
  - 其刊行會
  - アルス
  - 文化學會出版部
  - 東京朝日新聞社

大正十五年

- 世界稀書異聞類聚
  - 西洋音楽講座
  - 有朋堂文庫
  - 近代文學大系
  - 日本俳書大系
  - ゲーテ全集
  - 綜合日本史大系
  - 小泉八雲全集
  - 大近松全集
  - 日本時代史
  - 世界文學代表作全集
  - 尾崎行雄全集
  - 大日本歌書綜覽
  - 日本名著全集
  - 日本産業資料大系
  - 圓朝全集
  - 綜合大學講座
  - 漢文講座
- 國際文獻刊行會
  - アールス
  - 有朋堂
  - 國民圖書株式會社
  - 春秋社
  - 聚英社
  - 内外出版株式會社
  - 第一書房
  - 文翫堂
  - 早大出版部
  - 文化學會出版部
  - 平凡社
  - 不二書房
  - 興文社
  - 中外商業新聞社
  - 春陽堂
  - 聖山閣
  - 弘道館
- 社會問題講座
  - 大美術講座
  - レーニン著作集
  - 考古學講座
  - 世界童話大系
  - 長塚節全集
  - 逍遙選集
  - 人生創造思想大系
  - 子規全集
  - 近世社會經濟叢書
  - 科學大系
  - 哲學講座
  - 建築大講座
  - 社會政策大系
  - 最新科學講座
  - 世界文學大綱
  - 國文東方佛教叢書
  - 文化大講座
- 新潮社
  - 白揚社
  - 雄山閣
  - 近代社
  - 春陽堂
  - 春陽堂
  - 人生創造社
  - アールス
  - 改造社
  - 大鏡閣
  - 近代社
  - アールス
  - 大同出版部
  - 國民圖書株式會社
  - 東方出版株式會社
  - 東方書院
  - アールス